

---

# 子どもの貧困・ヤングケアラーに関する アンケート調査報告書

---

令和5年2月

 古河市

## 目次

---

<b>1. 調査の概要</b> .....	1
1) 調査の目的 .....	1
2) 調査の方法 .....	1
3) 回収結果 .....	1
4) 調査結果の分析と活用について .....	2
<b>2. 子どもの貧困についての調査結果</b> .....	3
<b>3. 子どもの貧困についての考察</b> .....	29
1) 子どもの貧困の調査から見える古河市の傾向 .....	29
2) 古河市の課題 .....	29
3) 古河市に必要とされる対応 .....	30
<b>4. ヤングケアラーについての調査結果</b> .....	32
<b>5. ヤングケアラーについての考察</b> .....	57
1) ヤングケアラーの調査から見える古河市の傾向 .....	57
2) 古河市の課題 .....	57
3) 古河市に必要とされる対応 .....	58
<b>6. 資料編</b> .....	61

---

# 1. 調査の概要

## 1) 調査の目的

全国的な課題となっている「子どもの貧困」や「ヤングケアラー」の問題について、古河市内で状況を把握し、そのニーズへの対策を講じていくために、幼児教育・保育施設、学校、その他、子どもに関わる機関や各種福祉事業所の担当者を対象として実施するものである。

## 2) 調査の方法

調査地域	古河市全域
調査対象	子どもに関わる機関や施設の担当者
標本数	1,700 票
標本抽出	子どもに関わる機関や各種福祉施設従事者
調査方法	直接・Eメール
調査期間	令和4年7月上旬～令和4年9月30日

## 3) 回収結果

標本数	1,700 票
回収数	962 票
回答率	56.6%

#### 4) 調査結果の分析と活用について

我が国において、「子どもの貧困」や「ヤングケアラー」に関する社会問題は、コロナ禍の影響により異常な速さで進行する少子化問題とともに、喫緊かつ最優先に対応すべき問題として掲げられている。これらの「社会問題」は、現在の高齢化社会を支え次世代を担う役割を持つ現世代の「子ども」の将来に渡る生活に直結する重大な問題であり、子どもの経済的、経験的、教育的な格差を是正するため、今まさに、行政により何らかの施策を講じなければならない状況下にある。

しかしながら、子どもの貧困や家族へのケアなどの世帯内の問題に対しては、学校や各種の教育・保育施設や分野別・属性別のサービスを提供する福祉事業所においては、同世帯内とはいえ、他の分野の対象者の問題への介入に踏み込みがたい状況もあり、複数の生活課題を抱える世帯内の「子ども」には、これまで十分に支援の手が伸ばされてこなかった。

こうしたなか、近年、国をはじめ全国の都道府県やその他の地方自治体において、その当事者である「子ども」を対象とした、「子どもの貧困」や「ヤングケアラー」に関する実態把握のための調査が進められているが、今般、古河市においても独自の実態調査を実施することとした。

国や茨城県の実態調査では、子ども本人を調査対象としているのに対し、古河市の実態調査は、子ども本人を対象にするのではなく、福祉・教育の現場に携わる従事者等を対象として、「子どもの貧困」や「ヤングケアラー」への認知度、実際のニーズとそれへの関与の状況、また、対策として必要と思われる取組みや施策について問うアンケート調査を実施した。

本調査の結果については、次年度以降の古河市の子どもに対する施策の方向性や展開を検討する際のデータベースとして活用していくとともに、記述による回答から読み取れる実態については、貴重な現場の意見として、施策の立案の際に積極的に活用していく。

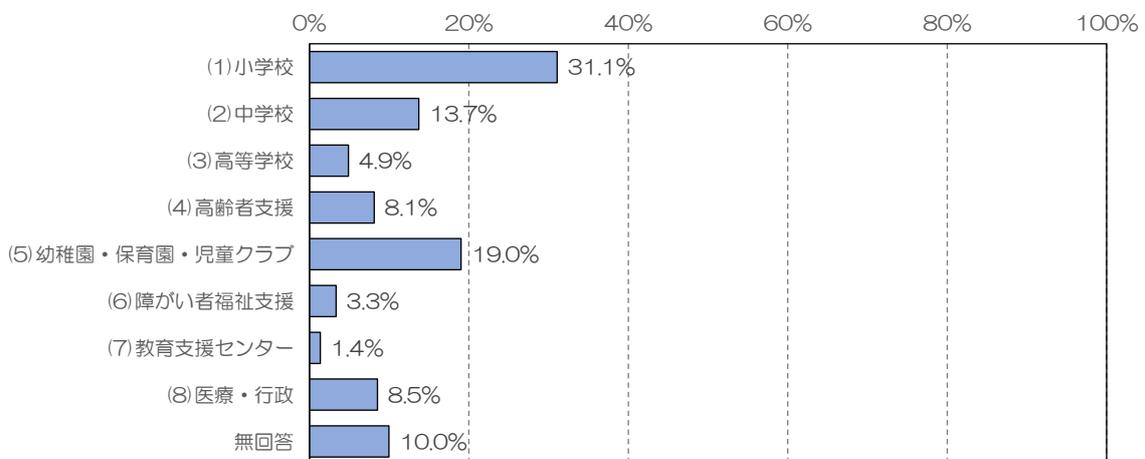
一方、本調査は、上記に掲げた目的を主として実施したものであり、古河市における「子どもの貧困」や「ヤングケアラー」の実数を把握するものではない。そのため、国、茨城県や他の地方公共団体と単に比較することはできないが、既存の調査では把握されていない実態を補完するものとして有効であると捉えている。

本調査ではとくに、「子どもの貧困」や「ヤングケアラー」に対する「気づき」と「対応」の様々なシーンを詳細な選択肢（複数回答）として設定している。このことにより現場において感じられていることをよりリアルに把握することができるとともに、回答した従事者等が「気づき」や「対応」を学ぶ貴重な機会となったと評価している。

## 2. 子どもの貧困についての調査結果

### 1：回答者の所属について

	構成比	回答数
(1) 小学校	31.1%	299
(2) 中学校	13.7%	132
(3) 高等学校	4.9%	47
(4) 高齢者支援	8.1%	78
(5) 幼稚園・保育園・児童クラブ	19.0%	183
(6) 障がい者福祉支援	3.3%	32
(7) 教育支援センター	1.4%	13
(8) 医療・行政	8.5%	82
無回答	10.0%	96
計	100.0%	962

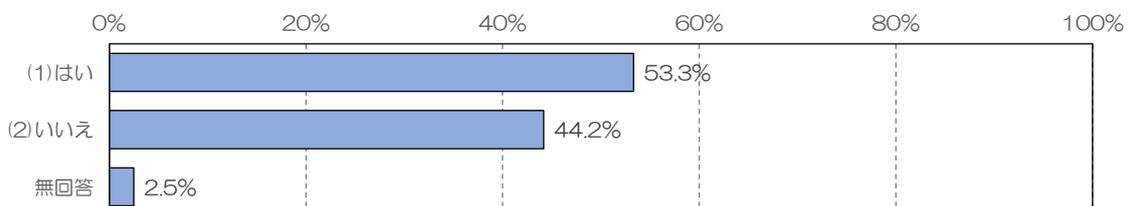


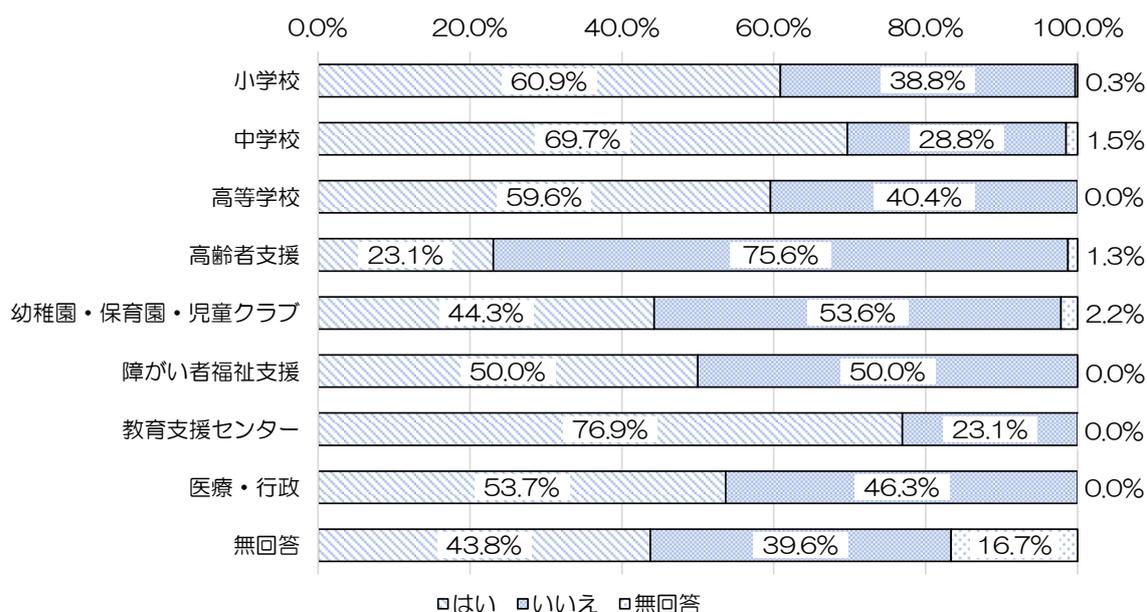
回答者の所属については、以上のとおりである。

### 2：「子どもの貧困」に関する気づき・認識について

1. あなたが、過去の職場経験において、ご自身の業務として担当してきた子ども、又はあなたが支援の対象とする世帯に属する子どもの中で「子どもが貧困状態にある」と感じたことはありますか。

	構成比	回答数
(1) はい	53.3%	513
(2) いいえ	44.2%	425
無回答	2.5%	24
計	100.0%	962



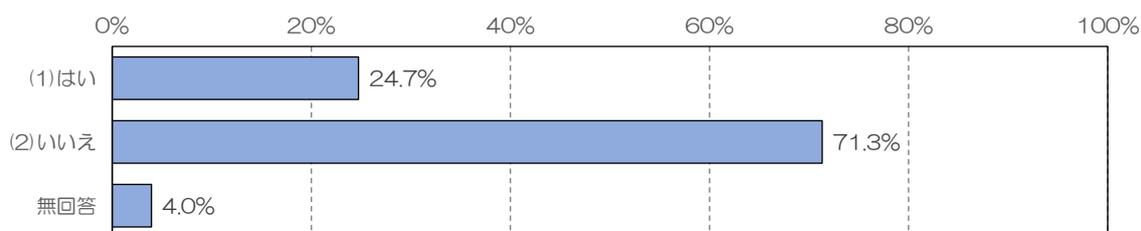


設問2-1では、「はい」が53.3%と、「過去」の仕事の経験の中で「子どもが貧困状態にある」と5割以上が感じている。

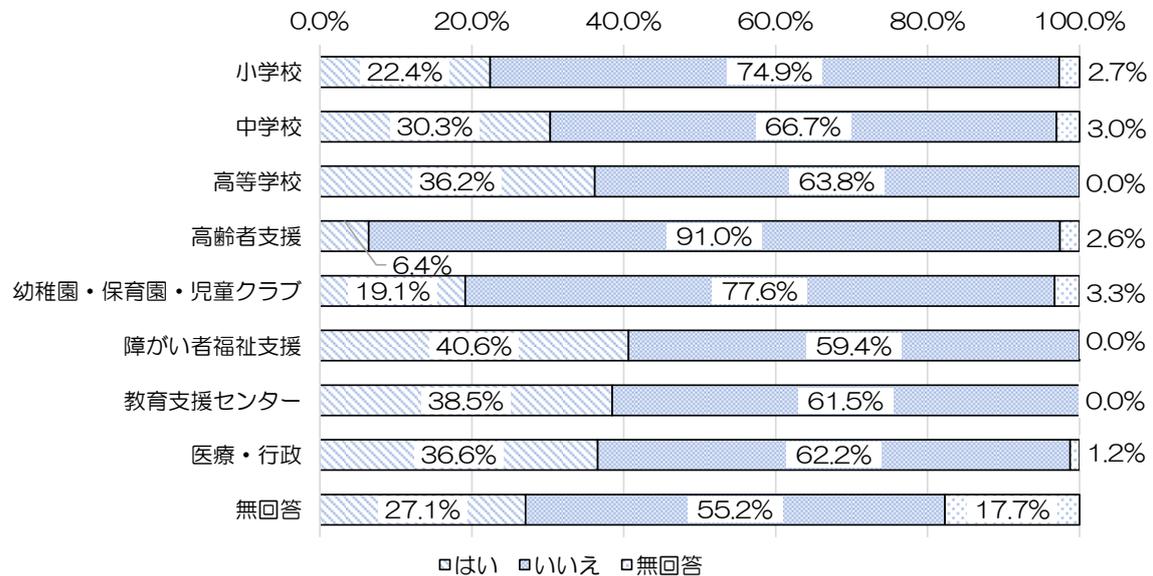
職業分類別では、「小学校」、「中学校」で60%を超えており、また、「教育支援センター」では76.9%と最も高い割合となっているなど、教育分野で子どもの貧困について、より多くの者が感じていると見ることができる。とくに、「教育支援センター」は、調査の母集団や標本数としては小さいが、いじめや不登校、引きこもりなどの対応窓口でもあることから、それらの問題と子どもの貧困との関係性を注意深く見ていく必要があると思われる。

## 2. あなたが、現在、ご自身の業務として普段担当している子ども、又はあなたが支援の対象とする世帯に属する子どもの中で「子どもが貧困状態にある」と感じたことはありますか。

	構成比	回答数
(1) はい	24.7%	238
(2) いいえ	71.3%	686
無回答	4.0%	38
計	100.0%	962



それは何人位ですか。			
1～2人	回答者数 124名	3～4人	回答者数 27人
5～9人	回答者数 6名	10人以上	回答者数 12人



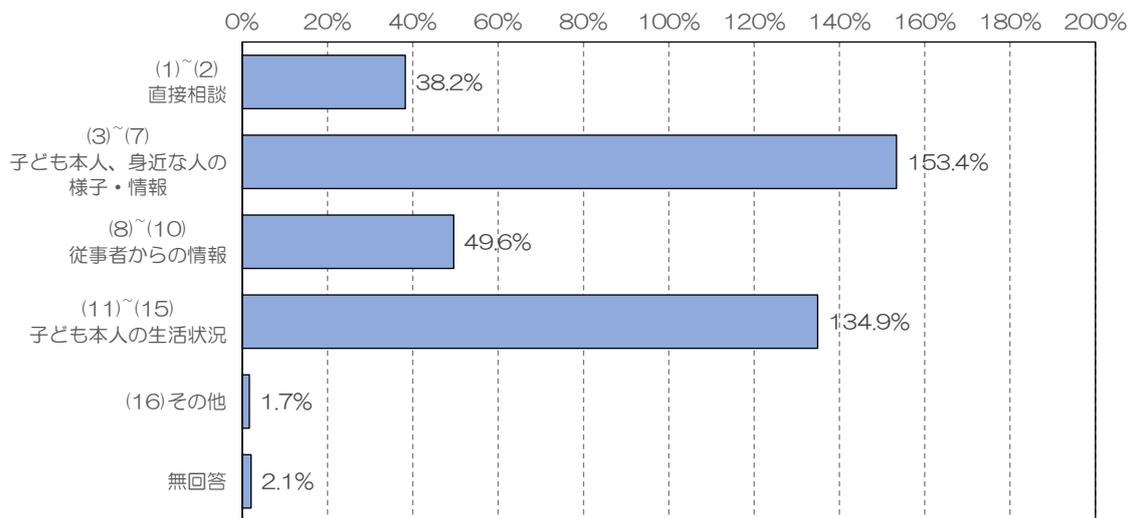
設問2-2では、「現在」の仕事における関わりの中（令和4年の4月から6月まで）において、「子どもが貧困状態にある」と感じているかについて、「いいえ」が71.3%、「はい」が24.7%となっており、前質問の「過去」の場合と「現在」とでは、結果の様相に大きな違いがある。

「感じたか否か」の意識を問うこの設問の場合、回答者の職務経験の長さなどに相当の影響を受けているものと考えられるため、「過去」の経験の中で感じたことを問う設問と、「現在」というある一時点の期間中で感じていることを問う設問とを切り分けている。結果は「はい」、「いいえ」ともに、「過去」と「現在」との間では、30ポイント近い差が生じている。「現在」の結果の方が、より実態を捉えているのではないかと思われるが、結果について他のバイアスの影響も考慮する必要があると思われる。

職業分類別では、「障がい者福祉支援」で「はい」が40.6%と高くなっている。また、「過去」と「現在」との間でも差は10ポイント程度と小さい。そのことから、子ども本人や家族の障がいの問題と、子どもの貧困の問題との関係性を注意深く見ていく必要があると思われる。

A. 上記2の2について、それは、どのような情報源から感じましたか。【複数回答】

	構成比	回答数
(1) 子ども本人から直接の相談（個人面談場面）の内容から	16.8%	40
(2) 子どもの保護者から直接の相談（個人面談場面）の内容から	21.4%	51
(3) 子ども本人の普段の様子・情報から	73.9%	176
(4) 子どもの兄弟姉妹の普段の様子・情報から	23.1%	55
(5) 子どもの保護者の普段の様子・情報から	44.5%	106
(6) 保護者以外の同居の世帯員の様子・情報から	6.3%	15
(7) 子ども本人、保護者、同居の世帯員以外の身近な人の様子から	5.5%	13
(8) 市や他の相談窓口（担当者）の情報から	18.5%	44
(9) 同僚・上司（上長）又は前の担当者（前任者）の情報から	20.2%	48
(10) ケース検討会、ケースカンファレンスなどの情報から	10.9%	26
(11) 子どもの住居（住まい）の様子から	36.6%	87
(12) 必要な費用の支払いの状況から	43.3%	103
(13) 世帯の生活状況の様子から（情報の聴取方法は問いません）	30.7%	73
(14) 世帯の経済状況の情報から（情報の聴取方法は問いません）	20.6%	49
(15) その他の世帯に関する情報から	3.8%	9
(16) その他	1.7%	4
無回答	2.1%	5
計		238



※項目を分類し、n=238でグラフ化

(16) その他

- 保健室の先生との連携から。
- 中学校からの報告。

回答者数 2名

		1位	比率	2位	比率
職業分類	総計	(3)子ども本人の普段の様子・情報から	73.9%	(5)子どもの保護者の普段の様子・情報から	44.5%
	小学校	(3)子ども本人の普段の様子・情報から	91.0%	(12)必要な費用の支払いの状況から	44.8%
	中学校	(3)子ども本人の普段の様子・情報から	67.5%	(12)必要な費用の支払いの状況から	55.0%
	高等学校	(3)子ども本人の普段の様子・情報から	88.2%	(1)子ども本人から直接の相談（個人面談場面）の内容から (12)必要な費用の支払いの状況から	47.1%
	高齢者支援	(11)子どもの住居（住まい）の様子から	100.0%	(13)世帯の生活状況の様子から（情報の聴取方法は問いません）	80.0%
	幼稚園・保育園・児童クラブ	(3)子ども本人の普段の様子・情報から	80.0%	(12)必要な費用の支払いの状況から	54.3%
	障がい者福祉支援	(5)子どもの保護者の普段の様子・情報から	61.5%	(3)子ども本人の普段の様子・情報から	53.8%
	教育支援センター	(3)子ども本人の普段の様子・情報から	80.0%	(5)子どもの保護者の普段の様子・情報から	80.0%
	医療・行政	(2)子どもの保護者から直接の相談（個人面談場面）の内容から	66.7%	(13)世帯の生活状況の様子から（情報の聴取方法は問いません） (8)市や他の相談窓口（担当者）の情報から	46.7%
	無回答	(3)子ども本人の普段の様子・情報から	80.8%	(5)子どもの保護者の普段の様子・情報から	53.8%

設問2-2-Aでは、「子どもの普段の様子・情報から」が73.9%と最も高い割合となっており、次いで「子どもの保護者の普段の様子・情報から」44.5%、「必要な費用の支払いの状況から」43.3%となっている。

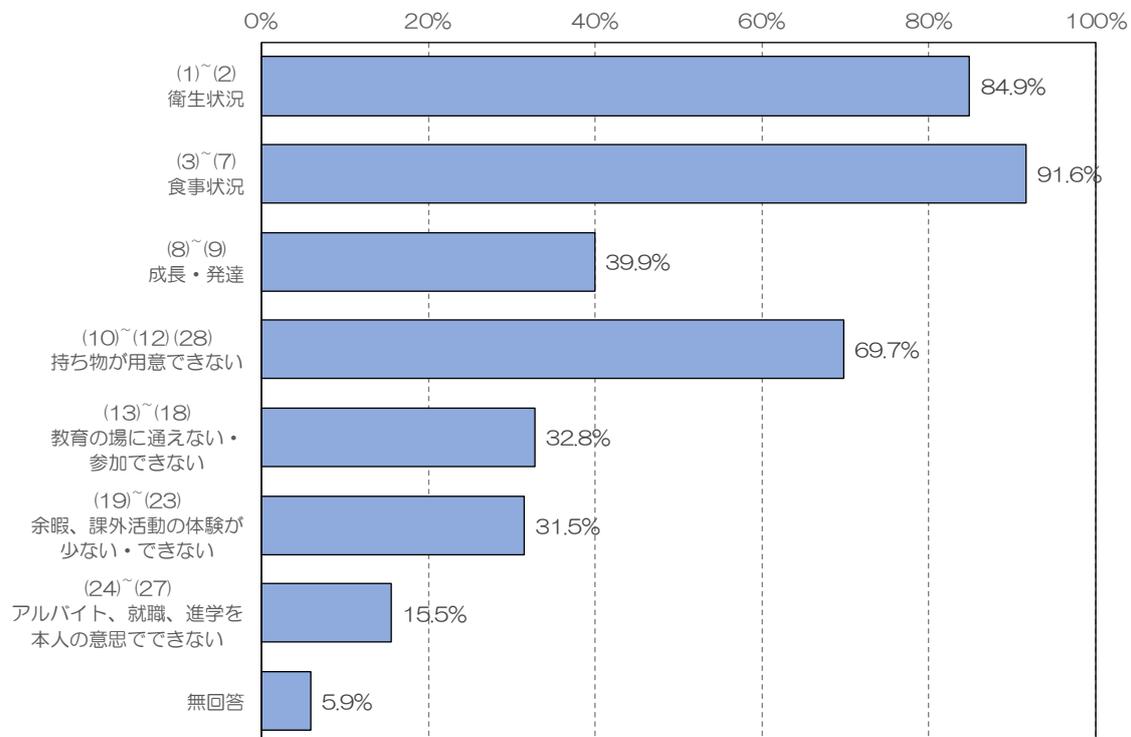
「子ども本人、身近な人の様子・情報」、「子ども本人の生活状況」から貧困に気付く事例が多く、なかでも学校や就学前幼児施設従事者では「必要な費用の支払いの状況から」気付く割合が高くなっており、該当する家庭においては絶対的貧困の状況にないかなどについて慎重に見極めていく必要があると思われる。

一方、職業分類別で見ると、高齢者支援の従事者では、「子どもの住居（住まい）の様子から」が1位（100%）というところに特徴が見られる。高齢者支援の従事者は他の職業分類の従事者に比べ、対象世帯の居宅に訪問する必要性、頻度が高いためであると推察される。これらのことから、「子どもの貧困」を認知するには、子どもを取り巻く生活環境を確認することが重要であると思われる。

B. 上記Aについて、それは具体的にどのような様子（様相・状況・情報など）から感じましたか。

①本人の様子（様相・状況・情報など）【複数回答】

	構成比	回答数
(1) 子どもの身なりがいつも同じようで着替えが少ない	48.3%	115
(2) 入浴できていないと思われる	36.6%	87
(3) 食事を十分に取れていないと思われる	39.5%	94
(4) 食事（給食含む）の取り方に（他の子とくらべて極端な）執着がある	19.7%	47
(5) 食べるもの、栄養価が極端に偏っている	22.3%	53
(6) 子どもだけで知り合いの家で食事してることがある	3.4%	8
(7) お弁当を用意してもらえず持ってこない	6.7%	16
(8) 体の発育・成長が通常よりも遅れている感じがする	14.7%	35
(9) 精神的発達に問題がありそうだが適切な指導につながない	25.2%	60
(10) 必要な持ち物が揃えられない	39.5%	94
(11) 制服・着替えなどが用意できない	18.1%	43
(12) 生理用品などを用意できない	1.7%	4
(13) 幼児教育・保育施設に通うことができない	6.7%	16
(14) （小学生以上）学校に行くことができない	12.6%	30
(15) 児童クラブに行くことができない	1.3%	3
(16) 塾や習い事に通いたいに通うことができない	5.9%	14
(17) 学校の部活に参加したいが参加できない	5.0%	12
(18) 学校以外のスポーツクラブ、少年団等に参加したいが参加できない	1.3%	3
(19) 所属の行事、課外体験、イベントごとに参加しない	2.9%	7
(20) 放課後や土日に友達と出かけたり遊んだりすることがない	4.6%	11
(21) 家族と土日に遊びに出かける体験が少ない	10.1%	24
(22) 宿泊学習に参加することができない	5.5%	13
(23) 修学旅行等に行くことができない	8.4%	20
(24) アルバイトをしている	5.0%	12
(25) アルバイトをしたいが、することができない	0.8%	2
(26) 就職をしたいが、することができない	2.1%	5
(27) 進学をしたいが、できない、又はすることにためらいを感じている	7.6%	18
(28) 普段着や文房具など他学校などに必要なものを買いたい、買えない	10.5%	25
無回答	5.9%	14
計		238



※項目を分類し、n=238でグラフ化

	1位		2位		
		比率		比率	
職業分類	総計	(1)子どもの身なりがいつも同じよう で着替えが少ない	48.3%	(3)食事を十分に取れていないと思 われる (10)必要な持ち物が揃えられ ない	39.5%
	小学校	(10)必要な持ち物が揃えられ ない	64.2%	(1)子どもの身なりがいつも同じ よう で着替えが少ない	58.2%
	中学校	(1)子どもの身なりがいつも同じ よう で着替えが少ない	32.5%	(2)入浴できていないと思われ る (11)制服・着替えなどが用意で きない	25.0%
	高等学校	(24)アルバイトをしている	52.9%	(27)進学をしたいが、できな い、又はすること にためらいを感じ ている	47.1%
	高齢者支援	(3)食事を十分に取れていない と思われる	80.0%	(26)就職をしたいが、するこ とが できない	60.0%
	幼稚園・保育園・ 児童クラブ	(1)子どもの身なりがいつも同じ よう で着替えが少ない	65.7%	(2)入浴できていないと思われ る	54.3%
	障がい者福祉支援	(3)食事を十分に取れていない と思われる	53.8%	(1)子どもの身なりがいつも同じ よう で着替えが少ない (5)食べるもの、栄養価が極端 に偏っている	46.2%
	教育支援センター	(3)食事を十分に取れていない と思われる	60.0%	(2)入浴できていないと思われ る (14) (小学生以上) 学校に い くことが できない	40.0%
	医療・行政	(9)精神的発達に問題がありそ うだ が適切な 指導につ ながって いない	43.3%	(1)子どもの身なりがいつも同じ よう で着替えが少ない (3)食事を十分に取れていない と思 われる	33.3%
	無回答	(1)子どもの身なりがいつも同じ よう で着替えが少ない	61.5%	(2)入浴できていないと思われ る (3)食事を十分に取れていない と思 われる	46.2%

設問2-2-B-①では「食事が十分に取れていない」など「食事状況」から気付いたという回答が91.6%と高くなっており、次いで「衛生状況」84.9%、「持ち物が用意できない」69.7%となっている。

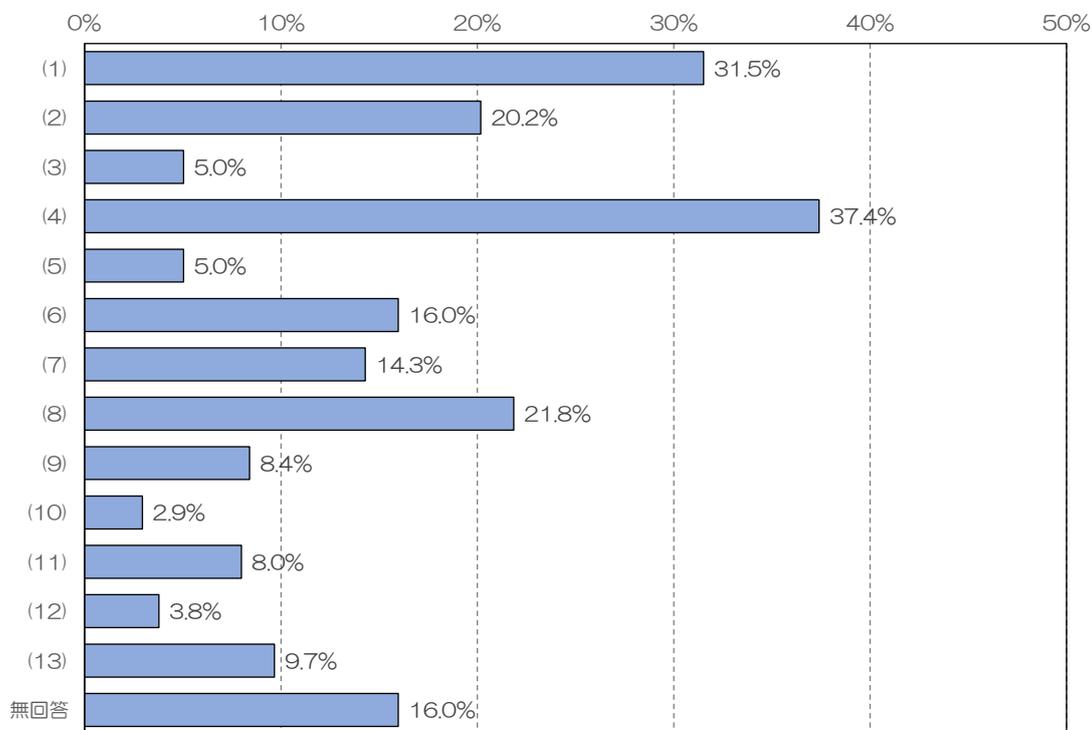
子どもの様子、言動など、従事者等が外面から認識できる項目が高い割合となっている一方で、割合の低い項目は、従事者等が相談などにより子どもの内面や生活状況の様子に触れないと知ることができない項目である。これらのことから、従事者等からの子どもへの関わりの程度が「子どもの貧困」の認識に影響していることがわかる。

職業分類別で特徴的であるのは、調査の標本数としては小さいが、高等学校の「アルバイトをしている」(52.9%)、「進学をしたいが、できない、又はすることにためらいを感じている」(47.1%)の回答である。「進路相談」など、教員が生徒と直接的に相談を通して向き合う場面が多いことも影響していると思われる。

これらの情報から、子ども本人との「相談」のあり方が「子どもの貧困」の認識に大きく影響していることが読み取れる。

②保護者や同居の家族等の様子（様子・状況・情報など）【複数回答】

	構成比	回答数
(1) 保護者や同居の家族に障がいや疾病がある	31.5%	75
(2) 保護者や同居の家族が外国人で日本語が十分に話せない	20.2%	48
(3) 保護者や同居の家族が外国人で在留資格の関係から仕事ができない	5.0%	12
(4) 保護者が子どもに無関心	37.4%	89
(5) 保護者と子どもの所属先との関係が良くない	5.0%	12
(6) 保護者や同居の家族が必要と思われるサービスを利用しない、又は拒む	16.0%	38
(7) 子ども本人や保護者や同居の家族が、ケガや病気をしても医療機関にかかろうとしない	14.3%	34
(8) 子どもが保護者や同居の家族のために、食事の用意、買い物、掃除などの家事をしなくてはならない	21.8%	52
(9) 子どもが保護者や同居の家族の世話や身体的な介護等をしなければならない	8.4%	20
(10) 子どもが保護者や同居の家族が利用するサービスや医療の場所まで送迎をしなければならない	2.9%	7
(11) 保護者や同居の家族が外国人で日本語が十分に話せないので子どもが通訳をしなければならない	8.0%	19
(12) 保護者や同居の家族（本人も含む）が電話、携帯、スマホ等の連絡手段を持っていない	3.8%	9
(13) 世帯に必要な移動手段（自転車、自動車、バイクなど）がない	9.7%	23
(14) 無回答	16.0%	38
計		238



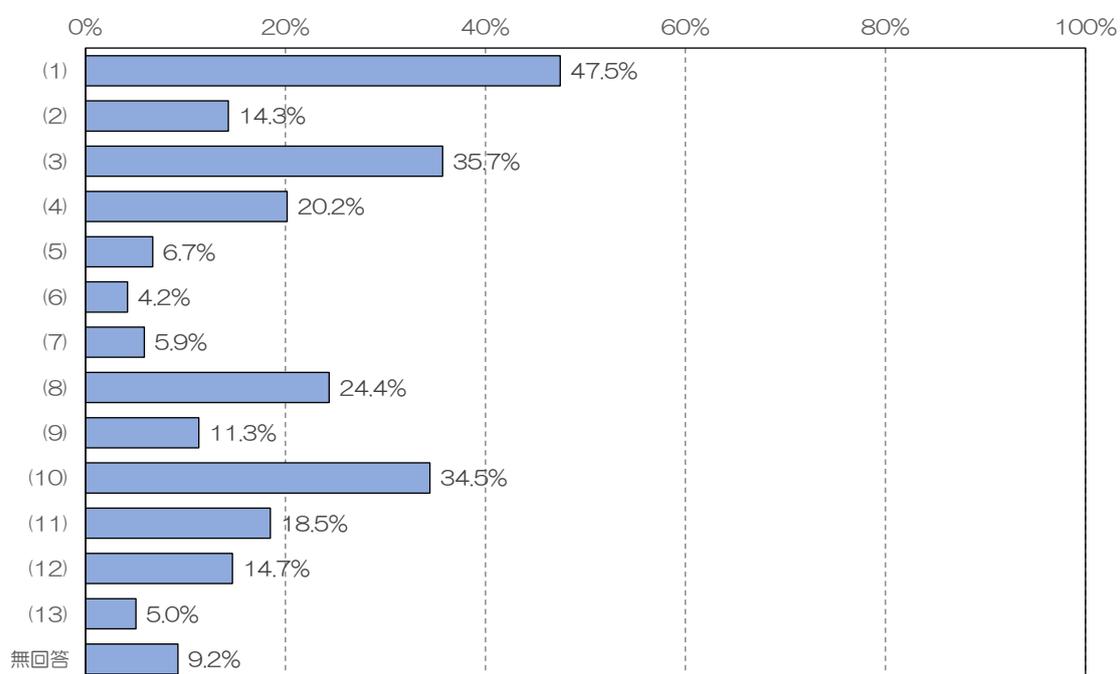
職業分類	1位		2位	
	内容	比率	内容	比率
総計	(4)保護者が子どもに無関心	37.4%	(1)保護者や同居の家族に障がいや疾病がある	31.5%
小学校	(4)保護者が子どもに無関心	44.8%	(1)保護者や同居の家族に障がいや疾病がある	22.4%
中学校	(4)保護者が子どもに無関心	32.5%	(8)子どもが保護者や同居の家族のために、食事の用意、買い物、掃除などの家事をしなくてはならない	30.0%
高等学校	(1)保護者や同居の家族に障がいや疾病がある (4)保護者が子どもに無関心 (8)子どもが保護者や同居の家族のために、食事の用意、買い物、掃除などの家事をしなくてはならない	41.5%	(2)保護者や同居の家族が外国人で日本語が十分に話せない	35.3%
高齢者支援	(1)保護者や同居の家族に障がいや疾病がある	100.0%	(4)保護者が子どもに無関心 (8)子どもが保護者や同居の家族のために、食事の用意、買い物、掃除などの家事をしなくてはならない (9)子どもが保護者や同居の家族の世話や身体的な介護等をしなければならない	60.0%
幼稚園・保育園・児童クラブ	(4)保護者が子どもに無関心	37.1%	(7)子ども本人や保護者や同居の家族が、ケガや病気をしても医療機関にかかろうとしない	17.1%
障がい者福祉支援	(1)保護者や同居の家族に障がいや疾病がある	76.9%	(6)保護者や同居の家族が必要と思われるサービスを利用しない、又は拒む	30.3%
教育支援センター	(7)子ども本人や保護者や同居の家族が、ケガや病気をしても医療機関にかかろうとしない (8)子どもが保護者や同居の家族のために、食事の用意、買い物、掃除などの家事をしなくてはならない	40.0%	(1)保護者や同居の家族に障がいや疾病がある (4)保護者が子どもに無関心 (5)保護者と子どもの所属先との関係が良くない (9)子どもが保護者や同居の家族の世話や身体的な介護等をしなければならない	20.0%
医療・行政	(1)保護者や同居の家族に障がいや疾病がある	66.7%	(4)保護者が子どもに無関心	33.3%
無回答	(4)保護者が子どもに無関心	46.2%	(1)保護者や同居の家族に障がいや疾病がある (7)子ども本人や保護者や同居の家族が、ケガや病気をしても医療機関にかかろうとしない	30.8%

設問2-2-B-②では、「保護者が子どもに無関心」が37.4%、次いで「保護者や同居の家族に障がいや疾病がある」31.5%、「子どもが保護者や同居の家族のために、食事の用意、買い物、掃除などの家事をしなくてはならない」で21.8%となっている。

職業分類別では、学校や就学前幼児施設の全てで「保護者が子どもに無関心」が1位となっており、保護者の養育能力の問題や、ネグレクトなどの虐待との関係性を注意深く見ていく必要があると思われる。

### ③住居や世帯の経済状況等の様子（様相・状況・情報など）【複数回答】

	構成比	回答数
(1) 給食費、諸経費など必要な費用に滞納がある	47.5%	113
(2) 住居が老朽化しているが直せない	14.3%	34
(3) 住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している	35.7%	85
(4) 家庭内で、虐待・DV被害を受けている（ネグレクト・教育放棄を含む）	20.2%	48
(5) 世帯の水道、ガス、電気等の料金が滞っている	6.7%	16
(6) 世帯の水道、ガス、電気等の内、いずれかが滞納で利用できない	4.2%	10
(7) 公共料金（税・健康保険料等）の滞納がある	5.9%	14
(8) 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等である	24.4%	58
(9) 教育支援制度（準要保護世帯）を利用している	11.3%	27
(10) 生活保護世帯である	34.5%	82
(11) 世帯の貯蓄がほとんどない	18.5%	44
(12) 保護者や同居の家族が働いておらず、年金や手当、その他の支援、仕送りなどで生活している	14.7%	35
(13) 世帯が多額の借金を抱えている	5.0%	12
無回答	9.2%	22
計		238



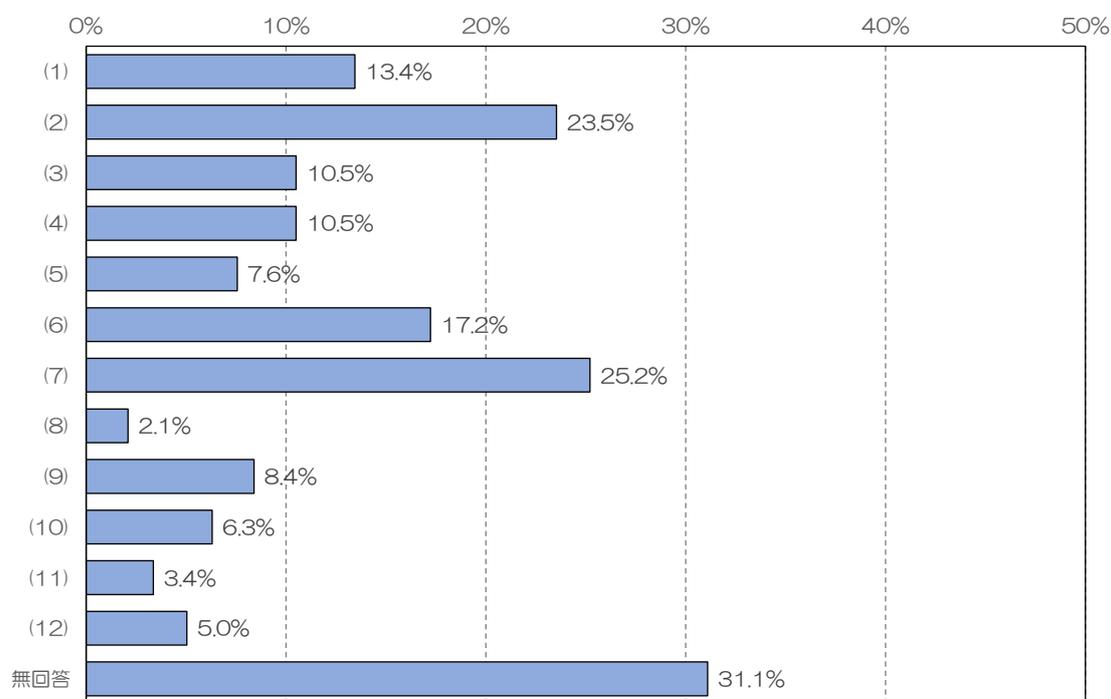
職業分類	1位		2位	
	内容	比率	内容	比率
総計	(1)給食費、諸経費など必要な費用に滞納がある	47.5%	(3)住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している	35.7%
小学校	(1)給食費、諸経費など必要な費用に滞納がある	49.3%	(3)住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している	41.8%
中学校	(1)給食費、諸経費など必要な費用に滞納がある	57.5%	(3)住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している	32.5%
高等学校	(1)給食費、諸経費など必要な費用に滞納がある	58.8%	(10)生活保護世帯である	52.9%
高齢者支援	(3)住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している (12)保護者や同居の家族が働いておらず、年金や手当、その他の支援、仕送りなどで生活している	80.0%	(11)世帯の貯蓄がほとんどない	60.0%
幼稚園・保育園・児童クラブ	(1)給食費、諸経費など必要な費用に滞納がある	60.0%	(10)生活保護世帯である	17.1%
障がい者福祉支援	(10)生活保護世帯である	53.8%	(3)住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している	38.5%
教育支援センター	(3)住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している	60.0%	(8)児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等である	20.0%
医療・行政	(3)住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している (10)生活保護世帯である (11)世帯の貯蓄がほとんどない	53.3%	(4)家庭内で、虐待・DV被害を受けている(ネグレクト・教育放棄を含む) (8)児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等である	36.7%
無回答	(1)給食費、諸経費など必要な費用に滞納がある	50.0%	(3)住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している (10)生活保護世帯である	38.5%

設問2-2-B-③では、「給食費、諸経費など必要な費用に滞納がある」が47.5%と約5割を占め、次いで「住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している」が35.7%、「生活保護世帯である」34.5%となっている。

職業分類別では、従事者等による世帯への訪問の頻度が比較的少ない学校や就学前幼児施設では、「給食費、諸経費など必要な費用に滞納がある」という経済状況からの認識が1位となっているのに対し、従事者等による世帯への訪問の頻度が比較的多い高齢者支援、障がい者福祉支援、医療・行政では「住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している」という生活環境からの認識が1位又は2位となっており、これらのことから「子どもの貧困」の認識は、実際の経済状況や生活環境の両側面からも、よく確認されるということがわかる。

#### ④その他の様子（様相・状況・情報など）【複数回答】

	構成比	回答数
(1) 友人関係がなく、いつも孤独な感じである	13.4%	32
(2) 無気力・無反応・無表情などがみられる	23.5%	56
(3) スポーツや文化的な関心がなく、その体験も極端に少ない	10.5%	25
(4) こんな人になりたい、という夢やモデルとなる人がいない	10.5%	25
(5) 頑張ってもしかたがないと将来への希望をなくしている	7.6%	18
(6) 新しいことを知ること、学ぶことに意欲がない	17.2%	41
(7) 健康や保健衛生に関する知識が身についていない	25.2%	60
(8) 夜遅くになっても居場所がないので家に帰らない	2.1%	5
(9) 保護者や同居の家族の世話をするのは当然であるといい、疑問を感じていない	8.4%	20
(10) 本当は保護者や同居の家族の世話はしたくないが、ほかに方法を知らないので自分がするしかないと考えている	6.3%	15
(11) 支援を受ける方法を知っているが、保護者や同居の家族自身が、家族以外の他人からの支援を拒むので、他者からの支援を受けられない	3.4%	8
(12) その他	5.0%	12
無回答	31.1%	74
計		238



#### (12) その他の記述

- 保護者が柔軟に子育てをしていくことが難しいところがある。
- 保護者と連絡が繋がらない。
- 遅刻・欠席が多い。

等

回答者数 6名

職業分類	1位		2位	
	内容	比率	内容	比率
総計	(7)健康や保健衛生に関する知識が身についていない	25.2%	(2)無気力・無反応・無表情などがみられる	23.5%
小学校	(7)健康や保健衛生に関する知識が身についていない	26.2%	(2)無気力・無反応・無表情などがみられる (6)新しいことを知ること、学ぶことに意欲がない	22.4%
中学校	(7)健康や保健衛生に関する知識が身についていない	22.5%	(2)無気力・無反応・無表情などがみられる (6)新しいことを知ること、学ぶことに意欲がない	17.5%
高等学校	(6)新しいことを知ること、学ぶことに意欲がない	29.4%	(2)無気力・無反応・無表情などがみられる	23.5%
高齢者支援	(6)新しいことを知ること、学ぶことに意欲がない	60.0%	(1)友人関係がなく、いつも孤独な感じである (2)無気力・無反応・無表情などがみられる (5)頑張ってもしかたがないと将来への希望をなくしている (9)保護者や同居の家族の世話をするのは当然であるといい、疑問を感じていない	40.0%
幼稚園・保育園・児童クラブ	(2)無気力・無反応・無表情などがみられる	28.6%	(7)健康や保健衛生に関する知識が身についていない	22.9%
障がい者福祉支援	(7)健康や保健衛生に関する知識が身についていない	23.1%	(4)こんな人になりたい、という夢やモデルとなる人がいない	15.4%
教育支援センター	(7)健康や保健衛生に関する知識が身についていない	40.0%	(1)友人関係がなく、いつも孤独な感じである (2)無気力・無反応・無表情などがみられる (3)スポーツや文化的な関心がなく、その体験も極端に少ない (4)こんな人になりたい、という夢やモデルとなる人がいない (6)新しいことを知ること、学ぶことに意欲がない	20.0%
医療・行政	(2)無気力・無反応・無表情などがみられる	26.7%	(7)健康や保健衛生に関する知識が身についていない	22.3%
無回答	(7)健康や保健衛生に関する知識が身についていない	38.5%	(2)無気力・無反応・無表情などがみられる	30.8%

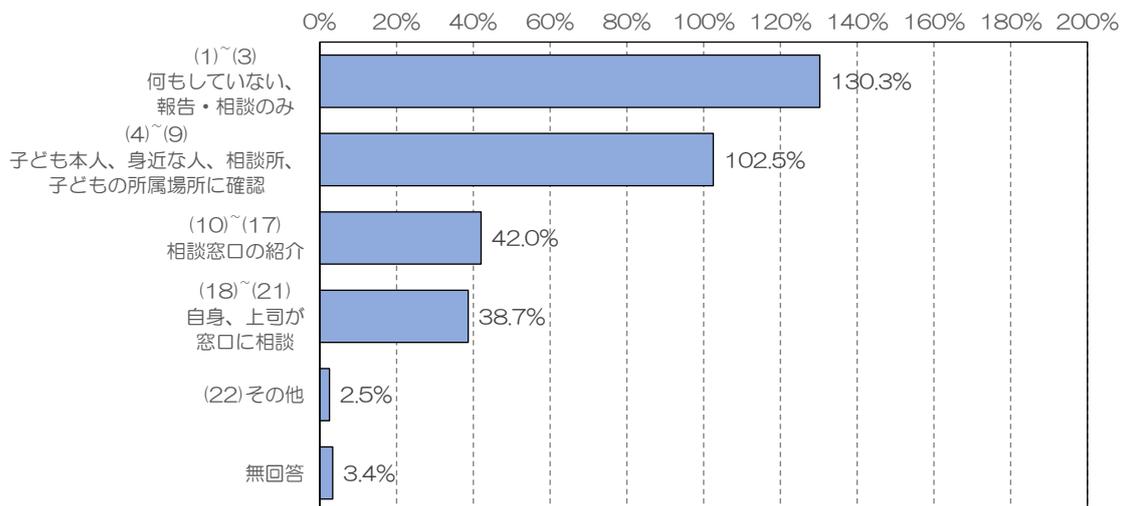
設問 2-2-B-④では、「健康や保健衛生に関する知識が身についていない」が 25.2%で最も高く、次いで「無気力・無反応・無表情などがみられる」が 23.5%「新しいことを知ること、学ぶことに意欲がない」17.2%となっている。

これらの2つの項目は職業分類別で見ても、ほぼどの職業分類においても同様の傾向を示していることから、「子どもの貧困」を認識する上では、とくに気を付けるべき点であると推察できる。

その他の記述では「保護者が柔軟に子育てをしていくことが難しいところがある」、「保護者と連絡が繋がらない」、「遅刻・欠席が多い」など、保護者の子どもの日常生活への関心の希薄さについても、注意して見ていく必要があると思われる。

C. 上記 B の①から④までのように、「子どもが貧困状態にある」と感じた子どもに対し、あなたは、あなたの職業・職場（職域）又はご自身の専門職としての立場から、どのような対応（行動）をしましたか。【複数回答】

	構成比	回答数
(1) 具体的には、何も支援をしていない	10.5%	25
(2) 同僚にその状況を報告・相談した	58.0%	138
(3) 上司（上長）にその状況を報告・相談した	61.8%	147
(4) 子どもに直接生活状況を確認した	29.8%	71
(5) 保護者に対して生活状況を確認した	30.7%	73
(6) 保護者以外の他の世帯員に対して生活状況を確認した	6.7%	16
(7) 保護者、他の世帯員以外の身近な人物に対して生活状況を確認した	4.2%	10
(8) 市の担当部署（児童相談所を含む）等に生活状況を確認した	23.1%	55
(9) 子どもが所属するサービス・施設等に生活状況を確認した	8.0%	19
(10) 子ども自身に対して、あなたの職場（同組織内を含む）にある相談窓口（担当者）を紹介した	6.3%	15
(11) 保護者に対して、あなたの職場（同組織内を含む）にある相談窓口（担当者）を紹介した	10.1%	24
(12) 保護者以外の他の世帯員に対してあなたの職場（同組織内を含む）にある相談窓口（担当者）を紹介した	2.9%	7
(13) 保護者、他の世帯員以外の身近な人物に対して、あなたの職場（同組織内を含む）にある相談窓口（担当者）を紹介した	2.5%	6
(14) 子ども自身に対して、市や外部機関の相談窓口（担当者）を紹介した	4.2%	10
(15) 保護者に対して、市や外部機関の相談窓口（担当者）を紹介した	13.9%	33
(16) 保護者以外の他の世帯員に対して、市や外部機関の相談窓口（担当者）を紹介した	1.3%	3
(17) 保護者、他の世帯員以外の身近な人物に対して、市や外部機関の相談窓口（担当者）を紹介した	0.8%	2
(18) あなた自身が、子どもの様子について、あなたの職場（同組織内を含む）にある相談窓口（担当者）に相談した	7.1%	17
(19) あなたの上司（上長）が、子どもの様子について、あなたの職場（同組織内を含む）にある相談窓口（担当者）に相談した	8.8%	21
(20) あなた自身が、子どもの様子について、市や外部機関の相談窓口（担当者）に相談した	6.3%	15
(21) あなたの上司（上長）が、子どもの様子について、市や外部機関の相談窓口（担当者）に相談した	16.4%	39
(22) その他	2.5%	6
無回答	3.4%	8
計		238



※項目を分類しn=238でグラフ化

(22) その他の記述

- ・実際に介入し支援を開始した。
- ・住居を直接確認しに行った。(中には入っていないが)
- ・奨学給付金の紹介。

等

回答者数 5名

職業分類	1位		2位	
	内容	比率	内容	比率
総計	(3)上司(上長)にその状況を報告・相談した	61.8%	(2)同僚にその状況を報告・相談した	58.0%
小学校	(2)同僚にその状況を報告・相談した	68.7%	(3)上司(上長)にその状況を報告・相談した	67.2%
中学校	(2)同僚にその状況を報告・相談した (3)上司(上長)にその状況を報告・相談した	60.0%	(8)市の担当部署(児童相談所を含む)等に生活状況を確認した	30.0%
高等学校	(2)同僚にその状況を報告・相談した	76.5%	(3)上司(上長)にその状況を報告・相談した	58.8%
高齢者支援	(5)保護者に対して生活状況を確認した (8)市の担当部署(児童相談所を含む)等に生活状況を確認した	60.0%	(4)子どもに直接生活状況を確認した (7)保護者、他の世帯員以外の身近な人物に対して生活状況を確認した	40.0%
幼稚園・保育園・児童クラブ	(3)上司(上長)にその状況を報告・相談した	80.0%	(2)同僚にその状況を報告・相談した	57.1%
障がい者福祉支援	(5)保護者に対して生活状況を確認した	46.2%	(3)上司(上長)にその状況を報告・相談した	38.5%
教育支援センター	(1)具体的には、何も支援をしていない	40.0%	(2)同僚にその状況を報告・相談した (3)上司(上長)にその状況を報告・相談した	20.0%
医療・行政	(5)保護者に対して生活状況を確認した	63.3%	(3)上司(上長)にその状況を報告・相談した	56.7%
無回答	(2)同僚にその状況を報告・相談した	65.4%	(3)上司(上長)にその状況を報告・相談した	61.5%

設問2-2-Cでは、「何もしていない、報告・相談のみ」の割合が高くなっているが、複数回答であるため、その後本人や保護者に確認、窓口の紹介、窓口で相談と発展していった事例もあると思われる。

「確認した」項目のなかでは、「保護者に対して生活状況を確認した」が30.7%と高くなっている。また、「具体的には、何も支援していない」は10.5%となっている。

これらの状況から、従事者等は、直接的に子ども本人や保護者へ確認したり、貧困に対応する相談窓口の紹介、相談窓口への繋ぎをする行動よりも、まずは、その前のワンステップとして、上司や同僚などに報告・相談するという間接的な関わりが多いという傾向を読み取ることができる。

D. 上記Cについて、あなたは、なぜ、そのようにしたのですか(又は、しなかったのですか)。

【対応した】	【対応しなかった】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほとんど学校に通えていない状況で転校してきたが、子どもが毎日きちんと登校し教育を受けられるようにしてあげたいと考えた。</li> <li>・自分だけではどうにもならない事でも専門機関の力を頼れば、改善できる点があると感じたため。</li> <li>・自分一人の判断ではいけないため、経験や知識がある方へ相談すべきだと感じたから。 等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 171名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家は普通で、家族みんな身なりもごはんもきちんとしている様子だったが、保育料などはほとんど滞納しているため、どう対応していいかわからない。</li> <li>・介入方法を知らない。</li> <li>・不登校になってしまい、家庭や本人との連絡が定期的にしか行えなくなってしまったため。</li> <li>・保護者との連絡が繋がらず、話をできずにいる。 等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 19名</p>

設問2-2-Dの、「対応した」側の理由では、率先して相談窓口や専門機関などの判断を仰ぐといった内容が多いのに対して、もう一方の「対応しなかった」側の理由では、「対応の仕方が分からなかった」、「介入方法を知らない」など、次なる具体的な対応方法や手段の知識不足がその理由の主なものとなっている。

E. 上記Dについて、その結果どのようになりましたか(又は、なりませんでしたか)。

【変化あり】	【変化なし】	【どちらともいえる】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・他機関につながったので、少しずつ生活環境が変わってきた。</li> <li>・家庭環境が厳しく、児童相談所に一時保護された。</li> <li>・どの職員も保護者対応に気を付けたり、その子の小さな変化にも気付けるようになった。</li> <li>・担当者会議を実施した。家族が抱える悩みなどに対し、それぞれの関係機関で情報を共有し、体制を整えることができた。 等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 113名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に子どもの衛生状態の改善を頼んだところ、その時だけは少し改善された。しかし、すぐ元に戻った。</li> <li>・保護者の様子は微かに改善されたようにも感じるが、あまり大きな変化は見られていない。</li> <li>・児童相談所の人々が本人、保護者と別々に話しをし、保護者も子育てに悩んでいるということだったがその後もその子に対して態度に変化なし。 等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 46名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教えても結局、連絡するのは、その保護者の方、御自身なので、しない場合もありました。</li> <li>・生活保護の受給に至った事例もあるが、「生活保護だけは受給したくない。」と拒む保護者も中にはいた。</li> <li>・親も子どもも少しずつ改善していった場合と、なかなか変わらなかった場合とあった。 等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 18名</p>

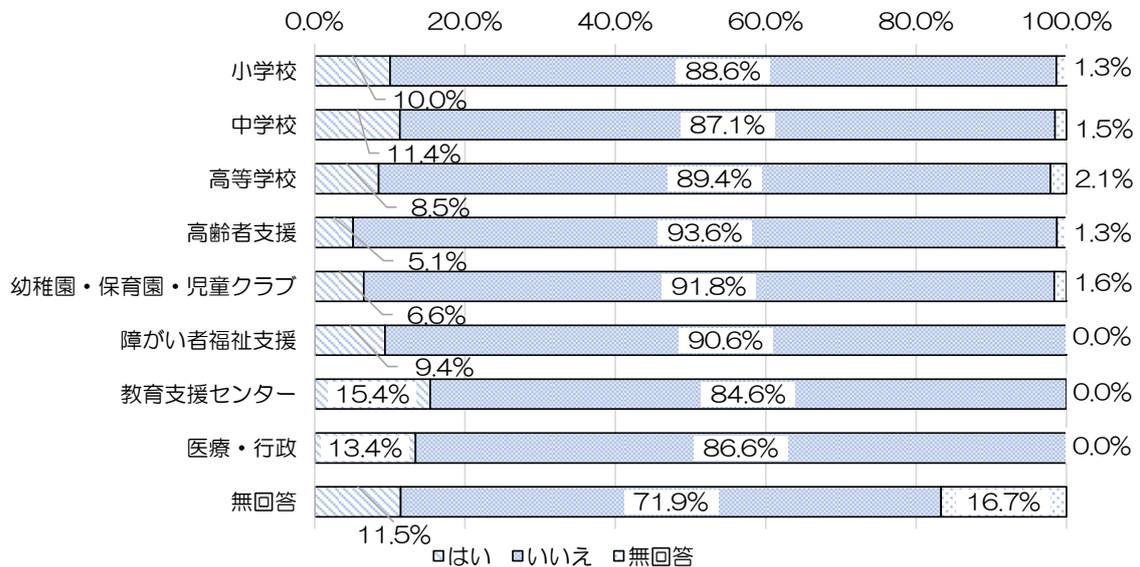
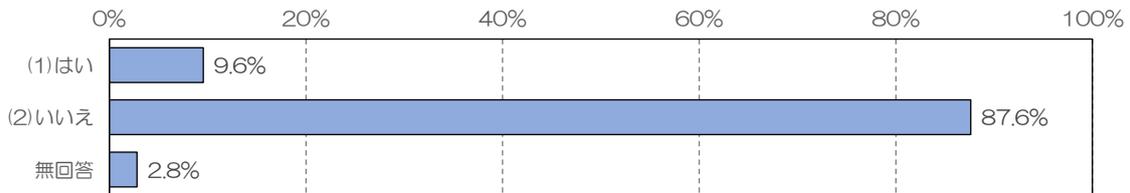
設問2-2-Eの、「変化あり」に向かった事例では、積極的に介入し「対応したことにより職場での対応のスキルアップにつながった」という意見があった。

その一方で、「変化なし」の意見では、介入して「対応は行ったものの保護者に影響を与えるには至らなかった」という意見も一定数あった。

### 3:「子どもの貧困」に関するインタビューについて

1. あなたが、過去の職場経験において、ご自身の業務として担当してきた子ども、又はあなたが支援の対象とする世帯に属する子どもから「貧困状態にある」ことを直接相談されたことはありますか。

	構成比	回答数
(1) はい	9.6%	92
(2) いいえ	87.6%	843
無回答	2.8%	27
計	100.0%	962

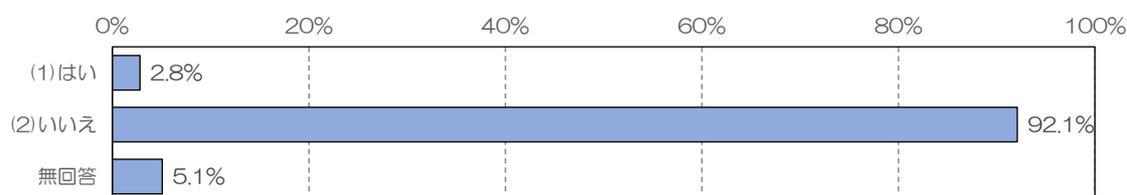


設問3-1では、「はい」は9.6%で約1割となっており、「過去」の経験において、子どもから「貧困状態にある」ことを直接相談されたという経験が非常に少ないことが読み取れる。

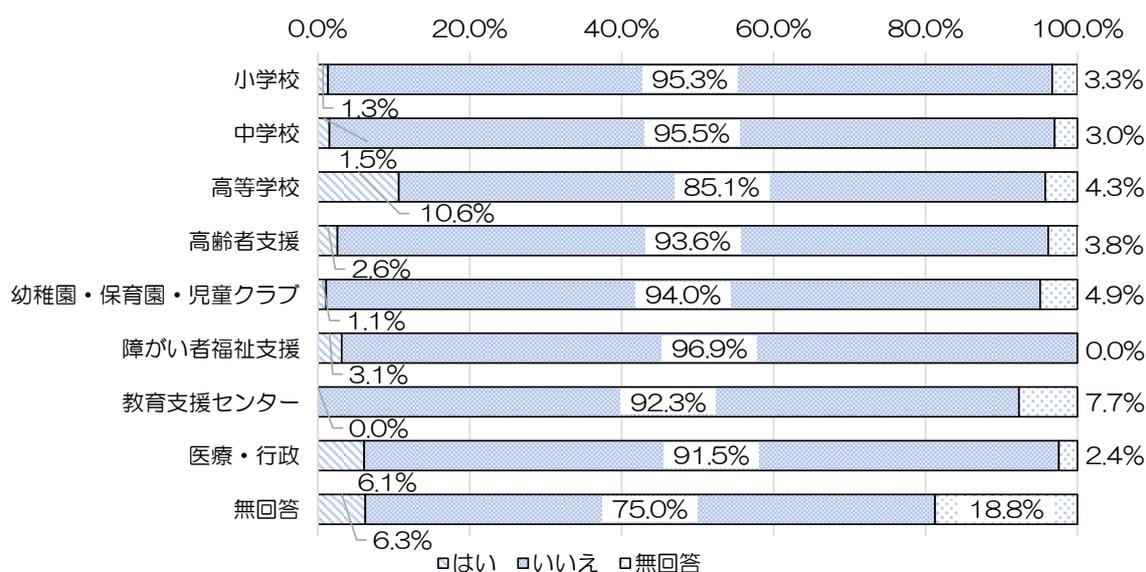
職業分類別では、「教育支援センター」が15.4%と最も高くなっているものの、それ以外の職業分類別においても、概ね約1割と、直接相談された経験を持つ従事者等が少ないことがわかる。

2. あなたが、現在、ご自身の業務として普段担当している子ども、あなたが支援の対象とする世帯に属する子どもから「貧困状態にある」ことを直接相談されたことはありますか。

	構成比	回答数
(1) はい	2.8%	27
(2) いいえ	92.1%	886
無回答	5.1%	49
計	100.0%	962



それは何人位ですか。					
1～2人	回答者数	14名	3～4人	回答者数	3人
5～9人	回答者数	0名	10人以上	回答者数	1人



設問3-2では、「はい」は2.8%と低くなっており、「現在」においては「過去」の経験よりも更に、子どもから「貧困状態にある」ことを直接相談されるという経験は少なくなっている。

職業分類別では、「高等学校」が10.6%で約1割となっているものの、それ以外の職業分類別においても、1割に満たず、直接相談された経験を持つ従事者が少ないことがわかる。

これらの結果から、子どもの側から相談をしにくいという課題と、そもそも、子どもからの相談を受け付ける体制がそこにあるという課題への対策を講ずる必要性が窺われる。

F. 上記3の2について、そのとき、その子どもはどのようなことを最も望んでいましたか。  
(子どもが抱いていた真のニーズがわかればご記載ください。)

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 親の金銭能力がないので、諸経費などを支払えるようにしてほしい。</li> <li>• お風呂に入ること、お腹いっぱい食べること。</li> <li>• 学校の友だちと同じような生活がしたい。(物質的なこと・精神面の両方で)</li> <li>• 事例によってですが、貧困に対してよりも親との適切な関わりを望んでいるように思います。(「貧困」は主訴ではないことが多い)</li> <li>• 自らの進路の実現。</li> </ul>	等 回答者数 22名
--	---------------

設問3-2-Fでは、「お風呂に入ること、お腹いっぱい食べること」といった日常生活の根幹に関わる意見や「友だちと同じような生活がしたい」など、基本的な日常生活への望みがある一方、「親との適切な関わり」といった家庭環境への望みがあった。

G. 上記3の2について、あなたが、子どもから「貧困状態」にあることや、本人の希望・ニーズを聞いた後、あなたは、どのような対応をしましたか。

【何らかの対応を行った】	【報告・相談した】
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保護者と話して、状況を確認したり、助言したりした。</li> <li>• 保護者に連絡した。</li> <li>• 支援の必要性を判断するため、過去の虐待通告・子育て相談歴などの有無を確認しアセスメントを重ねた。</li> <li>• 貸付制度の紹介。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上司（医師）へ報告。</li> <li>• 児相に相談。</li> <li>• 管理職に相談。</li> <li>• 生保世帯だったので、担当のケアワーカーに相談をした。</li> </ul>
等 回答者数 17名	等 回答者数 5名

設問3-2-Gでは、「何らかの対応を行った」という理由については、「保護者に直接連絡を取る」といった対応や、貧困に対して対応可能な「制度を紹介する」などの直接的な支援の対応があった。

また、「報告・相談した」という理由では、「上司等に相談する」が多くなっているが、その他では、児童相談所、ケアワーカーなど、他の機関や専門職へ送致（リファー）をしたという間接的な支援の対応もあった。

H. 上記Gについて、あなたは、なぜ、そのようにしたのですか（又は、しなかったのですか。）

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自分の話を聞いてもらえた、受け止めてくれたと感じてくれたら、本人の気持ちにも安心感が生まれると思いましたし、ほっとできる気持ちが必要なのでは？と思ったからです。</li> <li>• 子どもの望みに沿った支援をしてあげたかったため。</li> <li>• 学校からの働きかけでは親は動かなかったので。</li> <li>• 金銭的な問題を解決してあげたかったため。</li> <li>• 子どもは未来がある為、進学を諦めないように。</li> <li>• 自分だけではどうにもならなかったから。</li> </ul>	等 回答者数 19名
---	---------------

設問3-2-Hでは、従事者自らが、子どもが抱える貧困問題に対し「何とかしてあげたい、という気持ちから行動した」という理由と、「自分の力ではどうにもできないと判断し、児童相談所等の窓口相談した」という理由が多かった。

I. 上記Hについて、その結果どのようになりましたか（又は、なりませんでしたか。）

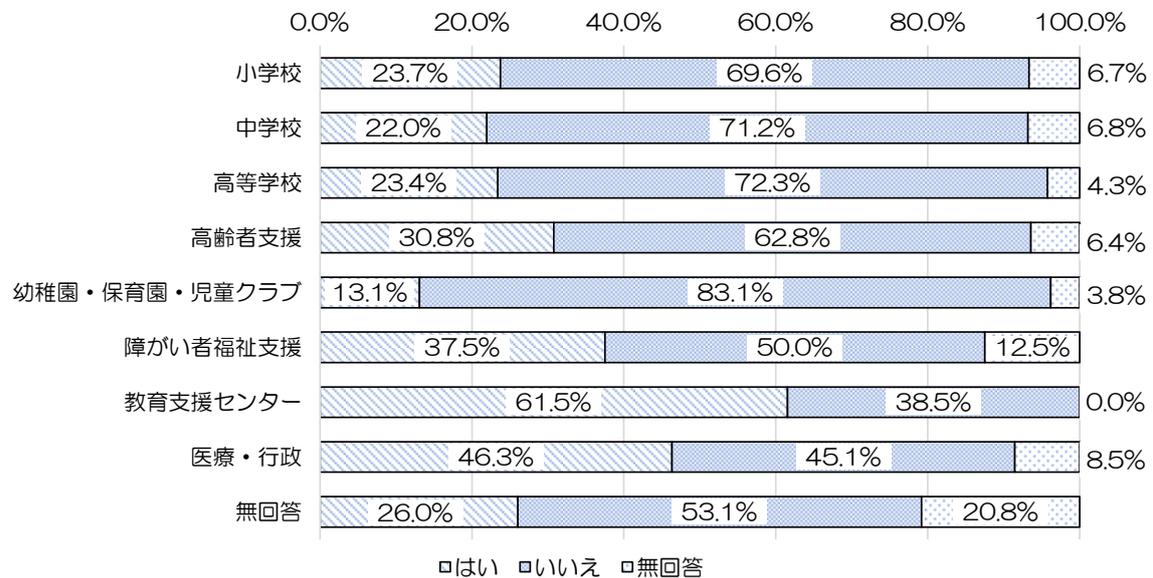
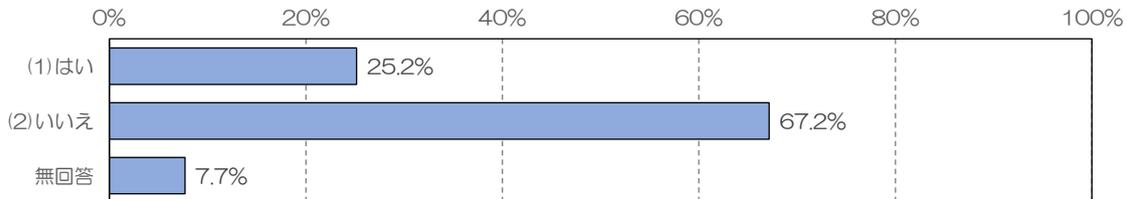
【変化あり】	【変化なし】
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自分の気持ちや家庭での出来事など、よく話してくれるようになり、園生活で笑顔も増えて気持ちも安定したように感じました。</li> <li>• 親と相談に行くよう伝え、良い方向に向かった。</li> <li>• 子どもの表情が明るくなり、のびのび過ごせている。</li> <li>• 市から補助が出ることになった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家庭で相談中である</li> <li>• 相変わらず親中心の生活をしている。（不規則）</li> </ul>
等 回答者数 15名	回答者数 2名

設問3-2-Iでは、標本数は少ないが、「良い方向に変化があった、改善された」という結果の回答が比較的多く、また、改善に至らずとも、多少の良い変化が現れているという結果の回答が多数を占めた。

## 4：「子どもの貧困」に関する相談窓口について

### 1. あなたは、「子どもの貧困状態」に対する身近な相談窓口を知っていますか。

	構成比	回答数
(1) はい	25.2%	242
(2) いいえ	67.2%	646
無回答	7.7%	74
計	100.0%	962



それはどこですか。

子ども福祉課	回答者数 39名	子育て包括支援課	回答者数 32名
児童相談所	回答者数 32名	地域包括支援センター	回答者数 6名
生活支援センター	回答者数 5名	スクールソーシャルワーカー	回答者数 5名
福祉事務所	回答者数 3名	その他	回答者数 27名

設問4-1では、「はい」は25.2%と少なく、とくに学校や就学前幼児施設従事者は認知度が低くなっている。

「はい」と回答した中であげられた主な相談窓口は「子ども福祉課」、「子育て包括支援課」、「児童相談所」などが多くあげられているが、その一方で、生活支援資金の貸付けを含む、生活困窮者の相談支援を主な業務としている「生活支援センター（生活困窮者自立支援機関）」や、生活保護の担当課の社会福祉課、教育にかかる費用などの支援を行う教育総務課などは、従事者等にあまり認知されていないことがわかる。

## 5：「子どもの貧困」への支援対応策について

1. あなたが「子どもの貧困」に対する未然の予防策・事後の支援策として、有効であると考えられる対策はどのようなものですか？

次の選択肢の中から、①未然防止策として、②事後支援策として有効であると考えられるものを、それぞれに5つずつ、あてはまる番号の前に1位から5位まで、順位をつけてご回答ください。

### 【未然防止策】

	構成比	回答数
(1) 早期発見のためのスクールソーシャルワーカーの教育委員会（又は学校）への設置	54.7%	526
(2) 早期発見のための学校教職員、専門職(子どもに関わる者以外の者も含む)への研修の実施	43.2%	416
(3) 問題を子ども自身が自覚するための児童・生徒への啓発（パンフレットの作成）	33.1%	318
(4) 子ども本人やその世帯員を支援する相談窓口の設置	46.6%	448
(5) 子ども本人やその世帯員を支援に結びつけるためのコーディネータの設置	34.9%	336
(6) 子ども本人やその世帯員に関する機関が相互に連携協働し支援策を検討する合議体の設置	14.9%	143
(7) 子ども本人同士や、体験者等が互いに悩みを共有することができる場の設置（ピアサポート）	12.8%	123
(8) 子ども本人が、気軽に相談することのできる電話相談、SNS相談等、オンラインサロンの設置	43.0%	414
(9) 子ども本人を対象者とした家事支援等へのボランティアの派遣	6.7%	64
(10) 子ども本人を対象者とした家事支援等の訪問ヘルパー制度の創設	5.9%	57
(11) 子ども本人を対象者とした居場所の提供	15.2%	146
(12) 子ども本人を対象者とした学習支援の場の提供	8.9%	86
(13) 子ども本人を対象者とした生活支援、その他の社会体験支援の場の提供	4.8%	46
(14) 子ども本人へのアウトリーチによる定期的訪問見守り支援	12.5%	120
(15) 子ども本人の世帯への定期的な訪問見守りを兼ねた食料や日用品等の宅配支援	0.8%	8
(16) 子ども本人やその世帯員を対象としたフードバンク等による食料支援	6.7%	64
(17) 子ども本人やその世帯員を対象とした子ども（地域）食堂での食事の提供	7.6%	73
(18) 子ども（地域）食堂等で「貧困状態」にある子どもを早期発見し、相談機関につなぐ体制	24.4%	235
(19) 「子どもの貧困状態」が認められる世帯への給付金等の経済的支援の充実	10.7%	103
(20) 「子どもの貧困状態」が認められる世帯への公共料金等の負担軽減の充実	7.8%	75
(21) 給付型の就学、進学支援金・奨学金等の給付の充実	13.3%	128
(22) 文化的・社会的な経験を提供するため地域や企業等からの寄付による地域ファンド等の組成	2.3%	22
(23) 「子どもの貧困状態」に対する支援策の広報周知の充実	16.6%	160
(24) 外国人の子ども本人やその世帯員の生活上の情報を伝える通訳ボランティアや日本語教育の充実	11.9%	114
(25) その他	1.5%	14
無回答	59.4%	571
計		962

※1～5位の総数を記載

【事後支援策】

	構成比	回答数
(1) 早期発見のためのスクールソーシャルワーカーの教育委員会（又は学校）への設置	10.0%	96
(2) 早期発見のための学校教職員、専門職（子どもに関わる者以外の者も含む）への研修の実施	6.7%	64
(3) 問題を子ども自身が自覚するための児童・生徒への啓発（パンフレットの作成）	4.7%	45
(4) 子ども本人やその世帯員を支援する相談窓口の設置	17.6%	169
(5) 子ども本人やその世帯員を支援に結びつけるためのコーディネータの設置	19.2%	185
(6) 子ども本人やその世帯員に関する機関が相互に連携協働し支援策を検討する合議体の設置	12.6%	121
(7) 子ども本人同士や、体験者等が互いに悩みを共有することができる場の設置（ピアサポート）	16.4%	158
(8) 子ども本人が、気軽に相談することのできる電話相談、SNS相談等、オンラインサロンの設置	17.4%	167
(9) 子ども本人を対象者とした家事支援等へのボランティアの派遣	20.8%	200
(10) 子ども本人を対象者とした家事支援等の訪問ヘルパー制度の創設	23.2%	223
(11) 子ども本人を対象者とした居場所の提供	34.1%	328
(12) 子ども本人を対象者とした学習支援の場の提供	28.9%	278
(13) 子ども本人を対象者とした生活支援、その他の社会体験支援の場の提供	21.6%	208
(14) 子ども本人へのアウトリーチによる定期的訪問見守り支援	24.1%	232
(15) 子ども本人の世帯への定期的な訪問見守りを兼ねた食料や日用品等の宅配支援	36.2%	348
(16) 子ども本人やその世帯員を対象としたフードバンク等による食料支援	21.0%	202
(17) 子ども本人やその世帯員を対象とした子ども（地域）食堂での食事の提供	21.2%	204
(18) 子ども（地域）食堂等で「貧困状態」にある子どもを早期発見し、相談機関につなぐ体制	14.4%	139
(19) 「子どもの貧困状態」が認められる世帯への給付金等の経済的支援の充実	27.8%	267
(20) 「子どもの貧困状態」が認められる世帯への公共料金等の負担軽減の充実	18.8%	181
(21) 給付型の就学、進学支援金・奨学金等の給付の充実	32.4%	312
(22) 文化的・社会的な経験を提供するため地域や企業等からの寄付による地域ファンド等の組成	4.9%	47
(23) 「子どもの貧困状態」に対する支援策の広報周知の充実	5.9%	57
(24) 外国人の子ども本人やその世帯員の生活上の情報を伝える通訳ボランティアや日本語教育の充実	6.8%	65
(25) その他	1.0%	10
無回答	52.4%	504
計		962

※1～5位の総数を記載

(25) その他	
①未然防止策	②事後支援策
<ul style="list-style-type: none"> <li>発見するために現場へ専門職員の派遣。</li> <li>問題を自覚するための講座、授業の開催。</li> <li>出産期の支援、結婚祝給付金、転入時（子育て世代）の給付金。等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員で情報交換・保護者へ相談窓口の紹介。</li> <li>子どもの貧困に関する法律・条例などの整備。</li> <li>子ども、保護者にお金の使い方、管理方法についてのサポート。等</li> </ul>
回答者数 10名	回答者数 8名

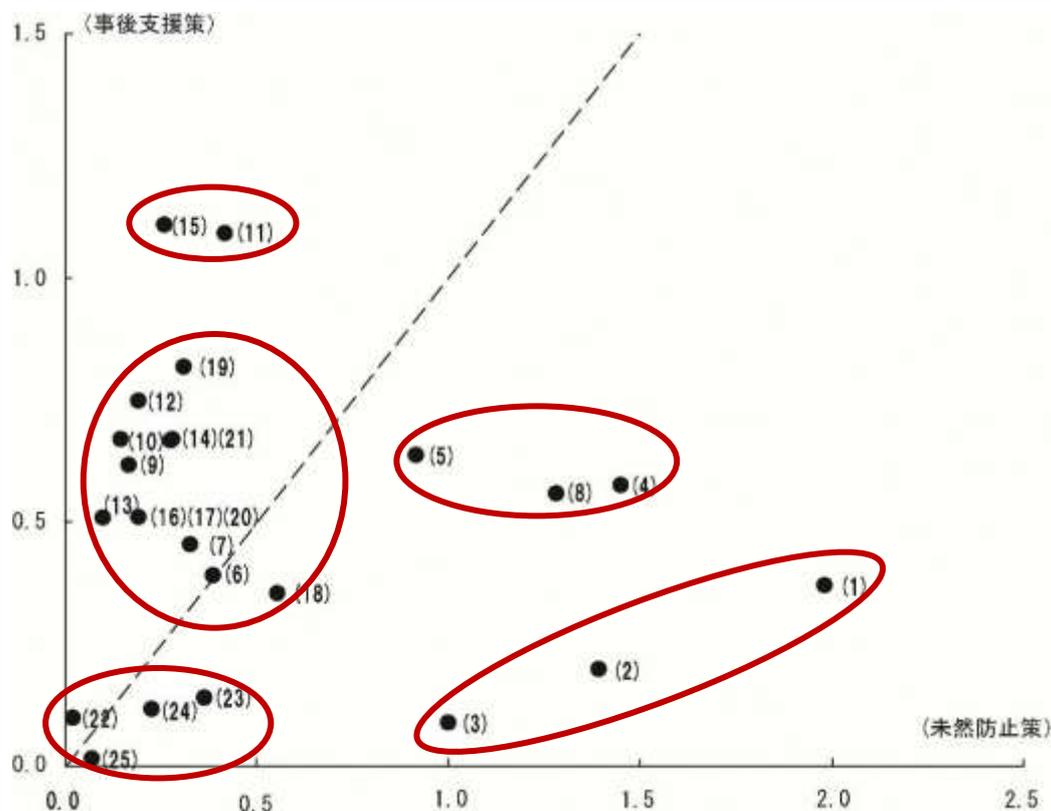
設問5-1の、「未然防止策」では、相談窓口やスクールソーシャルワーカー、ケアワーカーなどの設置を推進するとした項目が高い割合となっている。また、相談窓口としてはオンラインでの窓口も高い割合になっており、子どもに寄り添ったより身近な相談しやすい機能の導入が必要とされている。

また、「事後支援策」では、見守り体制の充実や子どもの居場所提供、給付金の充実などが高い割合となっている。見守り体制や、子どもの居場所としては、食事支援や学習支援と見守りを兼ねて行うことができる機能が必要と推察される。

その他の意見としては、問題に対面した際の子ども・従事者へ向けた講座や授業、情報共有の場、給付金の支援などがあつた。

【未然防止策、事後支援策 加重平均表】

回答者が各項目について回答した順位を「1位（5点）」、「2位（4点）」、「3位（3点）」、「4位（2点）」、「5位（1点）」の5段階で評価し、その評価を点数化したものの合計の平均値を求め、その値（加重平均値）で未然に防止すべき項目か事後に支援すべき項目かを表しています。



「未然防止策」として有効とされる項目では、「(1) 早期発見のためのスクールソーシャルワーカーの教育委員会への設置」、「(2) 早期発見のための学校教職員、専門職への研修の実施」などの早期発見に繋がる項目が選ばれている。

一方、「事後支援策」として有効とされる項目では、「(15) 子ども本人の世帯への定期的な訪問見守りを兼ねた食料や日用生活用品等の宅配支援」、「(11) 子ども本人を対象者とした居場所の提供」が選ばれている。

また、「未然防止策」、「事後支援策」の両面から見て有効とされる項目は「(4) 子ども本人やその世帯員を支援する相談窓口の設置」、「(8) 子ども本人が、気軽に相談することのできる電話相談、SNS 相談、オンラインサロンの設置」などとなっており、次いで「(19) 子どもの貧困状態が認められる世帯への給付金等の経済的支援の充実」、「(12) 子ども本人を対象者とした学習支援の場の提供」などがあげられている。

「(23) 子どもの貧困状態に対する支援策の広報周知の充実」、「(24) 外国人の子ども本人やその世帯員の生活上の情報を伝える通訳ボランティアや日本語教育の充実」などは優先度では低い項目という結果となっている。

これらの調査結果を基にした「子どもの貧困」への対策が今後講じられることが望まれていると読み取ることができる。

## 6：「子どもの貧困」に対してあなたが個人的にできることについて

1. 上記の5の項目以外で、あなたが、ご自身の職場・職域の立場から離れた場面で、「子どもが貧困状態にある」ことに対して、あなたご自身や、あなたの知り合いの方々、あなたのお住いの地域の方々の手で、個人的に子どもたちに支援できることは何かありませんか？

ご所属の組織や制度などにしばられない、ご自由な立場と発想で、思いついたご提案があれば教えてください。

<p>【声かけ・相談できる場づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 声をかけて心配していることを遠回りに伝える。</li> <li>• 生活や学校の中で子ども本人が悩みや不安を話せる場所や機会があると良いと思う。困っている子どもがいた時は、さりげなく声かけし、話を聞いてみる。</li> <li>• 子どもの悩みを相談できる場の設定、早期発見のための日ごろからの観察と職場での連絡や共通理解。 等</li> </ul> <p>回答者数 110名</p>	<p>【食事支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 飲食店で「こども食堂」を実施している店があった。いつか来る貧困状態にある子どものために、来店した大人が支払っておけるシステムが良いと思った。</li> <li>• 学校で栽培したものをあげる。給食などのあまったものを渡す。駄目だとはわかっていますが、食品ロスの観点からもよいと思う。 等</li> </ul> <p>回答者数 90名</p>
<p>【物資支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 各小学校区毎に学習用具のリユース品集積所を作り、まだまだ使用できる学習用具をストックしておき希望者に配布できるシステムをつくる。</li> <li>• 体操着や体育館履き、制服、洋服などの寄付、譲渡会など（まだ使えるものを沢山処分して勿体ないと感じたので）</li> <li>• 使わなくなったものやあまっているものを子ども達に届けられるといいなと思います。 等</li> </ul> <p>回答者数 61名</p>	<p>【ボランティア・募金等による支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 多くの大人の目で子どもの小さな変化にすぐに気づける体制づくり。（地域やボランティアの協力など）</li> <li>• 定年を迎えた方など教育の場に携わっていた経験のある人が週1or月1など定期的に「何でも良いので話を聞きますよ」と、子ども達がラフな気持ちで話せる場があると、貧困だけでなくヘルプを必要としている子への早めの気づきに繋がるのではないかと思います。 等</li> </ul> <p>回答者数 40名</p>
<p>【相談窓口・関係機関につなぐ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 個人的に何か支援することは不可能です、やはり行政の方が訪問して相談に乗ってくれる方がいいのかと。</li> <li>• インターネット等の多くの人の目に触れる場所で、相談窓口の案内サポートがある事を知らせる。 等</li> </ul> <p>回答者数 30名</p>	<p>【学習支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• よく話を聞き、勉強する機会がなくなってしまう子に対して、サポートしていきたい。（放課後教室など）</li> <li>• 寺子屋的な学習支援及び定期的な集いの場を提供</li> <li>• 子ども会で学習の機会を設けるなど。</li> <li>• スクールカウンセラー設置、地域塾での学習支援。 等</li> </ul> <p>回答者数 26名</p>
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• インターネットやスマートフォンでできるアンケートで現所を把握する。</li> <li>• みんなと平等に保育をすること。決して特別扱いせずにごです。 等</li> </ul> <p>回答者数 186名</p>	

設問6-1では、「声かけ・相談できる場づくり」についてが最も多く、子ども本人が相談しやすい環境づくりとともに地域住民で子どもを見守る体制づくりを整え、早期発見に繋がりたい、といった取組み例があげられた。次いで、「食事支援」として、子ども食堂やフードバンクなどの取組み例が多かった。

2. その他、「子どもの貧困」についてあなたが普段から感じていること、思っていることがあれば、ご自由にご記入ください。

- 貧困状態にある人は大人子どもに限らず生活能力が低いように思います。身近に居る人がそうでした。そのため基本的な生活能力を身に付けられるような支援が必要だと思えます。
- 対象は子どもである。相談するとか改善するとかまで考えが及ばず、悲惨な状況を受け入れるしかない。周りの人間が早く気づき、サポートしていかなければいけない。相談員やワーカーや団体や児相ですら、設置しても、何もしてくれない。子ども一人一人が安心して安全に生きられるよう、国が、すべての人が育てていこうという思いが持てるようになればいい。
- 相談窓口の設置などもよいと思うが、問題を実際に抱えている家庭は相談すらできない状況である事例が多いように感じる。包括支援課など市や県の単位で大きく動いていく必要があると思う。
- 子どもの貧困に気づいても、何も手立てがないと感じる大人は多いと思います。また、子どもの貧困というよりは、保護者自身が社会的に支援が必要な状況であるとしてとらえられている事例が多いと思います。まずは、なんでもいいので、ここに相談すればどこかにつながる、という窓口を多く広く市民や、市内の小中学校等に情報提供できるとよいと思います。
- 最近は朝早く 7：30 分頃に登園する子どもも多く、朝ごはんを食べずに来る子ども多い。朝食なども近い将来必要になって来るのかな？などと思うことがある。帰りの 18：30 頃も軽食など必要になって来るのかな？などと個人的には思う。給食をしっかり食べてほしいので見守って保育している。
- 近所（地区）や単位で情報の共有や協力しあえたらと思います。認知症サポーターのように、簡単に受けられる研修会や家の門に貼れるシールのようなものを配る（子ども 110 番のような）。
- 誰かに相談することが恥ずかしいことだと保護者が感じていると、子どもも自ら助けることができない。子ども達の変化に気づき、話しやすい環境を作ることが大切だと思う。
- とにかく意識してその本人に声をかけることだと思います。顔見知りになって安心できる存在であることをわかってもらえるようになりたいと思います。
- 経験上、子ども一人でかけこめる場所があった方がいいと思います。子ども食堂のようなものをベースにそういうものを作ればよいと思います。
- アパートの隣人など、名前や素性は知らなくとも、近くで生活している人の方が、「子どもの貧困状態にある」のではないかと気づきやすいと思う。そのため、そのような人が気軽に相談報告できる窓口や HP が身近にあるといいなと考えている。
- ひとり親家庭が多いので、親が一人で夜遅くまで働く場合が多いと聞きます。子どもと接する時間が短いので、子どもと一緒に食事をする事、子どもが家事をこなすことも多いため、勉強時間が少ないと聞きます。家事のお手伝いを出来るといいですし、会話をすることで子どもの不安に思っていることに気づく事ができればと思う。
- 小学校、中学校両方の勤務経験があります。学校は子どもの小さな変化や家庭環境などが一番見えてくる公共の場です。子どもの困り感に気づいたら、生活指導主事、養教、そして管理職に相談し、すぐにケース会議を開き、関係機関へつなぎます。子どもに近い立場であることを自覚し、アンテナを高くしていきたい。
- 子どもと関わる仕事なので、子どもの様子をよく見て、変化を見逃さないようにしていきたい。無気力であったり、朝食を食べていない、清潔さ、体調面など、気になることは、そのままにせず、声をかけたい。その子が健やかに成長していけるよう安心して園ですごし抱えている心配がある時は和らげ良い方向に向かうようサポートしていきたい。

回答者数 464 人

### 3. 子どもの貧困についての考察

#### 1) 子どもの貧困の調査から見える古河市の傾向

子どもの貧困の調査では、子どもに関わる機関や各種施設の専門職（以下、「従事者等」という。）の半数以上が、過去に貧困であると思われる子どもに対峙した経験があると回答しており、従事者等が比較的「気づき」やすい、という結果が示された。

また、全国的な子どもの貧困割合は、内閣府の『子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況』の調査結果では、13.5%となっているのに対して、古河市の子どもの貧困の調査では、市内における子どもの貧困割合（実数）を把握することはできないものの、現時点において、従事者等が「子どもが貧困状態にあると感じたことはありますか。」という質問に「はい」と回答した割合は24.7%（P4）あり、約4人に1人の従事者等が、現在に関わっている子どもの中に貧困状態の者がいると「気づいている」という結果を得ることができた。

子どもの貧困への従事者等の「気づき」の特徴は以下のとおりで、「いつも同じよう着替えが少ない」、「食事を十分に取れていない」（P8）、「必要な費用に滞納がある」、「住居内にゴミが異常に多く、散乱している」（P12）が顕著となっており、これらは子どもの貧困の早期発見のサインになると思われる。それらの様相から、とくに絶対的貧困にあると懸念される事例が確認されるような場合は、適切な相談機関による早急な対応が必要となる。

#### 《子どもの貧困への気づきの特徴》

- ・いつも同じよう着替えが少ない
- ・食事を十分に取れていない
- ・必要な費用に滞納がある
- ・住居内にゴミが異常に多く、散乱している 等

#### 2) 古河市の課題

子どもの貧困という社会問題は、第一義的には、貧困状態を引き起こす出来事（経済悪化・障害・失業・疾病・高齢・多子・紛争等）に起因すると考えられるが、同時に子どもの保護者自身の育児に対する考え方や、保護者の養育能力という要因も内包しており、それらが複雑に絡み合って生じているものである。また、そのような貧困状態は「いじめ」、「学力の低下」、「不登校」などを連鎖的に引き起こし、負のスパイラルの原因にもなっていく。

子どもの貧困の調査においては、貧困の子どもに対峙した際、何らかの支援を行い、そこから事態が良い方向へ向かったという事例が多く示されており、職場全体の対応力の向上にも繋がったという意見もあげられている（P18）。一方、「何も支援しなかった」という回答も約1割あり「介入方法が分からない」、「本人や保護者との連絡が取れない」などが理由としてあげられている（P18）。また「相談窓口を知らない」との回答も全体の約7割に及んでいる（P23）。

古河市においても、事例に応じた対処方法などを明確にし、適切なアプローチで支援を行うとともに、相談窓口の周知や相談場所の充実に取り組んでいく必要があると思われる。

### 3) 古河市に必要とされる対応

子どもの貧困という問題解決のために必要とされる支援策としては、国・県の調査では、「悩みや困りごとなど、何でも相談できる場所（電話やネット相談を含む）を利用したい」が全国で15.9%（令和3年 子供の生活状況調査の分析、中学生票 P120）、茨城県で22.2%（平成31年 茨城県子どもの生活実態調査報告書、中学生票 P245）、「食事を無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）を利用したい」が全国で20.1%（同、P116）、茨城県で28.3%（同、P174）となっており、古河市においては事後の支援策（加重平均表）（P25）の結果、「スクールソーシャルワーカーの配置」、「オンライン相談窓口の設置」、「子どもの居場所の提供」、「食料品や日用品の宅配支援」などを望んでおり、国や県と比較しても「相談場所の充実」、「食事支援」などを望む割合はとくに高い傾向を示している。

子どもの貧困の対策としては、これらの提案について、早期の企画・立案と実施の推進が必要であると考ええる。

#### 《求められる支援策》

- ・ 気軽に相談できる場所の提供
- ・ 子ども食堂等の食事支援
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置
- ・ オンライン相談窓口の設置
- ・ 子どもの居場所の提供
- ・ 食料品や日用品の宅配支援 等

### ○子ども・保護者・従事者それぞれに必要とされる対応

#### 【子ども本人への支援策】

子どもの貧困の問題では、「食事を十分に取れていない」（P8）、「気軽に相談できる場所が足りない」（P26）などが問題視されている。

民間の支援団体が主体的に実践している「子ども食堂」では、食事だけでなく、子どもと地域住民とのコミュニケーションを深める「居場所」の提供が、近年全国的に広がっており、その効果が高く評価されている。

古河市においても、民間の支援団体や学校などとの連携のもと、子どもたちが安心して利用できる「居場所づくり」に取り組んでいく必要があると思われる。

また、相談場所として、スクールカウンセラーの配置、オンライン相談窓口の設置の充実が期待される。

### 【保護者への支援策】

子どもの貧困への対応の一環として、家庭・世帯全体の貧困状況の把握に努めるとともに、とくに、「保護者が子どもに無関心」、「障がいや疾病がある」(P10)など、個々の保護者が抱える生活上の問題を踏まえて、子どもと保護者とを合わせて支援に結び付けるコーディネーターの設置や、子どもにとっても、保護者にとっても気軽に相談できる窓口の導入が必要である。

また、子どもの貧困問題を抱える世帯に対しての具体的な支援策としては、見守りを兼ねた食料や日用品等の宅配支援などが全国各地において取り組まれているので、古河市においても、それらを参考にした施策の構築が望まれる。

### 【従事者への支援策】

子どもの貧困の調査では、従事者等が「相談窓口を知らない」(P23)、「介入方法が分からない」、「家庭や本人との連絡が取れない」(P18)などの課題が明らかになったことから相談窓口の更なる拡充と周知や、貧困状態の子どもに対峙した際の対応に関する研修やマニュアルの作成などに取り組んでいく必要があると思われる。

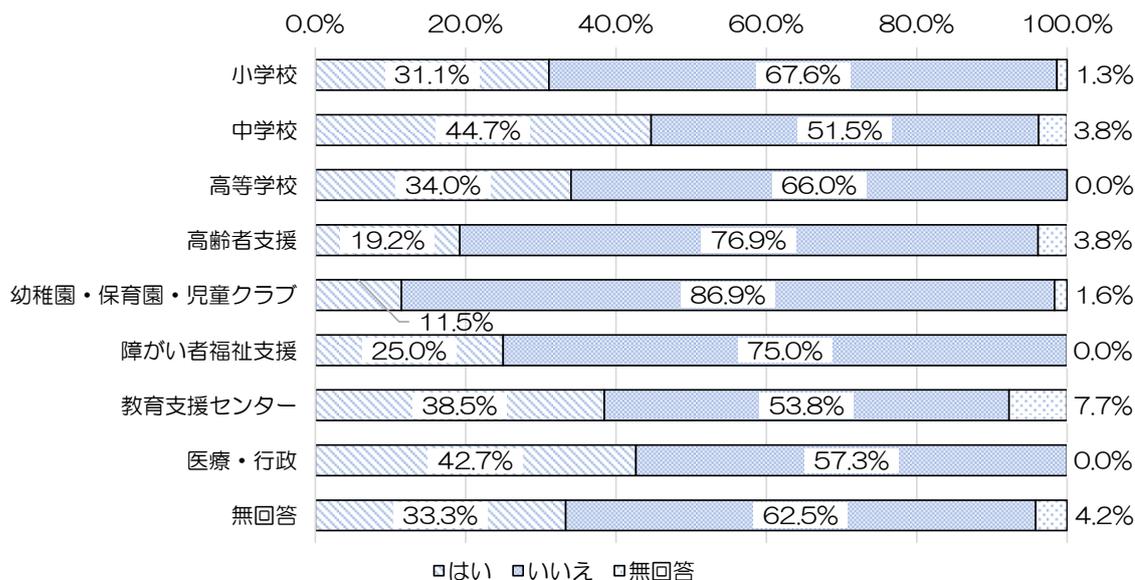
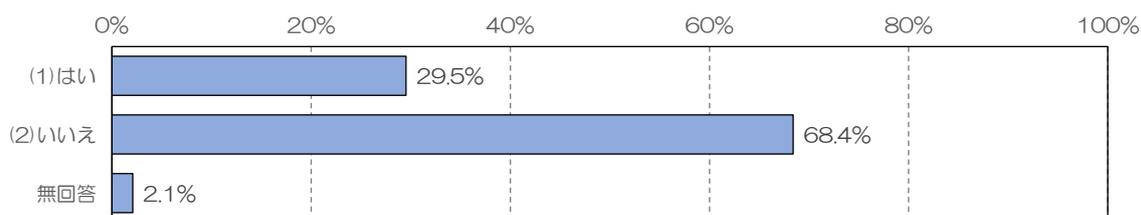
とくに、保護者が支援を拒否しているなどの複雑事例に対しては、早期に市の子育て包括支援課や児童相談所などの専門的な相談窓口につなげ、適切な支援を提供していく必要がある。

## 4. ヤングケアラーについての調査結果

### 7:「ヤングケアラー」に関する気づき・認識について

1. あなたが、過去の職場経験においてご自身の業務として担当してきた子ども、又はあなたが支援の対象とする世帯に属する子どもの中で、子どもが「ヤングケアラー」に該当すると感じたことはありますか。

	構成比	回答数
(1) はい	29.5%	284
(2) いいえ	68.4%	658
無回答	2.1%	20
計	100.0%	962

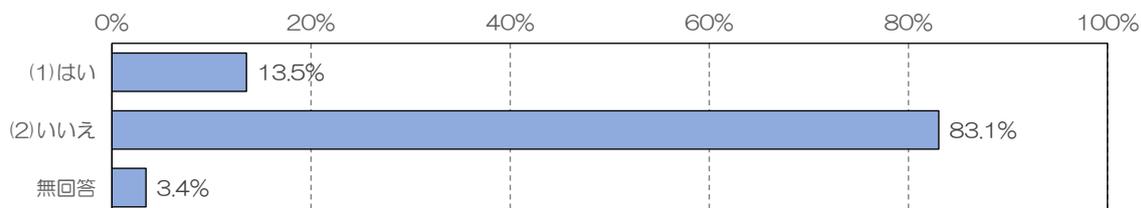


設問7-1では、「はい」が29.5%で従事者等の約3割が「過去」の仕事の経験の中で、「子どもがヤングケアラー」に該当すると感じている。これは、前段の子どもの貧困調査の「子どもが貧困状態にある」(53.3%)と感じていると比較すると、約20ポイント低い回答となっている。

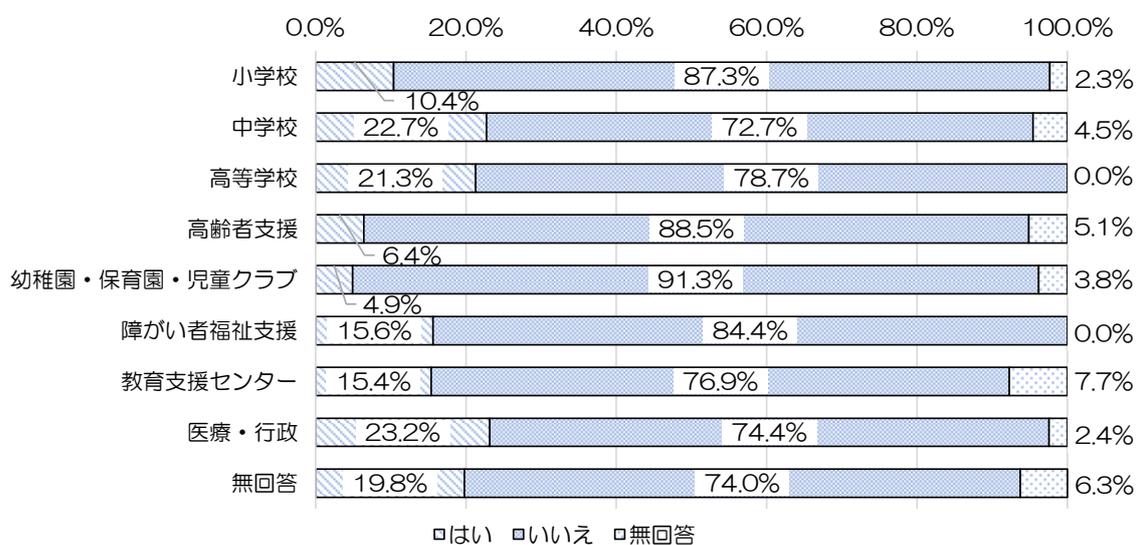
職業分類別では、「中学校」や「医療・行政」などが高い割合となっている反面、幼児の教育・保育施設などでは11.5%と低い割合となっており、「ヤングケアラー」については、より認識されにくいことが読み取れる。

2. あなたが、現在、ご自身の業務として普段担当している子ども、又はあなたが支援の対象とする世帯に属する子ども中で、子どもが「ヤングケアラー」に該当すると感じたことはありますか。

	構成比	回答数
(1) はい	13.5%	130
(2) いいえ	83.1%	799
無回答	3.4%	33
計	100.0%	962



それは何人くらいですか。					
1～2人	回答者数	59名	3～4人	回答者数	8人
5～9人	回答者数	1名	10人以上	回答者数	2人



設問7-2では、「現在」の仕事における関わりの中（令和4年の4月から6月まで）において、「子どもがヤングケアラー」に該当すると感じている、に「はい」と回答する割合が13.5%となっており、前段の子どもの貧困調査の「現在」において「子どもが貧困状態にある」（24.7%）と感じていると比較すると、約10ポイント低い回答となっている。

職業分類別では、「中学校」、「高等学校」、「医療・行政」でも約2割であり、「ヤングケアラー」については認識されにくいことが読み取れる。

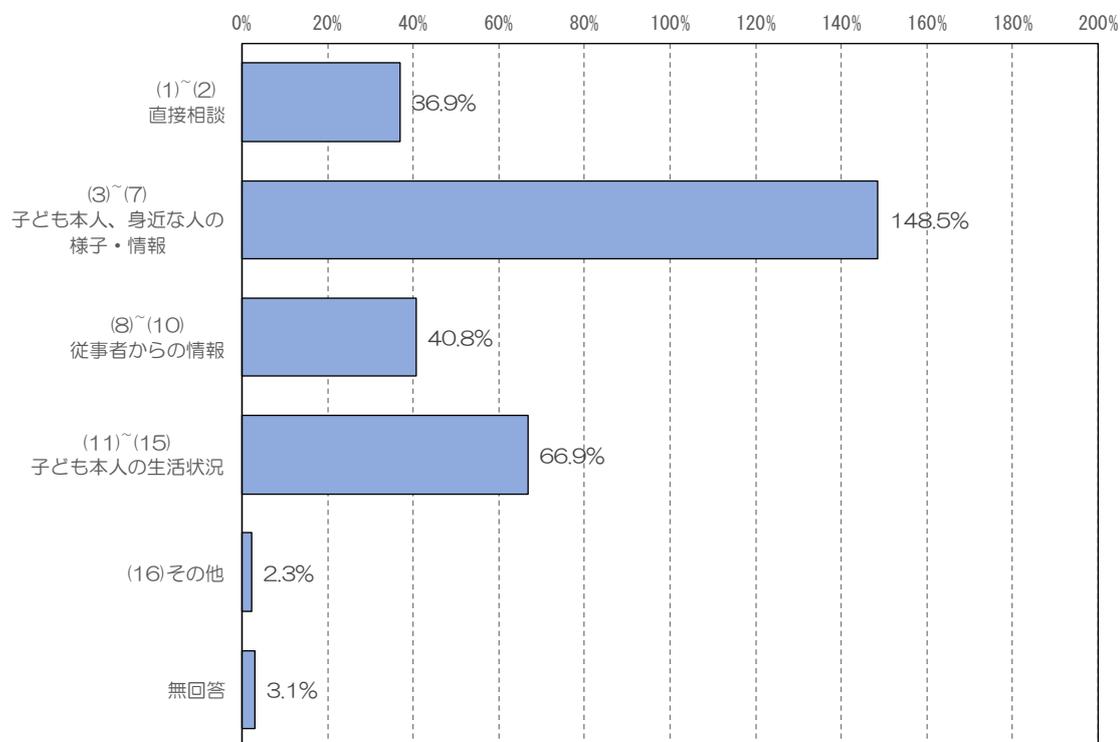
A. 上記7の2について、それは、どのような情報源から感じましたか。【複数回答】

	構成比	回答数
(1) 子ども本人からの直接の相談（個人面談場面）の内容から	22.3%	29
(2) 子どもの保護者からの直接の相談（個人面談場面）の内容から	14.6%	19
(3) 子ども本人の普段の様子・情報から	56.9%	74
(4) 子どもの兄弟姉妹の普段の様子・情報から	26.2%	34
(5) 子どもの保護者の普段の様子・情報から	42.3%	55
(6) 保護者以外の同居の世帯員の様子・情報から	13.1%	17
(7) 子ども本人、保護者、同居の世帯員以外の身近な人の様子から	10.0%	13
(8) 市や他の相談窓口（担当者）の情報から	16.2%	21
(9) 同僚・上司（上長）又は前の担当者（前任者）の情報から	13.8%	18
(10) ケース検討会、ケースカンファレンスなどの情報から	10.8%	14
(11) 子どもの住居（住まい）の様子から	15.4%	20
(12) 必要な費用の支払いの状況から	11.5%	15
(13) 世帯の生活状況の様子から（情報の聴取方法は問いません）	23.8%	31
(14) 世帯の経済状況の情報から（情報の聴取方法は問いません）	12.3%	16
(15) その他の世帯に関する情報から	3.8%	5
(16) その他	2.3%	3
無回答	3.1%	4
計		130

(16) その他

- ・子どもが所属する学校からの情報。
- ・学校、保育園など子どもの所属先への定期的モニタリング（事例になっている子について）の時に。
- ・兄弟にケアラーされている本人である。

回答者数 3名



※項目を分類し、n=130でグラフ化

職業分類	1位		2位	
	内容	比率	内容	比率
総計	(3) 子ども本人の普段の様子・情報から	56.9%	(5) 子どもの保護者の普段の様子・情報から	42.3%
小学校	(3) 子ども本人の普段の様子・情報から	80.6%	(5) 子どもの保護者の普段の様子・情報から	45.2%
中学校	(3) 子ども本人の普段の様子・情報から	73.3%	(1) 子ども本人からの直接の相談（個人面談場面）の内容から	40.0%
高等学校	(3) 子ども本人の普段の様子・情報から	60.0%	(1) 子ども本人からの直接の相談（個人面談場面）の内容から	30.0%
高齢者支援	(6) 保護者以外の同居の世帯員の様子・情報から	60.0%	(8) 市や他の相談窓口（担当者）の情報から (11) 子どもの住居（住まい）の様子から	40.0%
幼稚園・保育園・児童クラブ	(5) 子どもの保護者の普段の様子・情報から	77.8%	(4) 子どもの兄弟姉妹の普段の様子・情報から	66.7%
障がい者福祉支援	(5) 子どもの保護者の普段の様子・情報から	100.0%	(2) 子どもの保護者からの直接の相談（個人面談場面）の内容から (3) 子ども本人の普段の様子・情報から (13) 世帯の生活状況の様子から（情報の聴取方法は問いません） (14) 世帯の経済状況の情報から（情報の聴取方法は問いません）	40.0%
教育支援センター	(3) 子ども本人の普段の様子・情報から (4) 子どもの兄弟姉妹の普段の様子・情報から (5) 子どもの保護者の普段の様子・情報から	100.0%	(8) 市や他の相談窓口（担当者）の情報から (9) 同僚・上司（上長）又は前の担当者（前任者）の情報から (11) 子どもの住居（住まい）の様子から (12) 必要な費用の支払いの状況から (13) 世帯の生活状況の様子から（情報の聴取方法は問いません）	50.0%
医療・行政	(5) 子どもの保護者の普段の様子・情報から	52.6%	(2) 子どもの保護者からの直接の相談（個人面談場面）の内容から (3) 子ども本人の普段の様子・情報から (10) ケース検討会、ケースカンファレンスなどの情報から (13) 世帯の生活状況の様子から（情報の聴取方法は問いません）	31.6%
無回答	(2) 子どもの保護者からの直接の相談（個人面談場面）の内容から (3) 子ども本人の普段の様子・情報から (5) 子どもの兄弟姉妹の普段の様子・情報から	31.6%	(4) 子どもの兄弟姉妹の普段の様子・情報から (7) 子ども本人、保護者、同居の世帯員以外の身近な人の様子から (8) 市や他の相談窓口（担当者）の情報から (10) ケース検討会、ケースカンファレンスなどの情報から (11) 子どもの住居（住まい）の様子から	21.1%

設問7-2-Aでは、「子ども本人の普段の様子・情報から」が56.9%で約6割を占めており、次いで「子どもの保護者の普段の様子・情報から」が42.3%となっている。

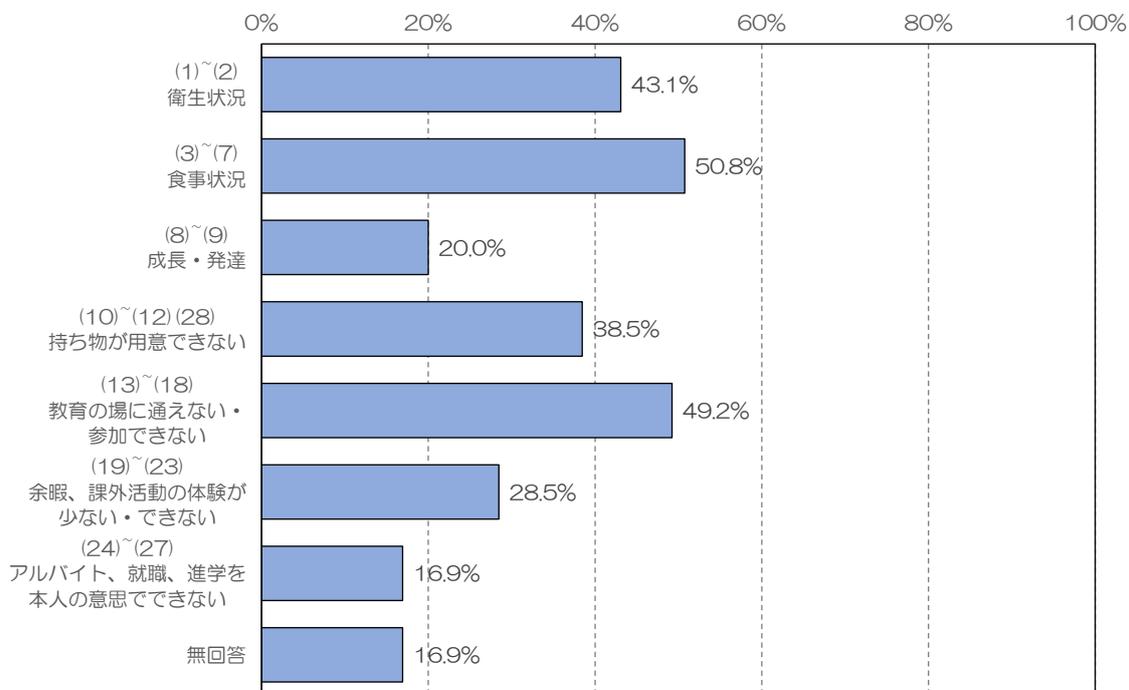
これらの結果は、前段の子どもの貧困調査と比較しても同じような傾向を示している。

また、その他の意見では、「子どもの所属先からの情報」や「兄弟のなかでケアされている当事者である」などが情報源となっている、という意見もあった。

B. 上記 A について、それは具体的にどのような様子（様相・状況・情報など）から感じましたか。

①本人の様子（様相・状況・情報など）【複数回答】

	構成比	回答数
(1) 子どもの身なりがいつも同じようで着替えが少ない	24.6%	32
(2) 入浴ができていないと思われる	18.5%	24
(3) 食事を十分に取れていないと思われる	17.7%	23
(4) 食事（給食含む）の取り方に（他の子とくらべて極端な）執着がある	9.2%	12
(5) 食べる物、栄養価が極端に偏っている（例、炭水化物が極端に多い）	16.9%	22
(6) 子どもだけで知り合いの家で食事をしてることがある	3.1%	4
(7) お弁当を用意してもらえず持ってこない	3.8%	5
(8) 体の発育・成長が通常よりも遅れている感じがする	5.4%	7
(9) 精神的発達に問題がありそうだが適切な指導につながらっていない	14.6%	19
(10) 必要な持ち物が揃えられない	20.8%	27
(11) 制服・着替えなどが用意できない	9.2%	12
(12) 生理用品などを用意できない	2.3%	3
(13) 幼児教育・保育施設に通うことができない	4.6%	6
(14) （小学生以上）学校に行くことができない	24.6%	32
(15) 児童クラブに行くことができない	1.5%	2
(16) 塾や習い事に通いたいに通うことができない	3.8%	5
(17) 学校の部活に参加したいが参加できない	13.1%	17
(18) 学校以外のスポーツクラブ、少年団等に参加したいが参加できない	1.5%	2
(19) 所属の行事、課外体験、イベントごとに参加しない	3.1%	4
(20) 放課後や土日に友達と出かけたり遊んだりすることがない	6.9%	9
(21) 家族と土日に遊びに出かける体験が少ない	12.3%	16
(22) 宿泊学習に参加することができない	2.3%	3
(23) 修学旅行等に行くことができない	3.8%	5
(24) アルバイトをしている	5.4%	7
(25) アルバイトをしたいが、することができない	0.8%	1
(26) 就職をしたいが、することができない	3.1%	4
(27) 進学をしたいが、できない、又はすることにためらいを感じている	7.7%	10
(28) 普段着や文房具その他学校などに必要な物を買いたい、買えない	6.2%	8
無回答	16.9%	22
計		130



※項目を分類し、n=130でグラフ化

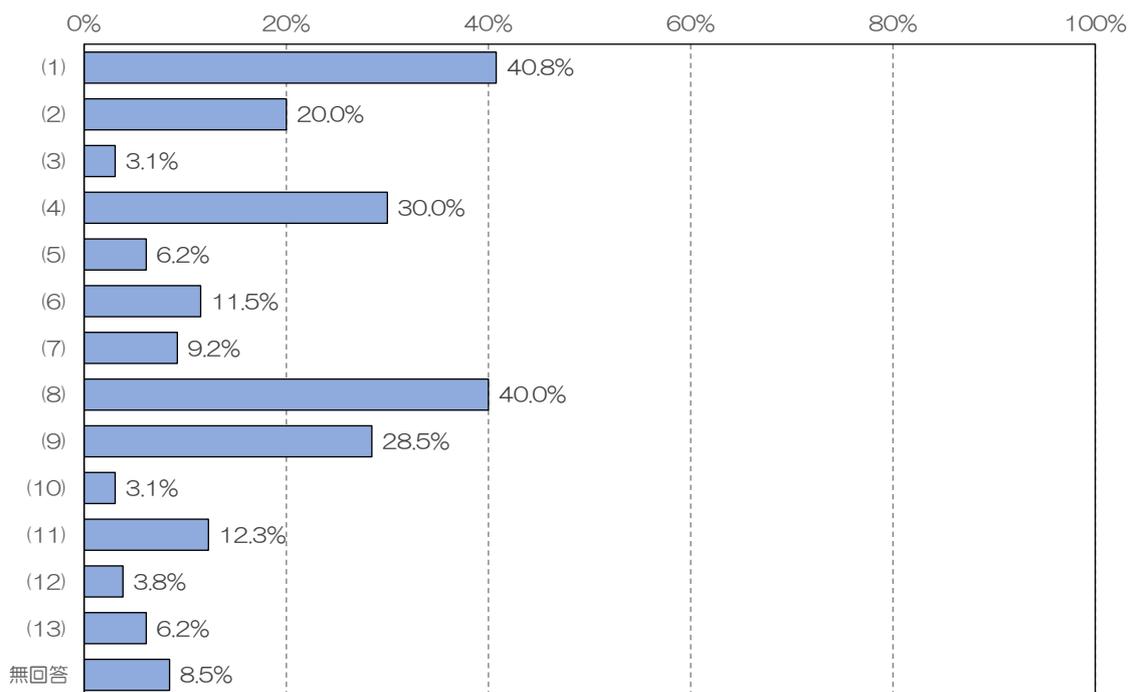
		1位	比率	2位	比率
職業分類	総計	(1)子どもの身なりがいつも同じよう着替えが少ない (14) (小学生以上) 学校に行くことができない	24.6%	(10)必要な持ち物が揃えられない	20.8%
	小学校	(1)子どもの身なりがいつも同じよう着替えが少ない (10)必要な持ち物が揃えられない	45.2%	(2)入浴ができていないと思われる (5)食べる物、栄養価が極端に偏っている(例、炭水化物が極端に多い)	25.8%
	中学校	(14) (小学生以上) 学校に行くことができない	36.7%	(17)学校の部活に参加したいが参加できない	20.0%
	高等学校	(24)アルバイトをしている	50.0%	(7)お弁当を用意してもらえず持っていない	30.0%
	高齢者支援	(26)就職をしたいが、することができない	40.0%	(1)子どもの身なりがいつも同じよう着替えが少ない (2)入浴ができていないと思われる (3)食事を十分に取れていないと思われる (5)食べる物、栄養価が極端に偏っている(例、炭水化物が極端に多い) (9)精神的発達に問題がありそうだが適切な指導につながらない (14) (小学生以上) 学校に行くことができない (18)学校以外のスポーツクラブ、少年団等に参加したいが参加できない (21)家族と土日に遊びに出かける体験が少ない (25)アルバイトをしたいが、することができない	20.0%
	幼稚園・保育園・児童クラブ	(9)精神的発達に問題がありそうだが適切な指導につながらない (10)必要な持ち物が揃えられない	33.3%	(1)子どもの身なりがいつも同じよう着替えが少ない (2)入浴ができていないと思われる (3)食事を十分に取れていないと思われる (5)食べる物、栄養価が極端に偏っている(例、炭水化物が極端に多い) (13)幼児教育・保育施設に通うことができない	22.2%
	障がい者福祉支援	(17)学校の部活に参加したいが参加できない (21)家族と土日に遊びに出かける体験が少ない	60.0%	(1)子どもの身なりがいつも同じよう着替えが少ない (4)食事(給食含む)の取り方に(他の子とくらべて極端な)執着がある (5)食べる物、栄養価が極端に偏っている(例、炭水化物が極端に多い) (10)必要な持ち物が揃えられない (28)普段着や文房具その他学校などに必要な物を買いたい、買えない	20.0%
	教育支援センター	(14) (小学生以上) 学校に行くことができない	100.0%	(1)子どもの身なりがいつも同じよう着替えが少ない (2)入浴ができていないと思われる (3)食事を十分に取れていないと思われる (8)体の発育・成長が通常よりも遅れている感じがする (9)精神的発達に問題がありそうだが適切な指導につながらない (13)幼児教育・保育施設に通うことができない (20)放課後や土日に友達と出かけたり遊んだりすることがない (21)家族と土日に遊びに出かける体験が少ない	50.0%
	医療・行政	(14) (小学生以上) 学校に行くことができない	36.8%	(1)子どもの身なりがいつも同じよう着替えが少ない	26.3%
	無回答	(3)食事を十分に取れていないと思われる	31.6%	(1)子どもの身なりがいつも同じよう着替えが少ない	26.3%

設問7-2-B-①では、前段の「子どもが貧困」の場合、「食事状況」91.6%、次いで「衛生状況」84.9%、「持ち物が用意できない」69.7%が高い割合になっているのに対して、「ヤングケアラー」の場合は、「気づき」のきっかけとして、「子どもの貧困」ほど突出して割合の高いものはなかったが「食事状況」や「教育の場に通えない・参加できない」といった日常生活の様子・情報から感じる割合が最も高くなっている他、従事者等の職場によって「ヤングケアラー」と認識する項目がそれぞれ違うという点に特徴がある。

これらの結果から、「ヤングケアラー」が抱える生活上の困難性や課題は、多岐に渡っていることが窺える。

## ②保護者や同居の家族等の様子（様相・状況・情報など）【複数回答】

	構成比	回答数
(1) 保護者や同居の家族に障がいや疾病がある	40.8%	53
(2) 保護者や同居の家族が外国人で日本語が十分に話せない	20.0%	26
(3) 保護者や同居の家族が外国人で在留資格の関係から仕事ができない	3.1%	4
(4) 保護者が子どもに無関心	30.0%	39
(5) 保護者と子どもの所属先との関係が良くない	6.2%	8
(6) 保護者や同居の家族が必要と思われるサービスを利用しない、又は拒む	11.5%	15
(7) 子ども本人や保護者や同居の家族が、ケガや病気をしているにもかかわらず医療機関にかかろうとしない	9.2%	12
(8) 子どもが保護者や同居の家族のために、食事の用意、買い物、掃除などの家事をしなくてはならない	40.0%	52
(9) 子どもが保護者や同居の家族の世話や身体的な介護等をしなければならない	28.5%	37
(10) 子どもが保護者や同居の家族が利用するサービスや医療の場所まで送迎をしなければならない	3.1%	4
(11) 保護者や同居の家族が外国人で日本語が十分に話せないので子どもが通訳をしなければならない	12.3%	16
(12) 保護者や同居の家族（本人も含む）が電話、携帯、スマホ等の連絡手段を持っていない	3.8%	5
(13) 世帯に必要な移動手段（自転車、自動車、バイクなど）がない	6.2%	8
無回答	8.5%	11
計		130



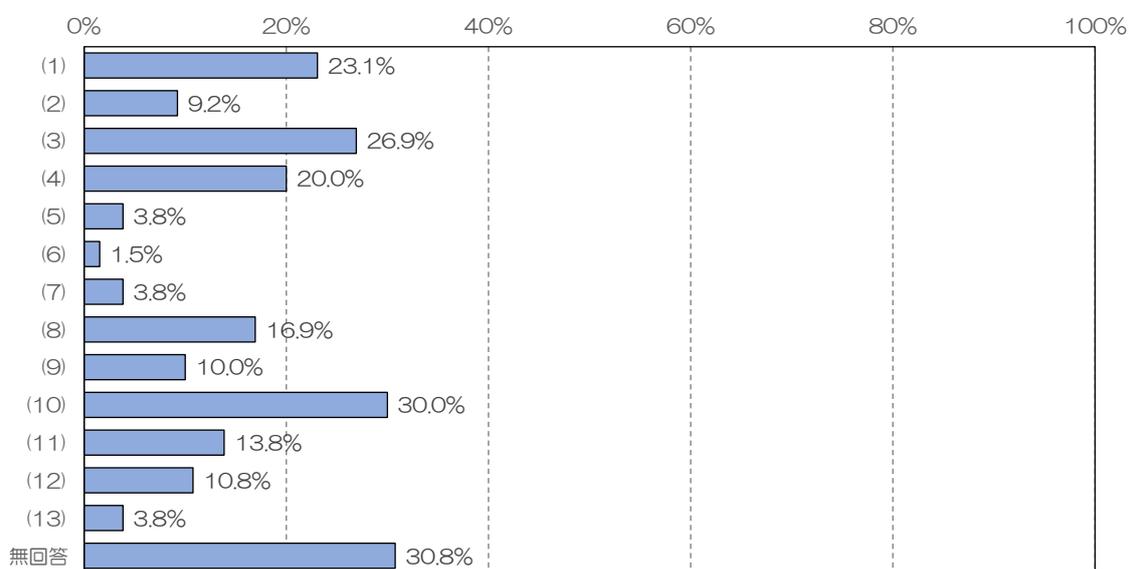
	1位	比率	2位	比率	
職業分類	総計	(1)保護者や同居の家族に障がいや疾病がある	40.8%	(8)子どもが保護者や同居の家族のために、食事の用意、買い物、掃除などの家事をしなくてはならない	40.0%
	小学校	(8)子どもが保護者や同居の家族のために、食事の用意、買い物、掃除などの家事をしなくてはならない	45.2%	(4)保護者が子どもに無関心	29.0%
	中学校	(8)子どもが保護者や同居の家族のために、食事の用意、買い物、掃除などの家事をしなくてはならない	53.3%	(4)保護者が子どもに無関心	33.3%
	高等学校	(1)保護者や同居の家族に障がいや疾病がある	60.0%	(9)子どもが保護者や同居の家族の世話や身体的な介護等をしなければならない	50.0%
	高齢者支援	(1)保護者や同居の家族に障がいや疾病がある	80.0%	(9)子どもが保護者や同居の家族の世話や身体的な介護等をしなければならない	60.0%
	幼稚園・保育園・児童クラブ	(4)保護者が子どもに無関心	44.4%	(1)保護者や同居の家族に障がいや疾病がある	33.3%
	障がい者福祉支援	(1)保護者や同居の家族に障がいや疾病がある	80.0%	(4)保護者が子どもに無関心 (6)保護者や同居の家族が必要と思われるサービスを利用しない、又は拒む (7)子ども本人や保護者や同居の家族が、ケガや病気をしても医療機関にかかろうとしない (8)子どもが保護者や同居の家族のために、食事の用意、買い物、掃除などの家事をしなくてはならない (9)子どもが保護者や同居の家族の世話や身体的な介護等をしなければならない	44.4%
	教育支援センター	(1)保護者や同居の家族に障がいや疾病がある (4)保護者が子どもに無関心 (6)保護者や同居の家族が必要と思われるサービスを利用しない、又は拒む (7)子ども本人や保護者や同居の家族が、ケガや病気をしても医療機関にかかろうとしない (8)子どもが保護者や同居の家族のために、食事の用意、買い物、掃除などの家事をしなくてはならない (9)子どもが保護者や同居の家族の世話や身体的な介護等をしなければならない	50.0%	-	-
	医療・行政	(1)保護者や同居の家族に障がいや疾病がある	63.2%	(8)子どもが保護者や同居の家族のために、食事の用意、買い物、掃除などの家事をしなくてはならない	52.6%
	無回答	(4)保護者が子どもに無関心	36.8%	(1)保護者や同居の家族に障がいや疾病がある (11)保護者や同居の家族が外国人で日本語が十分に話せないので子どもが通訳をしなくてはならない	31.6%

設問7-2-B-②では、「保護者や同居の家族に障がいや疾病がある」が40.8%、次いで「子どもが保護者や同居の家族のために、食事の用意、買い物、掃除などの家事をしなくてはならない」が40.0%となっており、障がいや疾病がある家族のために家事を子どもが行っているといった状況が窺える。また、「保護者が子どもに無関心」も30.0%となっており、保護者の養育能力に問題がある事例も見受けられる。

前段の子どもの貧困調査と比較してみると、「保護者が子どもに無関心」が37.4%、「保護者や同居の家族に障がいや疾病がある」が31.5%、「子どもが保護者や同居の家族のために、食事の用意、買い物、掃除などの家事をしなくてはならない」が21.8%となっており、「ヤングケアラー」と「子どもの貧困」との間には、共通項や関連性があることが読み取れる。

### ③住居や世帯の経済状況等の様子（様相・状況・情報など）【複数回答】

	構成比	回答数
(1) 給食費、諸経費など必要な費用に滞納がある	23.1%	30
(2) 住居が老朽化しているが直せない	9.2%	12
(3) 住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している	26.9%	35
(4) 家庭内で、虐待・DV被害を受けている（ネグレクト・養育放棄を含む）	20.0%	26
(5) 世帯の水道、ガス、電気等の料金が滞っている	3.8%	5
(6) 世帯の水道、ガス、電気等の内、いずれかが滞納で利用できない	1.5%	2
(7) 公共料金（税・健康保険料等）の滞納がある	3.8%	5
(8) 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等である	16.9%	22
(9) 教育支援制度（準要保護世帯）を利用している	10.0%	13
(10) 生活保護世帯である	30.0%	39
(11) 世帯の貯蓄がほとんどない	13.8%	18
(12) 保護者や同居の家族が働いておらず、年金や手当、その他の支援、仕送りなどで生活している	10.8%	14
(13) 世帯が多額の借金を抱えている	3.8%	5
無回答	30.8%	40
計		130



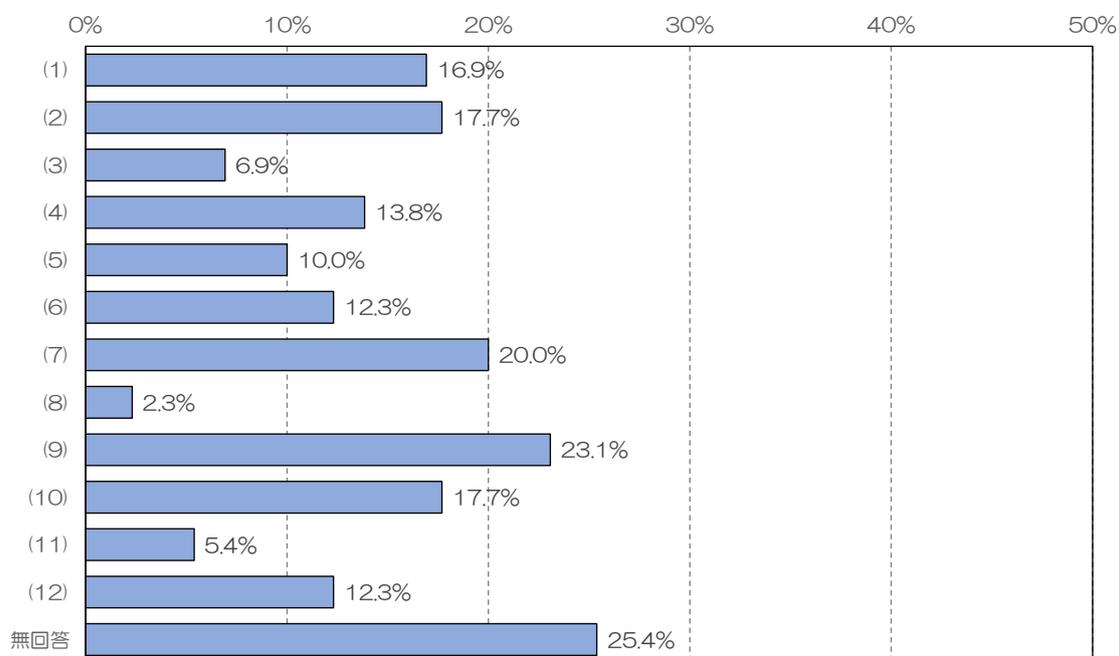
		1位	比率	2位	比率
職業分類	総計	(10)生活保護世帯である	30.0%	(3)住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している	26.9%
	小学校	(3)住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している	35.5%	(1)給食費、諸経費など必要な費用に滞納がある (10)生活保護世帯である	32.3%
	中学校	(1)給食費、諸経費など必要な費用に滞納がある (10)生活保護世帯である	30.0%	(3)住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している	26.7%
	高等学校	(8)児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等である (10)生活保護世帯である	30.0%	(1)給食費、諸経費など必要な費用に滞納がある	20.0%
	高齢者支援	(3)住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している (8)児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等である (11)世帯の貯蓄がほとんどない	4.0%	(2)住居が老朽化しているが直せない (12)保護者や同居の家族が働いておらず、年金や手当、その他の支援、仕送りなどで生活している	20.0%
	幼稚園・保育園・児童クラブ	(4)家庭内で、虐待・DV被害を受けている(ネグレクト・養育放棄を含む)	33.3%	(1)給食費、諸経費など必要な費用に滞納がある (8)児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等である (11)世帯の貯蓄がほとんどない	22.2%
	障がい者福祉支援	(10)生活保護世帯である (11)世帯の貯蓄がほとんどない	20.0%	-	-
	教育支援センター	(1)給食費、諸経費など必要な費用に滞納がある (3)住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している (4)家庭内で、虐待・DV被害を受けている(ネグレクト・養育放棄を含む)	50.0%	-	-
	医療・行政	(10)生活保護世帯である	57.9%	(3)住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している	36.8%
	無回答	(3)住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している	31.6%	(4)家庭内で、虐待・DV被害を受けている(ネグレクト・養育放棄を含む) (10)生活保護世帯である	21.1%

設問7-2-B-③では、「生活保護世帯である」が30.0%、「住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している」が26.9%で約3割を占めている。

前段の子どもの貧困調査と比較してみると、「給食費、諸経費など必要な費用に滞納がある」が47.5%、「住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している」が35.7%、「生活保護世帯である」34.5%となっており、「ヤングケアラー」と「子どもの貧困」との間には、共通項や関連性があることが読み取れる。

#### ④その他の様子（様相・状況・情報など）【複数回答】

	構成比	回答数
(1) 友人関係がなく、いつも孤独な感じである	16.9%	22
(2) 無気力・無反応・無表情などがみられる	17.7%	23
(3) スポーツや文化的な関心がなく、その体験も極端に少ない	6.9%	9
(4) こんな人になりたい、という夢やモデルとなる人がない	13.8%	18
(5) 頑強でもしかたがないと将来への希望をなくしている	10.0%	13
(6) 新しいことを知ること、学ぶことに意欲がない	12.3%	16
(7) 健康や保健衛生に関する知識が身につけていない	20.0%	26
(8) 夜遅くになっても居場所がないので家に帰らない	2.3%	3
(9) 保護者や同居の家族の世話をするのは当然であるという、疑問を感じていない	23.1%	30
(10) 本当は保護者や同居の家族の世話はしたくないが、ほかに方法を知らないので自分がするしかないと考えている	17.7%	23
(11) 支援を受ける方法を知っているが、保護者や同居の家族自身が、家族以外の他人からの支援を拒むので、他者からの支援を受けられない	5.4%	7
(12) その他	12.3%	16
無回答	25.4%	33
計		130



#### (12) その他

- ・遅刻や欠席が多い。
- ・行政に相談したことを保護者に知られたくない。保護者に知られた場合には、本人に対して暴言や暴力などの報復がこわいため。
- ・高校生の姉が5歳の弟の面倒を見ている母親も見ていると思うが、夜働いているため姉（夜間高校）が見ざる得ないようである。
- ・常に眠そうにしている。寝てしまう。

等

回答者数 15名

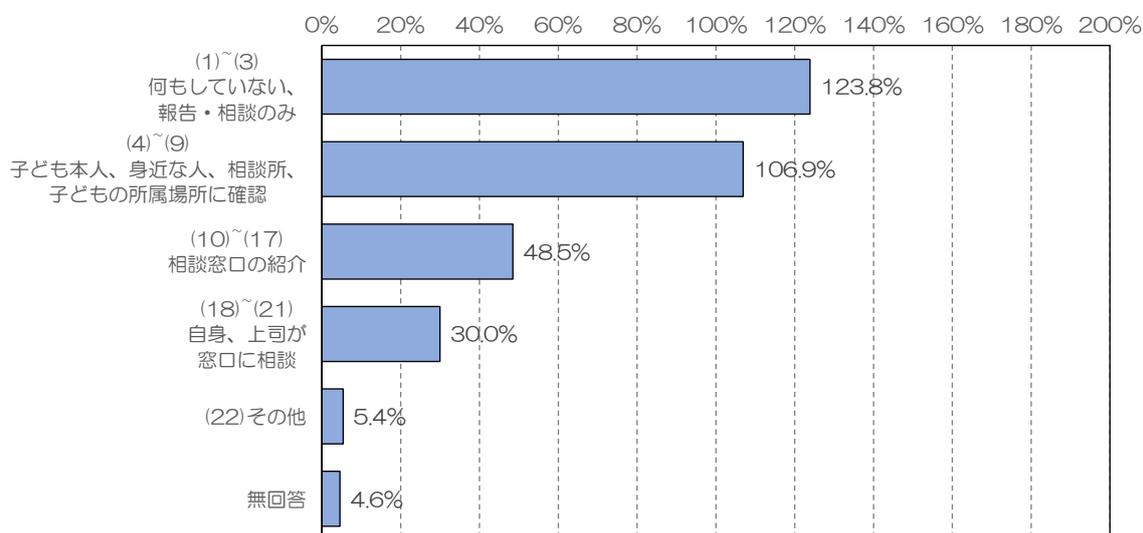
職業分類	1位		2位	
	内容	比率	内容	比率
総計	(9) 保護者や同居の家族の世話をするのは当然であるといい、疑問を感じていない	23.1%	(7) 健康や保健衛生に関する知識が身につけていない	20.0%
小学校	(7) 健康や保健衛生に関する知識が身につけていない	32.3%	(9) 保護者や同居の家族の世話をするのは当然であるといい、疑問を感じていない (10) 本当は保護者や同居の家族の世話はしたくないが、ほかに方法を知らないので自分がするしかないと考えている	25.8%
中学校	(1) 友人関係がなく、いつも孤独な感じである (9) 保護者や同居の家族の世話をするのは当然であるといい、疑問を感じていない	23.3%	(2) 無気力・無反応・無表情などがみられる (10) 本当は保護者や同居の家族の世話はしたくないが、ほかに方法を知らないので自分がするしかないと考えている	16.7%
高等学校	(9) 保護者や同居の家族の世話をするのは当然であるといい、疑問を感じていない	50.0%	(4) こんな人になりたい、という夢やモデルとなる人がない	30.0%
高齢者支援	(9) 保護者や同居の家族の世話をするのは当然であるといい、疑問を感じていない	60.0%	(1) 友人関係がなく、いつも孤独な感じである (10) 本当は保護者や同居の家族の世話はしたくないが、ほかに方法を知らないので自分がするしかないと考えている (11) 支援を受ける方法を知っているが、保護者や同居の家族自身が、家族以外の他人からの支援を拒むので、他者からの支援を受けられない	40.0%
幼稚園・保育園・児童クラブ	(1) 友人関係がなく、いつも孤独な感じである	33.3%	(2) 無気力・無反応・無表情などがみられる (4) こんな人になりたい、という夢やモデルとなる人がない (7) 健康や保健衛生に関する知識が身につけていない (8) 夜遅くになっても居場所がないので家に帰らない (10) 本当は保護者や同居の家族の世話はしたくないが、ほかに方法を知らないので自分がするしかないと考えている	11.1%
障がい者福祉支援	(7) 健康や保健衛生に関する知識が身につけていない (9) 保護者や同居の家族の世話をするのは当然であるといい、疑問を感じていない	20.0%	-	-
教育支援センター	(1) 友人関係がなく、いつも孤独な感じである (2) 無気力・無反応・無表情などがみられる	100.0%	(3) スポーツや文化的な関心がなく、その体験も極端に少ない (4) こんな人になりたい、という夢やモデルとなる人がない (6) 新しいことを知ること、学ぶことに意欲がない (7) 健康や保健衛生に関する知識が身につけていない (10) 本当は保護者や同居の家族の世話はしたくないが、ほかに方法を知らないので自分がするしかないと考えている	50.0%
医療・行政	(7) 健康や保健衛生に関する知識が身につけていない	26.3%	(9) 保護者や同居の家族の世話をするのは当然であるといい、疑問を感じていない (10) 本当は保護者や同居の家族の世話はしたくないが、ほかに方法を知らないので自分がするしかないと考えている	21.1%
無回答	(2) 無気力・無反応・無表情などがみられる	5.2%	(7) 健康や保健衛生に関する知識が身につけていない	21.1%

設問7-2-B-④では、「保護者や同居の家族の世話をするのは当然であるといい、疑問を感じていない」が23.1%で最も高くなっており、次いで「健康や保健衛生に関する知識が身につけていない」20.0%、「本当は保護者や同居家族の世話はしたくないが、ほかに方法を知らないので自分がするしかないと考えている」、「無気力・無反応・無表情などがみられる」が17.7%となっている。

前段の子どもの貧困調査と比較してみると、「健康や保健衛生に関する知識が身につけていない」が25.2%、「無気力・無反応・無表情などがみられる」が23.5%、「新しいことを知ること、学ぶことに意欲がない」が17.2%となっており、「ヤングケアラー」と「子どもの貧困」との間には、それぞれの違いや特徴もあるが、一部に共通項や関連性もあると見ることができる。

C. 上記 B の①から④までのように、子どもが「ヤングケアラー」に該当すると感じた子どもに対し、あなたは、あなたの職業・職場（職域）又はご自身の専門職としての立場から、どのような対応（行動）をしましたか。【複数回答】

	構成比	回答数
(1) 具体的には、何も支援をしていない	10.8%	14
(2) 同僚にその状況を報告・相談した	54.6%	71
(3) 上司（上長）にその状況を報告・相談した	58.5%	76
(4) 子どもに直接生活状況を確認した	32.3%	42
(5) 保護者に対して生活状況を確認した	28.5%	37
(6) 保護者以外の他の世帯員に対して生活状況を確認した	12.3%	16
(7) 保護者、他の世帯員以外の身近な人物に対して生活状況を確認した	4.6%	6
(8) 市の担当部署（児童相談所を含む）等に生活状況を確認した	23.8%	31
(9) 子どもが所属するサービス・施設等に生活状況を確認した	5.4%	7
(10) 子ども自身に対して、あなたの職場（同組織内を含む）にある相談窓口（担当者）を紹介した	6.2%	8
(11) 保護者に対して、あなたの職場（同組織内を含む）にある相談窓口（担当者）を紹介した	9.2%	12
(12) 保護者以外の他の世帯員に対して、あなたの職場（同組織内を含む）にある相談窓口（担当者）を紹介した	3.8%	5
(13) 保護者、他の世帯員以外の身近な人物に対して、あなたの職場（同組織内を含む）にある相談窓口（担当者）を紹介した	3.8%	5
(14) 子ども自身に対して、市や外部機関の相談窓口（担当者）を紹介した	7.7%	10
(15) 保護者に対して、市や外部機関の相談窓口（担当者）を紹介した	10.0%	13
(16) 保護者以外の他の世帯員に対して、市や外部機関の相談窓口（担当者）を紹介した	4.6%	6
(17) 保護者、他の世帯員以外の身近な人物に対して、市や外部機関の相談窓口（担当者）を紹介した	3.1%	4
(18) あなた自身が、子どもの様子について、あなたの職場（同組織内を含む）にある相談窓口（担当者）に相談した	6.9%	9
(19) あなたの上司（上長）が、子どもの様子について、あなたの職場（同組織内を含む）にある相談窓口（担当者）に相談した	7.7%	10
(20) あなた自身が、子どもの様子について、市や外部機関の相談窓口（担当者）に相談した	5.4%	7
(21) あなたの上司（上長）が、子どもの様子について、市や外部機関の相談窓口（担当者）に相談した	10.0%	13
(22) その他	5.4%	7
無回答	4.6%	6
計		130



※項目を分類し、n=130でグラフ化

## (22) その他

- ・職場の人が上司に相談した。
- ・実際に介入し支援している。
- ・母と姉の関係性が悪いわけではなさそうだが母の手伝いをさせられているようなので朝送ってきてくれた時（母の運転で）「ありがとう」と声をかけている。

回答者数 3名

職業分類	1位		2位	
	内容	比率	内容	比率
総計	(3)上司（上長）にその状況を報告・相談した	58.5%	(2)同僚にその状況を報告・相談した	54.6%
小学校	(3)上司（上長）にその状況を報告・相談した	80.6%	(2)同僚にその状況を報告・相談した	64.5%
中学校	(3)上司（上長）にその状況を報告・相談した	70.0%	(2)同僚にその状況を報告・相談した	60.0%
高等学校	(2)同僚にその状況を報告・相談した	80.0%	(3)上司（上長）にその状況を報告・相談した (4)子どもに直接生活状況を確認した (5)保護者に対して生活状況を確認した	40.0%
高齢者支援	(8)市の担当部署（児童相談所を含む）等に生活状況を確認した	60.0%	(2)同僚にその状況を報告・相談した (4)子どもに直接生活状況を確認した (5)保護者に対して生活状況を確認した	40.0%
幼稚園・保育園・児童クラブ	(2)同僚にその状況を報告・相談した	66.7%	(3)上司（上長）にその状況を報告・相談した	44.4%
障がい者福祉支援	(5)保護者に対して生活状況を確認した	40.0%	(2)同僚にその状況を報告・相談した (4)子どもに直接生活状況を確認した (18)あなた自身が、子どもの様子について、市や外部機関の相談窓口（担当者）に相談した	20.0%
教育支援センター	(1)具体的には、何も支援をしていない (2)同僚にその状況を報告・相談した (3)上司（上長）にその状況を報告・相談した	50.0%	-	-
医療・行政	(5)保護者に対して生活状況を確認した	52.6%	(3)上司（上長）にその状況を報告・相談した	47.4%
無回答	(3)上司（上長）にその状況を報告・相談した	63.2%	(2)同僚にその状況を報告・相談した	47.4%

設問7-2-Cでは、「上司にその状況を報告・相談した」が58.5%で最も高くなっている一方で「具体的には、何もしていない」は10.8%で約1割となっている。

この傾向は、前段の子どもの貧困調査の場合とほぼ同様の傾向を示している。

これらの状況から、従事者等から直接的に子ども本人や保護者へ確認したり、貧困に対応する相談窓口の紹介や、相談窓口への繋ぎをするという行動よりも、まずは、その前のワンステップとして、上司や同僚などに報告・相談するという間接的な関わりが多いという傾向を読み取ることができる。

D. 上記Cについて、あなたは、なぜ、そのようにしたのですか（又は、しなかったのですか）。

【対応した】	【対応しなかった】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事が忙しくて、勉強する時間が取れない。学校の授業についていけないと感じたから。</li> <li>・金銭的な問題を一刻も早く解決してあげたかったため。</li> <li>・本人からの訴えが複数回続いたため。</li> <li>・特別支援コーディネーター、生徒指導主事としての立場から支援が必要だと感じたから。等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 92名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母親が精神疾患だが金銭的に困っていない、ただ生活全般の支援は行き届かない様子あり子どもの為に一緒に掃除しようと働きかけるにとどまった。</li> <li>・私一人では対応が難しかったから。</li> <li>・簡単に踏み込める状況、内容ではないから。等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 6名</p>

設問7-2-Dの、「対応した」側の理由では、「授業についていけない」、「金銭的問題を抱えていた」、「子ども本人からの訴えがあった」などの理由が特徴的であったのに対し、もう一方の「対応しなかった」側の理由としては、「対応が難しい」、「簡単に踏み込める状況ではなかった」などがあり、こちらは「子どもの貧困」の場合の理由と同様の傾向で、次なる具体的な対応方法や手段の知識不足があげられている。

E. 上記Dについて、その結果どのようにになりましたか（又は、なりませんでしたか）。

【変化あり】	【変化なし】	【経過観察】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・改善状況がみられたり、情報共有によって今後の問題について対策を考えられた。</li> <li>・祖父母が積極的に介入してくれた。</li> <li>・家の室内の煩雑さはあるが子どもに対しての母親の関わりを見直させることはできた。</li> <li>・外国の方で日本語が話せない方には翻訳機を用意し、それを使用して伝えることになった。等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 43名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かまわないでほしいと言われた。何もかわっていない。</li> <li>・各部署で共有して進めたが、改善は見込めず転居してしまった。</li> <li>・保護者に提案はしたが、保護者はあまりサービスを受けることに前向きではない。等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 24名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在も当事者（ヤングケアラーの児童）と定期的な面接を継続しています。</li> <li>・様子を見ることになった。何か気になることがあれば、職員間で共有する。</li> <li>・経過観察を行い、困り感が強い様子がみられた場合家庭に連絡をし、家庭訪問を行うことになっている。等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 16名</p>
<b>【その他の要因】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・親からのネグレクトが疑われる事例にもかかわらず、担当課からその親に許可を取れと言われてムダと思った。</li> <li>・兄姉（ヤングケアラーにあたる）は自園の子ではないので、兄姉の在学と市が連携し、こちらで気づいた事はその都度伝えている。</li> <li>・保護者の疾病による不登校状態（本児も親が心配で登校できない）のため、すぐに登校できるわけではない。継続的な関わりを続ける。等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 13名</p>		

設問7-2-Eの、「変化あり」の事例では、「祖父母が介入してくれた」、「日本語が話せない外国人の保護者に翻訳機を用意し対応した」などがあった。

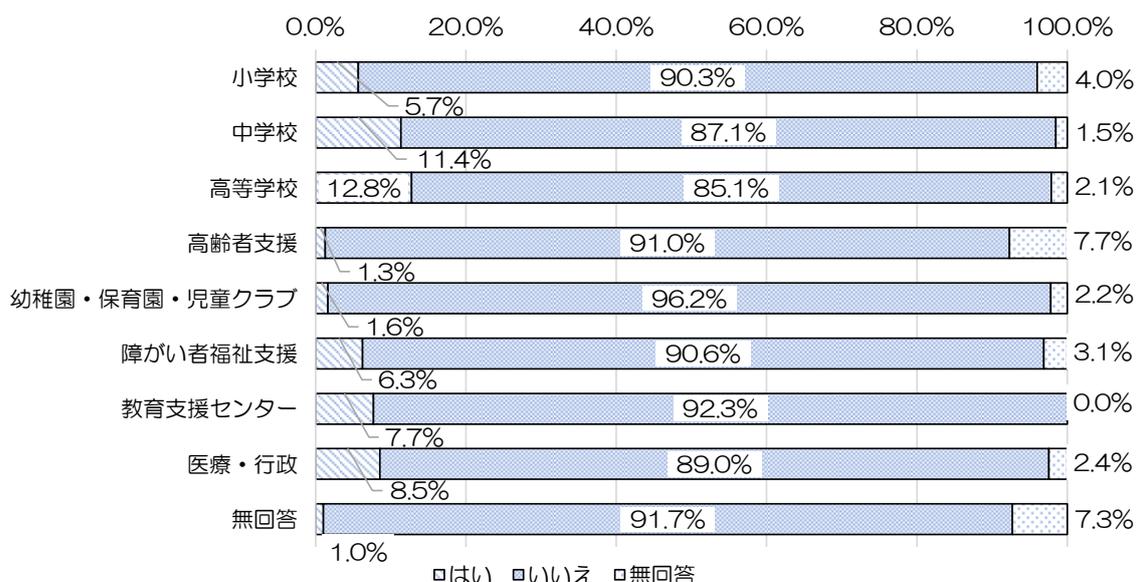
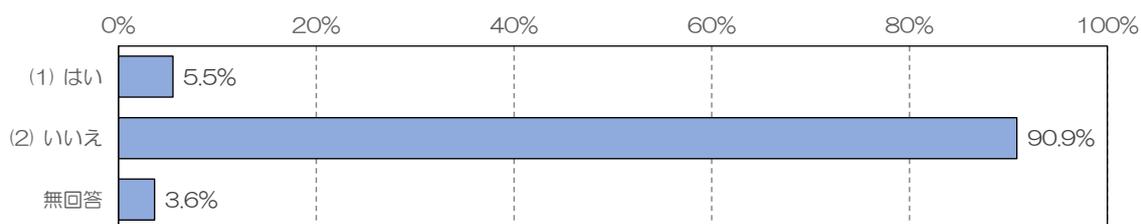
その一方で、「変化なし」の意見では、「保護者が支援を拒否している」、「転居してしまった」などが理由としてあった。

また、その他の要因では、「関わりを持つのが難しい状況である」、「担当課の対応が不十分であった」などがあげられており、相談の窓口と関係各課との連携体制などの強化を図っていく必要があると思われる。

## 8:「ヤングケアラー」に関するインタビューについて

### 1. あなたが、過去の職場経験において、ご自身の業務として担当してきた子ども、又はあなたが支援の対象とする世帯に属する子どもから「ヤングケアラー」であると直接相談されたことはありますか。

	構成比	回答数
(1) はい	5.5%	53
(2) いいえ	90.9%	874
無回答	3.6%	35
計	100.0%	962



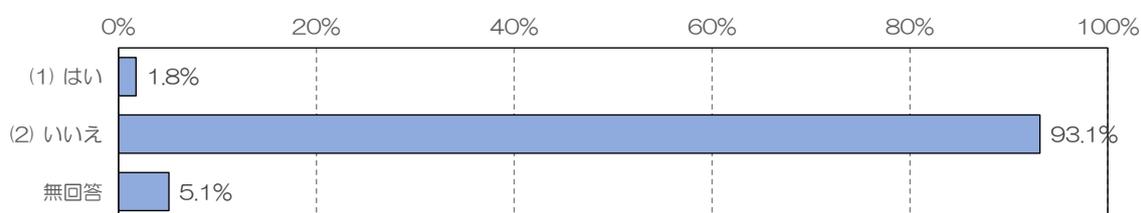
設問8-1では、「はい」が5.5%で1割未満と低い割合となっており、「過去」の経験において、子どもから「ヤングケアラー」であることを直接相談されたという経験が非常に少ないことが読み取れる。

前段の、子どもの貧困調査の場合の9.6%よりも更に少ない結果となっている。

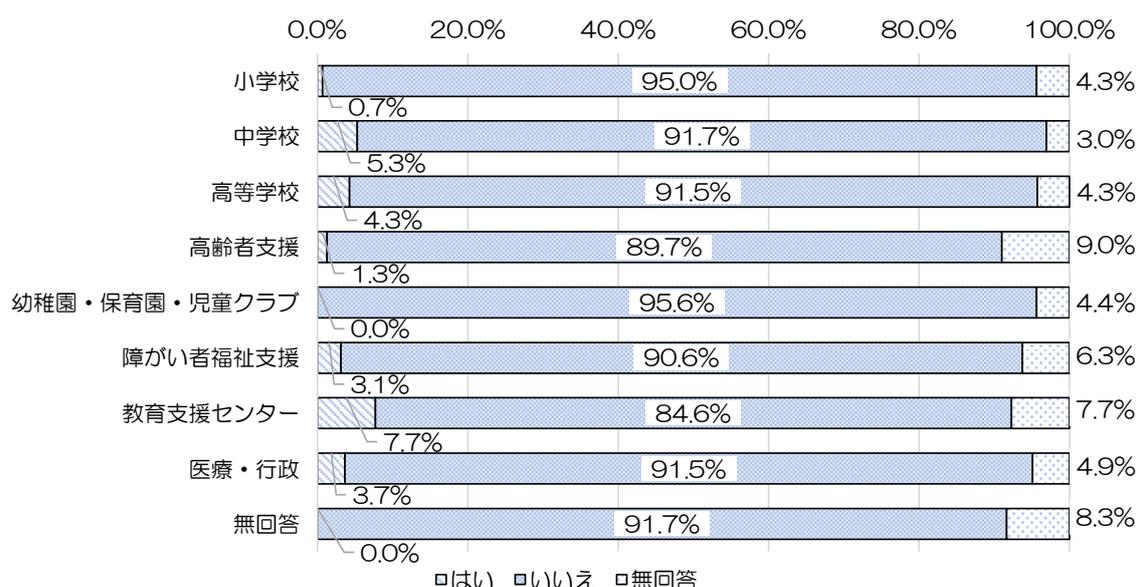
職業分類別では、「高等学校」が最も高く12.8%、次いで「中学校」が11.4%となっているものの、全体として直接相談された経験を持つ従事者等が少ないことがわかる。

**2. あなたが、現在、ご自身の業務として普段担当している子ども、あなたが支援の対象とする世帯に属する子どもから「ヤングケアラー」であると直接相談されたことはありますか。**

	構成比	回答数
(1) はい	1.8%	17
(2) いいえ	93.1%	896
無回答	5.1%	49
計	100.0%	962



それは何人位ですか。					
1～2人	回答者数	12名	3～4人	回答者数	0人
5～9人	回答者数	0名	10人以上	回答者数	1人



設問8-2では、「はい」が1.8%となっており、「現在」においては、「過去」の経験よりも更に、子どもから「ヤングケアラー」であることを直接相談されるという経験が少なくなっている。

相談割合が低い要因としては、一般には、「ヤングケアラーであることを認識していない」、「相談先が分からない」、「相談しても変わらないと思っている」などが理由とされており、ヤングケアラーに対する子ども自身の認知をどう図っていくかが大きな課題であると思われる。

**F. 上記8の2について、そのとき、その子どもはどのようなことを最も望んでいましたか。  
(子どもが抱いていた真のニーズがわかればご記載ください。)**

【望んでいる】	【望んでいない】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分にかかっている負担をどうにかしてほしい。</li> <li>・家の手伝いはあまりしたくない。自分も世話をしてもらいたいようだった。</li> <li>・夜はちゃんと寝たい。</li> <li>・母に代わり弟の面倒を見ているため、母としての役割を果たしてほしい。等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 12名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とくに望んでいない。</li> <li>・家事都合で休むことがあるが、とくに望んでいない。</li> <li>・本人はとくに望んでいることはなく、当たり前だと思っている。たくさん手伝いをするところがあるから、パニックになってしまうことがあると話していた。</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 3名</p>

設問8-2-Fでは、「自分にかかっている負担をどうにかして欲しい」、「夜はちゃんと寝たい」などの負担を軽くして欲しいといった切実な内容や、「自分も世話をしてもらいたい」、「母の代わりに弟の面倒を見ている」など、「ヤングケアラー」である子ども自身からも支援を望む声があることがわかった。

**G. 上記8の2について、あなたが、子どもから「ヤングケアラー」にあることや、本人の希望・ニーズを聞いた後、あなたは、どのような対処をしましたか。**

【何らかの対応を行った】	【報告・相談した】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者から話を聞いて家事の軽減をアドバイスする。</li> <li>・悩んでしまうときには、遠慮せず話してほしいと伝えた。</li> <li>・学校内で連携を図った。等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 8名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に事情を話ただけでまだ、進展はしていません。→面談(保護者)で話す予定である。</li> <li>・保護者と面談、寄り添った上で、継続して相談、上司に報告。</li> <li>・上司に相談し、関係機関につないでもらった。等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 5名</p>

設問 8-2-G では、「上司に相談・報告」などの対応が多くなっているほか、その他には「学校内で連携を図った」、「子ども本人に寄り添い、話を聞いた」、「家事軽減のアドバイスをした」などがあげられている。

H. 上記 G について、あなたは、なぜ、そのようにしたのですか（又は、しなかったのですか）。

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本人の要望。</li> <li>• 仕事上の責務のため</li> <li>• 情報共有のため。</li> <li>• 自分の力だけではどうにもならなかったから</li> <li>• 本児童の学校生活をより良くするため。</li> </ul>	<p>等 回答者数 13名</p>
---	-----------------------

設問 8-2-H では、標本数は少ないが、「本人の要望から」という理由で対応したという回答が比較的多く、その他には「仕事上の責務のため」、「情報共有のため」、「自分の力ではどうにもならなかったから」といった理由もあった。

I. 上記 H について、その結果どのようになりましたか（又は、なりませんでしたか）。

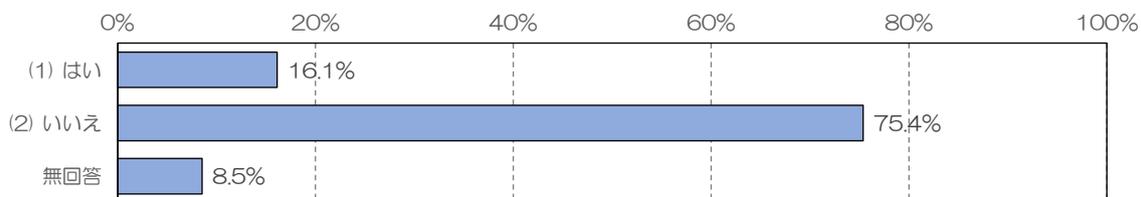
【変化あり】	【変化なし】
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 気持ちが軽くなったと言って笑顔がふえた。</li> <li>• 学校内で共通理解を図れた。</li> <li>• 少しずつ改善するとともに保護者が協力的になってきた。</li> <li>• 改善した家庭もあるが支援を継続中の世帯もある。</li> <li>• 時々こちらからも話を聞くようにしている。 等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 9名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自立に向けての練習だと話し、とくに変わっていない</li> <li>• 現状変わっていない</li> </ul> <p style="text-align: right;">等 回答者数 3名</p>

設問 8-2-I の、「変化あり」の事例では、「学校内で共通理解を図れた」、「少しずつ保護者が協力的になってきた」など、職場や保護者に影響を与えて事態を改善に向かわせたという事例があった。

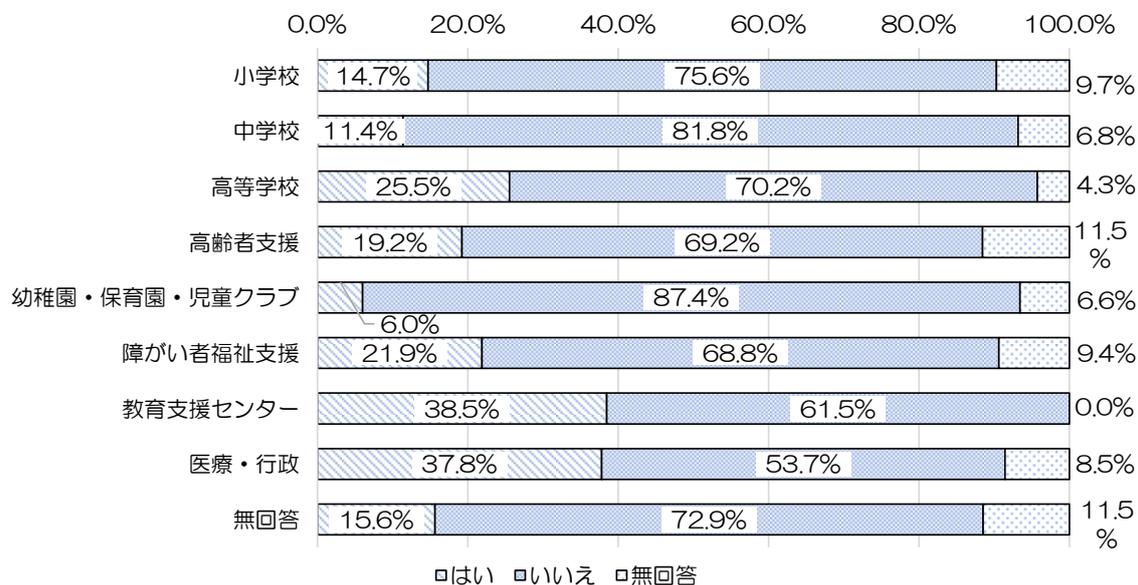
## 9:「ヤングケアラー」に関する相談窓口について

### 1. あなたは、「ヤングケアラー」に関する身近な相談窓口を知っていますか。

	構成比	回答数
(1) はい	16.1%	155
(2) いいえ	75.4%	725
無回答	8.5%	82
計	100.0%	962



それはどこですか。					
児童相談所	回答者数	34名	子育て包括支援課	回答者数	18名
子ども福祉課	回答者数	15名	スクールソーシャルワーカー	回答者数	11名
包括支援センター	回答者数	5名	民生委員	回答者数	5名
その他	回答者数	28名			



設問9-1では、「はい」が16.1%となっており、前段の子どもの貧困調査の場合の25.2%と比較すると相談窓口の認知度は更に低くなっている。

「ヤングケアラー」への「気づき」の場面は中学校や高等学校での割合が高いことから、教育分野からアクセスしやすいところに相談支援の窓口を設置されることが望まれる。

## 10:「ヤングケアラー」への支援対応策について

### 1. あなたが「ヤングケアラー」に対する未然の予防策・事後の支援策として、有効であると考える対策はどのようなものですか？

次の選択肢の中から、①未然防止策として、②事後支援策として有効であると考えるものを、それぞれに5つずつ、あてはまる番号の前に1位から5位まで、順位をつけてご回答ください。

#### 【未然防止策】

	構成比	回答数
(1) 早期発見のためのスクールソーシャルワーカーの教育委員会（又は学校）への設置	54.4%	523
(2) 早期発見のための学校教職員、専門職（子どもに関わる者以外の者も含む）への研修の実施	42.4%	408
(3) 問題を子ども自身が自覚するための児童・生徒への啓発（パンフレットの作成）	42.5%	409
(4) 子ども本人やその世帯員を支援する相談窓口の設置	46.4%	446
(5) 子ども本人やその世帯員を支援に結びつけるためのコーディネーターの設置	34.1%	328
(6) 子ども本人やその世帯員に関する機関が相互に連携協働し支援策を検討する合議体の設置	14.9%	143
(7) 子ども本人同士や、体験者等が互いに悩みを共有することができる場の設置（ピアサポート）	16.5%	159
(8) 子ども本人が、気軽に相談することができる電話相談、SNS相談等、オンラインサロンの設置	43.2%	416
(9) 子ども本人を対象とした家事支援者へのボランティアの派遣	9.9%	95
(10) 子ども本人を対象とした家事支援等の訪問ヘルパー制度の創設	9.1%	88
(11) 子ども本人を対象とした居場所の提供	12.6%	121
(12) 子ども本人を対象とした学習支援の場の提供	7.3%	70
(13) 子ども本人を対象とした生活支援、その他の社会体験支援の場の提供	6.1%	59
(14) 子ども本人へのアウトリーチによる定期的訪問見守り支援	11.9%	114
(15) 子ども本人の世帯への定期的な訪問見守りを兼ねた食料や日用品等の宅配支援	7.9%	76
(16) 子ども本人やその世帯員を対象としたフードバンク等による食料支援	4.2%	40
(17) 子ども本人やその世帯員を対象とした子ども（地域）食堂での食事の提供	5.1%	49
(18) 子ども（地域）食堂等で「ヤングケアラー」にある子どもを早期発見し、相談機関につなぐ体制	19.1%	184
(19) 「ヤングケアラー」がいる世帯への給付金等の経済的支援の充実	10.1%	97
(20) 「ヤングケアラー」がいる世帯への公共料金等の負担軽減の充実	6.9%	66
(21) 給付型の就学、進学支援金・奨学金等の給付の充実	9.1%	88
(22) 文化的・社会的な経験を提供するため地域や企業等からの寄付による地域ファンド等の組成	2.7%	26
(23) 「ヤングケアラー」に対する支援策の広報周知の充実	18.7%	180
(24) 外国人の子ども本人やその世帯員の生活上の情報を伝える通訳ボランティアや日本語教育の充実	8.4%	81
(25) その他	0.7%	7
(26) 無回答	55.8%	537
計		962

※1～5位の総数を記載

【事後支援策】

	構成比	回答数
(1) 早期発見のためのスクールソーシャルワーカーの教育委員会（又は学校）への設置	11.3%	109
(2) 早期発見のための学校教職員、専門職（子どもに関わる者以外の者も含む）への研修の実施	6.7%	64
(3) 問題を子ども自身が自覚するための児童・生徒への啓発（パンフレットの作成）	4.9%	47
(4) 子ども本人やその世帯員を支援する相談窓口の設置	18.1%	174
(5) 子ども本人やその世帯員を支援に結びつけるためのコーディネーターの設置	23.6%	227
(6) 子ども本人やその世帯員に関する機関が相互に連携協働し支援策を検討する合議体の設置	12.9%	124
(7) 子ども本人同士や、体験者等が互いに悩みを共有することができる場の設置（ピアサポート）	16.7%	161
(8) 子ども本人が、気軽に相談することのできる電話相談、SNS相談等、オンラインサロンの設置	20.7%	199
(9) 子ども本人を対象者とした家事支援者へのボランティアの派遣	32.1%	309
(10) 子ども本人を対象者とした家事支援等の訪問ヘルパー制度の創設	36.4%	350
(11) 子ども本人を対象者とした居場所の提供	29.6%	285
(12) 子ども本人を対象者とした学習支援の場の提供	26.4%	254
(13) 子ども本人を対象者とした生活支援、その他の社会体験支援の場の提供	20.1%	193
(14) 子ども本人へのアウトリーチによる定期的訪問見守り支援	26.4%	254
(15) 子ども本人の世帯への定期的な訪問見守りを兼ねた食料や日用品等の宅配支援	32.7%	315
(16) 子ども本人やその世帯員を対象としたフードバンク等による食料支援	12.5%	120
(17) 子ども本人やその世帯員を対象とした子ども（地域）食堂での食事の提供	11.9%	114
(18) 子ども（地域）食堂等で「ヤングケアラー」にある子どもを早期発見し、相談機関につなぐ体制	11.0%	106
(19) 「ヤングケアラー」がいる世帯への給付金等の経済的支援の充実	25.8%	248
(20) 「ヤングケアラー」がいる世帯への公共料金等の負担軽減の充実	17.0%	164
(21) 給付型の就学、進学支援金・奨学金等の給付の充実	24.7%	238
(22) 文化的・社会的な経験を提供するため地域や企業等からの寄付による地域ファンド等の組成	5.3%	51
(23) 「ヤングケアラー」に対する支援策の広報周知の充実	7.7%	74
(24) 外国人の子ども本人やその世帯員の生活上の情報を伝える通訳ボランティアや日本語教育の充実	5.5%	53
(25) その他	1.0%	10
無回答	58.9%	567
計		962

※1～5位の総数を記載

(25) その他	
①未然防止策	②事後支援策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職員の現地派遣</li> <li>・家事都合で学校を欠席させるときの事情ききとり、（下の子の世話、親の通訳等）それに対する行政からの指導。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等 回答者数 3名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・属しているコミュニティでの情報共有がスムーズにいくことが大事。</li> <li>・保護者のカウンセリング</li> </ul> <p style="text-align: right;">等 回答者数 4名</p>

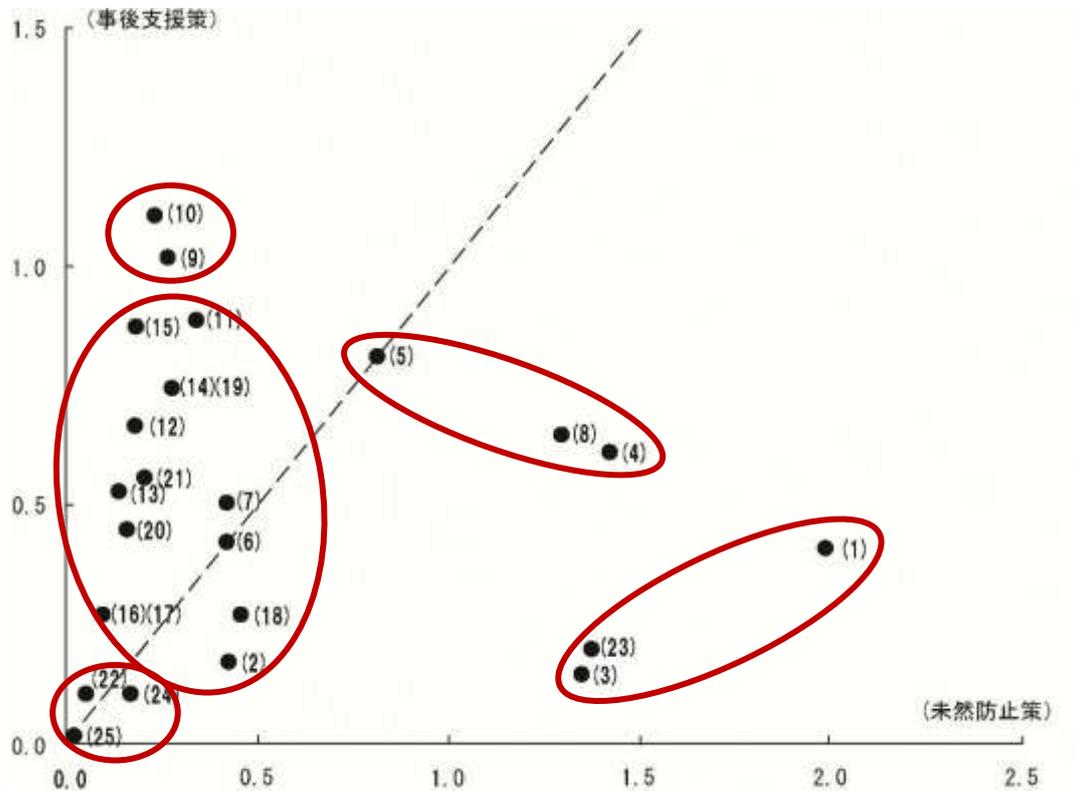
設問10-1の「未然防止策」では、「早期発見のためのスクールソーシャルワーカーの教育委員会への設置」が54.4%と最も高くなっており、前段の子どもの貧困調査の場合と同様の傾向を示している。また、相談しやすい窓口の設置などの他、「ヤングケアラー」の場合では、「早期発見のための学校教職員、専門職（子どもに関わる者以外の者も含む）への研修の実施」や「問題を子ども自身が自覚するための児童・生徒への啓発（パンフレットの作成）」についても高い回答割合を示しているところに特徴がある。

一方、「事後支援策」では、「子ども本人を対象者とした家事支援等の訪問ヘルパー制度の創設」が36.4%で最も高くなっており、「ヤングケアラー」本人に対しての直接的な支援が有効であるとする傾向が示された。

また、その他の意見として、「未然防止策」では「学校を欠席させる際の事情の聞き取り」が、「事後支援策」では「保護者のカウンセリング」など、保護者へ向けた支援策もあった。

【未然防止策、事後支援策 加重平均表】

回答者が各項目について回答した順位を「1位（5点）」、「2位（4点）」、「3位（3点）」、「4位（2点）」、「5位（1点）」の5段階で評価し、その評価を点数化したものの合計の平均値を求め、その値（加重平均値）で未然に防止すべき項目か事後に支援すべき項目かを表しています。



「未然防止策」として有効とされる項目では、「(1) 早期発見のためのスクールソーシャルワーカーの教育委員会への設置」、「(23) ヤングケアラーに対する支援策の広報周知の充実」、「(3) 問題を子ども自身が自覚するための児童・生徒への啓発」などの早期発見・周知・啓発の項目が選ばれている。

一方、「事後支援策」として有効とされる項目は、「(10) 子ども本人を対象者とした家事支援等の訪問ヘルパー制度の創設」、「(9) 子ども本人を対象者とした家事支援者へのボランティアの派遣」となっている。

また、「未然防止策」、「事後支援策」の両面から見て有効とされる項目として、「(5) 子ども本人を対象者とした居場所の提供」などが選ばれている。

これらの「ヤングケアラー」に対しての支援策については、前段の子どもの貧困調査の支援策との違いが明らかとなり、「ヤングケアラー」に関する認知度を高めるための、「広報」、「周知」、「自覚」を促す対策や、「ヤングケアラー」本人への「直接支援」が、今後講じられることが望まれていることを読み取ることができる。

## 11：「ヤングケアラー」に対してあなたが個人的にできることについて

1. 上記の5の項目以外で、あなたが、ご自身の職場・職域の立場から離れた場面で、「ヤングケアラー」に該当する子どもに対して、あなたご自身や、あなたの知り合いの方々、あなたのお住いの地域の方々の手で、個人的に子どもたちに支援できることは何かありませんか？  
ご所属の組織や制度などにしばられない、ご自由な立場と発想で、思いついたご提案があれば教えてください。

【声かけ・相談できる場づくり】	【理解を深める】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まず子どもと仲良くなり何でも話せる間柄になり、そこから本音を聞き出して根本的な問題を発見する。</li> <li>・担当した学年の児童や本校に通う児童の日ごろの観察声がけ。匿名でよい相談窓口の設置と周知。</li> <li>・地域の子であるならば毎日顔合わせでの挨拶。気づいたことがあれば近所の大人として公的機関にお伝えする。等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 85名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級で「ヤングケアラー」について扱っていきたい。困っていたら助けを求めていいということ伝えていく事が必要と感じているので。</li> <li>・子どもだけではなく、友達や家族等身近な大人達に、ヤングケアラーの実態を伝える。多くの人に目を向けてほしい。等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 82名</p>
【相談窓口・関係機関につなぐ】	【ボランティア・募金等による支援】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近に相談機関がある事を周知させる。</li> <li>・本人からの情報や変化から必要な機関へつなぐこと。</li> <li>・相談窓口の案内・支援に結び付けられるように連絡調整。等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 64名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で食料や日用生活品等を集めて、対象世帯に宅配する制度をボランティアで実施する。</li> <li>・子どもがケアをしなくても済むように、ケアラーをボランティアで募る。</li> <li>・退職後なら学習支援等のボランティアはできそう。等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 25名</p>
【学習支援】	【食事支援】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアは手伝わないこともあると思うので、学習支援や余暇の手助けができたと思います。</li> <li>・どこでも学べたり、時間、場所、お金を考えずに誰でも学習できる制度の提供。</li> <li>・zoom などオンラインを活用して学習できる環境など、情報を色々と考えて上げられたらと思います。等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 15名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食をとらないで登校し、お腹がすいている様子が見られたら、食事の用意をしてあげる。</li> <li>・夕食を学校でとる。(希望者への給食のようなものやお弁当配布)</li> <li>・子ども食堂の設置。これは素晴らしいと思います。お腹が空いている時はイライラし易いし、満たされると心も満たされると思います。等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 19名</p>
【その他】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族と一緒に過ごせる一時的な宿泊施設などで、子どもが行っているケアの軽減ができないだろうか。</li> <li>・行政を頼ろうとしても、介護をしているのは未成年であることが多く、取り合ってもらえないと聞いたことがあります。そういう窓口がオープンしていることが大切だと思う。</li> <li>・地域見守隊と市町村の社会福祉施設との連携。等</li> </ul> <p style="text-align: right;">回答者数 192名</p>	

設問11-1では、「声かけ・相談できる場づくり」、「理解を深める」などのソフト面の支援の提案が多くある一方、「ボランティア・募金等による支援」、「食事支援」などの直接的、具体的な取り組みの例は、「子どもの貧困」の場合と共通して多くあった。

## 2. その他、「ヤングケアラー」についてあなたが普段から感じていること、思っていることがあれば、ご自由にご記入ください。

- 地域、町内、隣といったつながりが希薄になっている。他人事と考え、助け合う風習が無くなってきた。核家族化が進み、若者に負担が重くなったと感じる。災害時のボランティアと同様に関わり助け合う心を育む教育が私たち教師に問われていると考える。
- 年代的に周りの目をとても気にする年齢だと思うので自分から声を上げることが難しいと思います。周りの大人の見る目が大事だと思います。
- 家の中のことを相談しにくいお子さんも多いと思うので、SNS でもなんでも悩みを相談しやすい環境を整え、早期発見ができるといいと思う。学ぶ場（機会）は必ず確保してほしい。
- 近所の方は知っているけれど、どこからがヤングケアラーなのかかわからず手を出せない部分もあると思うので具体例をあげて「こんな様子がみられたら〇〇へ連絡してください」と周知するといいなと思っています。
- 家族の面倒を見ないという選択はなかなか難しいし、それを代わることはできないので、何か他のことで役に立てないかなと心苦しく思います。
- まず、児童生徒等への啓発が遅れている場合は、一早く啓発を実施し、児童生徒自身がヤングケアラーであることを認識させる必要があると思います。次にヤングケアラーであると認識した子どもをどう支援していくかについては、地域住民、保育所の職員、市町村職員、教員等が対象児の生活実態を把握しやすい状況にあると思います。そうした大人たちのヤングケアラーに対する意識をまずは高めることが重要と考えます。とくに相談できない子どもたちに関しては、周囲にいる大人たちがアンテナを高くしておくことで、早期の支援に繋がっていくのではないかと考えています。地域で子ども達の様子を把握できる仕組みをうまく構築できれば、よりよい支援に繋がっていくのではないかと考えます。
- 外国籍の方などは、その国の文化もあり、お子さん自身が保護者のケアをすることを当たり前と思っている事例もある。十分に教育を受けられるようなサポート体制を周囲から提案していく必要があるように思います。
- ヤングケアラーは虐待につながるため、貧困・ヤングケアラーを支援する部署と虐待を対応する部署が密に情報を共有して、互いの役割を認識できると良いと思う。
- コロナのため近所付き合いがほとんどなくなった（立ち話など）。近所の方でも病気で療養していることすら知らずにいる。ましてや、子ども（若い子）が親族の療養支援のため苦しんでいることは知ることができないと感じている。
- 小学校で、もっと社会について（ヤングケアラー問題）学ぶ時間を増やしていくべき。
- 家庭の問題に踏み込むため、根本的な解決を目指すには現在の職場だけで対応するのは困難である。どの行政機関と連携していけばよいかははっきりさせて、同時並行で解決策を実行したほうが良い。
- 家庭環境により、学習や部活動に十分集中して取り組めない。衛生面でも不安を抱えなくてはならない。経済的な支援が公的なルートで、それも手軽にわかりやすく受け入れられるといいと思う。またその援助が子どもの学習や生活にダイレクトにつながるよう、そこまで見守ってもらえるサポートが充実してほしい。
- ヤングケアラーのカミングアウトにはかなりの勇気が必要。それを支えるサポートが周りにあるのか。当事者の中には、そっとして欲しい人もいると思う。ヤングケアラー（であるという）受容を本人が望んでいるのだろうか。周りに知られることで嫌な思いをする当事者がいないのだろうか。支援体制が整う前に、言葉だけが  
等

回答者数 408 名

## 5. ヤングケアラーについての考察

### 1) ヤングケアラーの調査から見える古河市の傾向

ヤングケアラーの調査において、ヤングケアラーに「気づいた」とする従事者等の割合は、中学校と高等学校の教員が比較的に高く、その内容では「家族に障がいや疾病がある」、「保護者や同居の家族のため家事をしなくてはならない」(P38)という理由のほか、保護者の生活態度や能力に起因するなどの事例などもあった。また、「住居内にゴミが異常に多く、散乱している」(P40)という特徴は、子どもの貧困の調査と同様にヤングケアラーの調査においても高い割合となっており、両調査において共通している特徴である。

とくに、高等学校の教員による「気づき」に関しては「アルバイトをしている」(P37)と回答している割合も高くなっている。高校生で「アルバイトをしている」割合は、全国調査では約6割(令和3年 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書、全日制高校 P44)、茨城県で約4割(令和4年 茨城県ヤングケアラー実態調査報告書、全日制高校 P138)であることから、高校生のアルバイトはヤングケアラーの把握に有効な情報の一つであると思われる。

従事者等全体のヤングケアラーへの「気づき」の特徴としては、「身なりがいつも同じよう着替えが少ない」、「学校に行くことができない」(P36)などの項目が高い割合となっており、また、ヤングケアラーの調査では「生活保護世帯である」(P40)という割合も高かったことから、ヤングケアラーの「気づき」においては、家庭の貧困との関連についても注視する必要があると思われる。

その他、ヤングケアラーの保護者や同居家族の様子として「保護者や同居の家族に障がいや疾病がある」が約4割、「子どもが保護者や同居の家族のために、食事の用意、買い物、掃除などの家事をしなくてはいけない」が約4割となっていることも特徴であるといえる。

#### 《ヤングケアラーへの気づきの特徴》

- ・身なりがいつも同じよう着替えが少ない
- ・学校に行くことができない
- ・アルバイトをしている(高校生)
- ・住居内にゴミが異常に多く、散乱している
- ・生活が困窮している
- ・保護者や同居の家族に障がいや疾病がある
- ・食事の用意、買い物、掃除などの家事をしなくてはいけない 等

### 2) 古河市の課題

ヤングケアラーを発見しやすい現場は主に学校であると考えられるが、ヤングケアラーの調査では、学校の教員がヤングケアラーの相談窓口を知らない、という割合が高くなっていることから、相談窓口の周知については早急に対応すべき課題であると思われる。

また、対応を行った後について、「変化がなかった」という回答よりも、「良い変化が見られた」という回答の方が多く見られたものの、ヤングケアラーと思われる子どもに対峙した際、具体的な解決方法を取っていないという事例もあったことから(P46)、ヤングケアラーへの適切な対応方法についても、併せて、広く周知していく必要があると思われる。

ヤングケアラーの調査では、従事者等が、当事者である子ども本人から相談される割合が子どもの貧困の調査に比べて低かったこと(P47)や、子どもが家事などを優先させ、学校を休むことに疑問や不満を抱いていない、手伝いをするのは当たり前だと思っている事例などがあったことから(P49)、ヤングケアラーである子ども本人が抱く想いなどの特徴も少しずつわかってきた。

ヤングケアラーという言葉の意味、定義など周知が更に広がっていくにしたがって、当事者である子ども本人から従事者等に相談を求めてくることは、今後、増加すると予測される。自分はヤングケアラーに該当するのではないかと子ども本人が認識し、そのことを相談されたときに、それをどのように受けとめればよいか、また、どのように支援をすればよいのかなど、従事者等は支援方法や支援体制について詳しく理解しておくことが必要であり、個々の子どもの状況に応じて適切に対応することが求められる。

チェックリストやアセスメントシートを用いた調査を導入した学校では、子ども本人が、自分はヤングケアラーに該当しているのではないかと知るきっかけとなったという例もあるので、それらを参考に、今後、子ども本人に向けたヤングケアラーについての周知にも積極的に取り組んでいく必要があると思われる。ただし、その際には、国が指針において示しているように、ヤングケアラーであることが悪いことであると受けとられないよう十分に配慮していく必要がある。

### 3) 古河市に必要とされる対応

近年、「ヤングケアラー」という言葉は、数年前と比較するとよく耳にするようにはなったものの、その実態や認識、理解についてはまだまだ一般化しているとは言い難い。子どもに直接的に関わることの多い教育の現場などにおいては、教員が児童・生徒などとともにヤングケアラーについての知識を得ることが必要であり、そのためにもヤングケアラーに関する研修や講座の開催や、パンフレット・小冊子などの作成、配布などにより、その認識・理解を深めていくことが必要であると考えられる。

また、ヤングケアラーの調査では、「専門の相談窓口に繋がったが、然るべき対応をとってもらえなかった」(P46)という事例も指摘されているため、ヤングケアラーをサービスに結びつけるコーディネーターの配置や、専門の相談窓口の設置などにより、ヤングケアラーへの支援の方法の研究や実践経験の積み上げで、そのノウハウとスキルを高め、蓄積していくことが必要であると考えられる。また、子どもの気持ちに寄り添った支援が提供できるよう、多分野、多機関の専門職などの連携・協働の体制づくりも重要な課題である。

### 《求められる対応策》

- ・研修や講座の開催、パンフレットや小冊子の作成、配布などによるヤングケアラーの認識、理解の強化
- ・ヤングケアラーへの支援の方法の実践研究
- ・子どもの気持ちに寄り添える支援方法のノウハウとスキルの蓄積
- ・多分野・多機関の連携・協働による相談・支援体制の強化 等

## ○子ども・保護者・従事者それぞれに必要なとされる対応

### 【子ども本人への支援策】

「話を聞いてあげたところ、気持ちが軽くなり笑顔がふえた」など (P50)、子どもの貧困調査以上にソフト支援が効果的であった様子も見受けられるため、声かけや見守りなどを地域全体で進めていけることが望まれる。

国・県で、「ヤングケアラーの認知度」について調査したところ、「聞いたことはない」という割合は国では約9割 (令和3年 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書、全日制高校2年生 P105)、県では約6割 (令和4年 茨城県ヤングケアラー実態調査報告書、全日制高校生 P25) であることから、古河市の子ども達も自身がヤングケアラーであることへの認識が低いことが推測できる。また、ヤングケアラーの実数を把握することは従事者等の視点では困難であるため、「チェックリスト」や「アセスメントシート」を用いた日常生活の状況についての調査を導入するなどにより、自分がヤングケアラーに該当していることを知るきっかけとなるよう、子ども本人に向けた意識の啓発も必要であると思われる。

### 【保護者への支援策】

国・県の調査では、「家族の代わりに幼いきょうだいの世話をしている」という割合が国・県ともに約7割 (同、P44) (同、P138) となっており、これを保護者の視点から見ると自身が仕事や家事などに追われ、子どもの世話に時間を割くことができないという状況が考えられる。そういった保護者 (子ども本人も含む) の相談窓口として「電話相談、SNS 相談等、オンラインサロンの設置」など、気軽に利用できる相談窓口や、「家事支援」、「食料や日用品の宅配支援」など、家事の負担の軽減となる支援の導入が考えられる。

### 【従事者への支援策】

「ヤングケアラー」という用語の周知は進んでいるが、その実態の認識は必ずしも進んでいないことが現状の課題であるため、「早期発見のための学校教職員、専門職 (子どもに関わる者以外の者も含む) への研修の実施」、「広報・周知・自覚」を促す対策が必要と思われる。また「ヤングケアラー」本人への「直接支援」については、現状では、相談窓口へ繋げるなどの対応に留まっている場合が多いため、子どもの気持ちに寄り添った支援方法のノウハウとスキルを各分野連携のもとに考えていく必要があると思われる。

両調査を通じて、子どもの貧困調査で必要とされている支援策と、ヤングケアラー調査で求められる支援策との比較では、スクールソーシャルワーカーやオンラインサロンなど、相談窓口の充実や居場所支援、家事支援などが有効であるとするなど、一部において共通している点があることがわかった。

ヤングケアラーと子どもの貧困の問題は、ともに、家族という枠組みや家族間の関係性に依存しているという課題があるため、それらを十分に考慮し、認識したうえで、慎重に、丁寧に、十分な配慮をもって対応する必要があると考える。また、自分の職場、職務という立場を離れたところのできる支援策として、日常的な声かけや見守りは可能であるという意見が両調査の共通点としてあった。それは、ヤングケアラーや子どもの貧困の問題については、「行政による制度」という枠組みに縛られない、地域住民という立場からの自由度のある支援もまた、その課題解決の手段の一つとして十分に活かせるということの表れであると思われる。個々の子ども本人の実情をよく知っている身近な地域の力で支援するという点については、地域共生社会の実現の観点からも、併せて検討し、推進していくことが必要であると考えられる。

## 6. 資料編

### 1) アンケート調査票

# 子どもの貧困・ヤングケアラーに関するアンケート調査 ご協力をお願い

皆様方には、日頃から古河市政に対しまして、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、この度、皆様方に通知申し上げます本調査は、昨今、全国的な課題となっている、「子どもの貧困」や、「ヤングケアラー」の問題について、古河市内での状況を把握し、そのニーズへの対策を講じていくために、幼児教育・保育施設、学校、その他、子どもに関わる機関や、各種の福祉事業所の担当者の方々を対象として実施するものです。

皆様方が普段から対面している児童、あるいは、福祉事業所等で対象としている方の世帯員の中に、「子どもの貧困」や、「ヤングケアラー」に該当する子どもがいるときには、是非とも、本調査を通じて情報やご意見をお教えいただきたいと存じます。

ご回答いただきました内容は、すべて統計的に処理し、調査の目的以外に使用することはありませんので、率直なご意見をお聴かせいただきたいと存じます(ご所属先等については、できるかぎり記名でのご回答にご協力ください)。

お忙しいところ恐縮ですが、上記の調査の目的、趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和4年7月

古河市長 針 谷 力

#### 【注意点】

- 裏面の「回答者について」に該当する方が、アンケートにご回答ください。
- 「1.あなたのことについて教えてください」の3勤務先の①分野、②施設部署の属性、7.主たる職種名・資格名については、裏面の「属性の選択肢」から該当するものをご記入ください。
- ご回答は、設問ごとに「いずれかに○」、又は「複数回答可(=該当する者は、いくつでも○を付けて良い)」、「順位を付けてください」など、それぞれ指定されていますので、お間違えのないようご回答ください。
- 調査票へのご回答は、次のいずれかの方法で、ご提出をお願いします。
  - ①調査票に直接記入し、同封の返信用封筒に入れて返信する。(切手は不要)
  - ②古河市のホームページ(次のURL又は二次元コード)から、回答エクセルシートをダウンロードいただき、回答済みのエクセルシートをEメールの添付ファイルで、福祉推進課のメールアドレス宛に返信する。  
URL : [https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/soshiki/fukushi/3\\_1/16019.html](https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/soshiki/fukushi/3_1/16019.html)
  - ③市からのEメールで回答エクセルシートの取得をご希望の方は、福祉推進課までご連絡ください。
- 令和4年8月31日(水)** までに、ご返信ください。
- 調査票についてのお問い合わせは、下記をお願いします。

古河市役所 福祉推進課 地域福祉係  
〒306-0221 古河市駒羽根1501番地 古河市総和福祉センター「健康の駅」  
電話 : 0280-92-5771 FAX: 0280-92-7564  
Eメール : [fukushi.soumu@city.ibaraki-koga.lg.jp](mailto:fukushi.soumu@city.ibaraki-koga.lg.jp)



(二次元コード)

---

※アンケートのご回答に当たって、初めに以下の内容をご確認ください。

---

#### ◆回答者について

- ・幼児教育・保育施設、学校は、全クラスの担任(クラスで1名)がご回答ください。
- ・児童クラブは、クラブ単位ごとに代表して1名がご回答ください。
- ・福祉事業所は、各事業所を代表して1名がご回答ください。
- ・福祉事業所(居宅・相談支援系)は、在籍の相談スタッフ(ケアマネ、相談支援専門員、相談員など)の内、実務経験が長い上位5人までがご回答ください。
- ・医療機関は、地域連携室のスタッフ、MSWの全員がご回答ください。
- ・行政関係者は、専門職、ケースワーカー、相談員等は全員がご回答ください。

#### ◆属性の選択肢

設問1の以下については、下記の中から、主たるものをそれぞれ1つ選択してください。

3勤務先

①分野

「地域、生活困窮、子ども・子育て、障がい、高齢介護、教育、その他」

②施設部署の属性

「幼児教育・保育施設、児童クラブ、小学校、中学校、高等学校、その他の教育関係施設、障がい児・者関係事業所、高齢介護関係事業所、医療機関、その他福祉関係事業所、行政機関、その他」

7.主たる職種名・資格名

「保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、児童クラブ指導員、その他教育機関に属する相談員・教職員等、福祉事業所管理者、居宅介護支援専門員、相談支援専門員、医師、看護師、医療ソーシャルワーカー、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理士又は臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護認定調査員、社会福祉主事、その他行政機関(委託含む)に属する相談員等、その他(上記以外)」

#### ◆「子ども」の範囲

このアンケートでは、基準日令和4年7月1日時点で、満0歳から18歳未満の者としませんが、年齢が不明な場合も回答に含めてもかまいません(ただし、不明である旨を自由記述等に記してください)。

#### ◆「子どもの貧困」・「ヤングケアラー」に関する情報(※次ページ参照)

「子どもの貧困」とは

生まれ育った環境によって、十分な食事がとれない、教育の機会が得られない、その他、社会的体験が乏しい子どものことを言います。

日本の相対的貧困率は13.5%(2018年、厚生労働省調べ)であり、経済的理由により就学援助を受けている小学生・中学生は約137万人程度います(2018年、文部科学省調べ)。

#### ◆「ヤングケアラー」とは

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことを言います。

令和2年度の調査では、中学校の46.6%、全日制高校の49.8%が、ヤングケアラーが「いる」と回答しています(厚生労働省調べ)。また、「家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか」という質問に対し、「いる」と答えた中学2年生は5.7%ありました。その結果から、回答した中学2年生の17人に1人がヤングケアラーである、と推計されています(同調査による)。

# ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼い子どもだいの世話をしている



障がいや病気のある子どもだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / Illustration : izumi Shiga

# 子どもの貧困・ヤングケアラーに関するアンケート調査

※調査の基準日は令和4年7月1日です。

※次の1の1から7までは、すべての人がお答えください。(氏名の記載は任意です。個人情報とは公開されません。)

1:あなたのことについて教えてください。

1	氏名(記載は任意です。):	
2	現職に就いてからの経験年数:	年      ヶ月
3	勤務先 ①分野:	②施設部署の属性:
4	勤務先名(法人名・施設名・組織名):	
5	部署・所属(学年・クラス等の詳細):	
6	役職名(主任・担任・担当・職種名等):	
7	主たる職種名・資格名:	

※次の2の1、2は、すべての人がお答えください。

2:「子どもの貧困」に関する気づき・認識について以下の質問にお答えください。

1	あなたが、過去の職場経験において、ご自身の業務として担当してきた子ども、又はあなたが支援の対象とする世帯に属する子どもの中で、「子どもが貧困状態にある」と感じたことはありますか。 はい ・ いいえ
2	あなたが、現在、ご自身の業務として普段担当している子ども、又はあなたが支援の対象とする世帯に属する子どもの中で、「子どもが貧困状態にある」と感じたことはありますか。(現在に該当する期間は、令和4年4月1日から基準日(令和4年7月1日)まで) はい ・ いいえ      「はい」と回答した方のみお答えください。▶それは何人位ですか。      人

※上記の2の2で「はい」と回答した人のお答えください。それ以外の人は「3」までお進みください。

※以下、上記の2の2が複数人であった場合は、特定の1人に限定せずにお答えください。

A. 上記2の2について、それは、どのような情報源から感じましたか。

(次の項目の内、当てはまる番号の前に○印をつけてください。※複数回答可)

<input type="checkbox"/>	1 子ども本人からの直接の相談(個人面談場面)の内容から
<input type="checkbox"/>	2 子どもの保護者からの直接の相談(個人面談場面)の内容から
<input type="checkbox"/>	3 子ども本人の普段の様子・情報から
<input type="checkbox"/>	4 子どもの兄弟姉妹の普段の様子・情報から
<input type="checkbox"/>	5 子どもの保護者の普段の様子・情報から
<input type="checkbox"/>	6 保護者以外の同居の世帯員の様子・情報から
<input type="checkbox"/>	7 子ども本人、保護者、同居の世帯員以外の身近な人の様子から
<input type="checkbox"/>	8 市や他の相談窓口(担当者)の情報から
<input type="checkbox"/>	9 同僚・上司(上長)又は前の担当者(前任者)の情報から
<input type="checkbox"/>	10 ケース検討会、ケースカンファレンスなどの情報から

11	子どもの住居(住まい)の様子から
12	必要な費用の支払いの状況から
13	世帯の生活状況の様子から(情報の聴取方法は問いません)
14	世帯の経済状況の情報から(情報の聴取方法は問いません)
15	その他の世帯に関する情報から
16	その他(右欄に内容をご記載ください)▶

B. 上記Aについて、それは具体的にどのような様子(様相・状況・情報など)から感じましたか。  
(次の項目の内、当てはまる番号の前に○印をつけてください。※複数回答可)

①本人の様子(様相・状況・情報など)

1	子どもの身なりがいつも同じようでは着替えが少ない
2	入浴ができていないと思われる
3	食事を十分に取れていないと思われる
4	食事(給食含む)の取り方に(他の子とくらべて極端な)執着がある
5	食べる物、栄養価が極端に偏っている(例、炭水化物が極端に多い)
6	子どもだけで知り合いの家で食事をしてくることがある
7	お弁当を用意してもらえず持ってこない
8	体の発育・成長が通常よりも遅れている感じがする
9	精神的発達に問題がありそうだが適切な指導につながっていない
10	必要な持ち物が揃えられない
11	制服・着替えなどが用意できない
12	生理用品などを用意できない
13	幼児教育・保育施設に通うことができない
14	(小学生以上)学校に行くことができない
15	児童クラブに行くことができない
16	塾や習い事に通いたいと思うことができない
17	学校の部活に参加したいが参加できない
18	学校以外のスポーツクラブ、少年団等に参加したいが参加できない
19	所属の行事、課外体験、イベントごとに参加しない
20	放課後や土日に友達と出かけたり遊んだりすることがない
21	家族と土日に遊びに出かける体験が少ない
22	宿泊学習に参加することができない
23	修学旅行等に行くことができない
24	アルバイトをしている
25	アルバイトをしたいが、することができない
26	就職をしたいが、することができない
27	進学をしたいが、できない、又はすることにためらいを感じている
28	普段着や文房具その他学校などに必要な物を買いたい、買えない

②保護者や同居の家族等の様子(様相・状況・情報など)

1	保護者や同居の家族に障がいや疾病がある
2	保護者や同居の家族が外国人で日本語が十分に話せない
3	保護者や同居の家族が外国人で在留資格の関係から仕事ができない

4	保護者が子どもに無関心
5	保護者と子どもの所属先との関係が良くない
6	保護者や同居の家族が必要と思われるサービスを利用しない、又は拒む
7	子ども本人や保護者や同居の家族が、ケガや病気をしても医療機関にかかろうとしない
8	子どもが保護者や同居の家族のために、食事の用意、買い物、掃除などの家事をしなくてはならない
9	子どもが保護者や同居の家族の世話や身体的な介護等をしなければならない
10	子どもが保護者や同居の家族が利用するサービスや医療の場所まで送迎をしなければならない
11	保護者や同居の家族が外国人で日本語が十分に話せないので子どもが通訳をしなければならない
12	保護者や同居の家族(本人も含む)が電話、携帯、スマホ等の連絡手段を持っていない
13	世帯に必要な移動手段(自転車、自動車、バイクなど)がない

### ③住居や世帯の経済状況等の様子(様相・状況・情報など)

1	給食費、諸経費など必要な費用に滞納がある
2	住居が老朽化しているが直せない
3	住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している
4	家庭内で、虐待・DV被害を受けている(ネグレクト・養育放棄を含む)
5	世帯の水道、ガス、電気等の料金が滞っている
6	世帯の水道、ガス、電気等の内、いずれかが滞納で利用できない
7	公共料金(税・健康保険料等)の滞納がある
8	児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等である
9	教育支援制度(準要保護世帯)を利用している
10	生活保護世帯である
11	世帯の貯蓄がほとんどない
12	保護者や同居の家族が働いておらず、年金や手当、その他の支援、仕送りなどで生活している
13	世帯が多額の借金を抱えている

### ④その他の様子(様相・状況・情報など)

1	友人関係がなく、いつも孤独な感じである
2	無気力・無反応・無表情などがみられる
3	スポーツや文化的な関心がなく、その体験も極端に少ない
4	こんな人になりたい、という夢やモデルとなる人がいない
5	頑張ってもしかたがないと将来への希望をなくしている
6	新しいことを知ること、学ぶことに意欲がない
7	健康や保健衛生に関する知識が身につけていない
8	夜遅くになっても居場所がないので家に帰らない
9	保護者や同居の家族の世話をするのは当然であるといい、疑問を感じていない
10	本当は保護者や同居の家族の世話はしたくないが、ほかに方法を知らないで自分がするしかないと考えている
11	支援を受ける方法を知っているが、保護者や同居の家族自身が、家族以外の他人からの支援を拒むので、他者からの支援を受けられない
12	その他(右欄に内容をご記載ください) ▶

C. 上記Bの①から④までのように、「子どもが貧困状態にある」と感じた子どもに対し、あなたは、あなたの職業・職場（職域）又はご自身の専門職としての立場から、どのような対応（行動）をしましたか。（次の項目の内、当てはまる番号の前に○印をつけてください。※複数回答可）

1	具体的には、何も支援をしていない
2	同僚にその状況を報告・相談した
3	上司（上長）にその状況を報告・相談した
4	子どもに直接生活状況を確認した
5	保護者に対して生活状況を確認した
6	保護者以外の他の世帯員に対して生活状況を確認した
7	保護者、他の世帯員以外の身近な人物に対して生活状況を確認した
8	市の担当部署（児童相談所を含む）等に生活状況を確認した
9	子どもが所属するサービス・施設等に生活状況を確認した
10	子ども自身に対して、あなたの職場（同組織内を含む）にある相談窓口（担当者）を紹介した
11	保護者に対して、あなたの職場（同組織内を含む）にある相談窓口（担当者）を紹介した
12	保護者以外の他の世帯員に対して、あなたの職場（同組織内を含む）にある相談窓口（担当者）を紹介した
13	保護者、他の世帯員以外の身近な人物に対して、あなたの職場（同組織内を含む）にある相談窓口（担当者）を紹介した
14	子ども自身に対して、市や外部機関の相談窓口（担当者）を紹介した
15	保護者に対して、市や外部機関の相談窓口（担当者）を紹介した
16	保護者以外の他の世帯員に対して、市や外部機関の相談窓口（担当者）を紹介した
17	保護者、他の世帯員以外の身近な人物に対して、市や外部機関の相談窓口（担当者）を紹介した
18	あなた自身が、子どもの様子について、あなたの職場（同組織内を含む）にある相談窓口（担当者）に相談した
19	あなたの上司（上長）が、子どもの様子について、あなたの職場（同組織内を含む）にある相談窓口（担当者）に相談した
20	あなた自身が、子どもの様子について、市や外部機関の相談窓口（担当者）に相談した
21	あなたの上司（上長）が、子どもの様子について、市や外部機関の相談窓口（担当者）に相談した
22	その他（右欄に内容をご記載ください）▶

D. 上記Cについて、あなたは、なぜ、そのようにしたのですか（又は、しなかったのですか）。

E. 上記Dについて、その結果どのようになりましたか（又は、なりませんでしたか）。

※次の3の1、2は、すべての人がお答えください。

**3:「子どもの貧困」に関するインテークについて以下の質問にお答えください。**

- |   |  |
|---|--|
| 1 | あなたが、過去の職場経験において、ご自身の業務として担当してきた子ども、又はあなたが支援の対象とする世帯に属する子どもから「貧困状態にある」ことを直接相談されたことはありますか。  |
|   | はい ・ いいえ   |
| 2 | あなたが、現在、ご自身の業務として普段担当している子ども、あなたが支援の対象とする世帯に属する子どもから「貧困状態にある」ことを直接相談されたことはありますか。 <small>(現在に該当する期間は、令和4年4月1日から基準日(令和4年7月1日)まで)</small> |
|   | はい ・ いいえ 「はい」と回答した方のみお答えください。▶ それは何人位ですか。 人  |

※上記の3の2で「はい」と回答した人のみお答えください。それ以外の人は「4」までお進みください。

※以下、上記の3の2が複数人であった場合は、特定の1人に限定せずにお答えください。

- F. 上記3の2について、そのとき、その子どもはどのようなことを最も望んでいましたか。  
(子どもが抱いていた真のニーズがわかればご記載ください。)

- G. 上記3の2について、あなたが、子どもから「貧困状態」にあることや、本人の希望・ニーズを聞いた後、あなたは、どのような対処をしましたか。

- H. 上記Gについて、あなたは、なぜ、そのようにしたのですか(又は、しなかったのですか)。

- I. 上記Hについて、その結果どのようになりましたか(又は、なりませんでしたか)。

※次の4は、すべての人がお答えください。

**4:「子どもの貧困」に関する相談窓口について以下の質問にお答えください。**

- |   |   |
|---|---|
| 1 | あなたは、「子どもの貧困状態」に対する身近な相談窓口を知っていますか。     |
|   | はい ・ いいえ 「はい」と回答した方のみお答えください。それはどこですか。▶ |

※次の5は、すべての人がお答えください。

### 5:「子どもの貧困」への支援対応策について以下の質問にお答えください。

1 あなたが「子どもの貧困」に対する未然の予防策・事後の支援策として、有効であると考える対策はどのようなものですか？  
次の選択肢の中から、①未然防止策として、②事後支援策として有効であると考えるものを、それぞれに5つずつ、あてはまる番号の前に1位から5位まで、順位をつけてご回答ください。

① 未然防止策	② 事後支援策	
		1 早期発見のためのスクールソーシャルワーカーの教育委員会(又は学校)への設置
		2 早期発見のための学校教職員、専門職(子どもに関わる者以外の者も含む)への研修の実施
		3 問題を子ども自身が自覚するための児童・生徒への啓発(パンフレットの作成)
		4 子ども本人やその世帯員を支援する相談窓口の設置
		5 子ども本人やその世帯員を支援に結びつけるためのコーディネータの設置
		6 子ども本人やその世帯員に関係する機関が相互に連携協働し支援策を検討する合議体の設置
		7 子ども本人同士や、体験者等が互いに悩みを共有することができる場の設置(ピアサポート)
		8 子ども本人が、気軽に相談することのできる電話相談、SNS相談等、オンラインサロンの設置
		9 子ども本人を対象とした家事支援等へのボランティアの派遣
		10 子ども本人を対象とした家事支援等の訪問ヘルパー制度の創設
		11 子ども本人を対象とした居場所の提供
		12 子ども本人を対象とした学習支援の場の提供
		13 子ども本人を対象とした生活支援、その他の社会体験支援の場の提供
		14 子ども本人へのアウトリーチによる定期的訪問見守り支援
		15 子ども本人の世帯への定期的な訪問見守りを兼ねた食料や日用品等の宅配支援
		16 子ども本人やその世帯員を対象としたフードバンク等による食料支援
		17 子ども本人やその世帯員を対象とした子ども(地域)食堂での食事の提供
		18 子ども(地域)食堂等で「貧困状態」にある子ども早期発見し、相談機関につなぐ体制
		19 「子どもの貧困状態」が認められる世帯への給付金等の経済的支援の充実
		20 「子どもの貧困状態」が認められる世帯への公共料金等の負担軽減の充実
		21 給付型の就学、進学支援金・奨学金等の給付の充実
		22 文化的・社会的な経験を提供するため地域や企業等からの寄付による地域ファンド等の組成
		23 「子どもの貧困状態」に対する支援策の広報周知の充実
		24 外国人の子ども本人やその世帯員の生活上の情報を伝える通訳ボランティアや日本語教育の充実
		25 その他(右欄に内容をご記載ください) ▶

※次の6の1、2は、すべての人がお答えください。

### 6:「子どもの貧困」に対してあなたが個人的にできること、その他について、以下の質問にお答えください。

1 上記の5の項目以外で、あなたが、ご自身の職場・職域の立場から離れた場面で、「子どもが貧困状態にある」ことに対して、あなたご自身や、あなたの知り合いの方々、あなたのお住いの地域の方々の手で、個人的に子どもたちに支援できることは何かありませんか？  
ご所属の組織や制度などにしぼられない、ご自由な立場と発想で、思いついたご提案があれば教えてください。

- 2 その他、「子どもの貧困」についてあなたが普段から感じていること、思っていることがあれば、ご自由にご記載ください。

※続いて、ヤングケアラーに関する質問です。  
構成及び内容はほぼ同様です。あともう少し、ご協力をお願いします。

## ここからはヤングケアラーに関する設問です

※次の7の1、2は、すべての人がお答えください。

7:「ヤングケアラー」に関する気づき・認識について以下の質問にお答えください。

- |   |  |
|---|--|
| 1 | あなたが、過去の職場経験において、ご自身の業務として担当してきた子ども、又はあなたが支援の対象とする世帯に属する子どもの中で、子どもが「ヤングケアラー」に該当すると感じたことはありますか。   |
|   | はい ・ いいえ   |
| 2 | あなたが、現在、ご自身の業務として普段担当している子ども、又はあなたが支援の対象とする世帯に属する子どもの中で、子どもが「ヤングケアラー」に該当すると感じたことはありますか。<br><small>(現在に該当する期間は、令和4年4月1日から基準日(令和4年7月1日)まで)</small> |
|   | はい ・ いいえ      「はい」と回答した方のみお答えください。▶ それは何人位ですか。      人  |

※上記の7の2で「はい」と回答した人のみお答えください。それ以外の人は「8」までお進みください。

※以下、上記の7の2が複数人であった場合は、特定の1人に限定せずにお答えください。

A. 上記7の2について、それは、どのような情報源から感じましたか。

(次の項目の内、当てはまる番号の前に○印をつけてください。※複数回答可)

<input type="checkbox"/>	1 子ども本人からの直接の相談(個人面談場面)の内容から
<input type="checkbox"/>	2 子どもの保護者からの直接の相談(個人面談場面)の内容から
<input type="checkbox"/>	3 子ども本人の普段の様子・情報から
<input type="checkbox"/>	4 子どもの兄弟姉妹の普段の様子・情報から
<input type="checkbox"/>	5 子どもの保護者の普段の様子・情報から
<input type="checkbox"/>	6 保護者以外の同居の世帯員の様子・情報から
<input type="checkbox"/>	7 子ども本人、保護者、同居の世帯員以外の身近な人の様子から
<input type="checkbox"/>	8 市や他の相談窓口(担当者)の情報から
<input type="checkbox"/>	9 同僚・上司(上長)又は前の担当者(前任者)の情報から
<input type="checkbox"/>	10 ケース検討会、ケースカンファレンスなどの情報から
<input type="checkbox"/>	11 子どもの住居(住まい)の様子から
<input type="checkbox"/>	12 必要な費用の支払いの状況から
<input type="checkbox"/>	13 世帯の生活状況の様子から(情報の聴取方法は問いません)
<input type="checkbox"/>	14 世帯の経済状況の情報から(情報の聴取方法は問いません)
<input type="checkbox"/>	15 その他の世帯に関する情報から
<input type="checkbox"/>	16 その他(右欄に内容をご記載ください) ▶

B. 上記Aについて、それは具体的にどのような様子(様相・状況・情報など)から感じましたか。

(次の項目の内、当てはまる番号の前に○印をつけてください。#複数回答可)

①本人の様子(様相・状況・情報など)

1	子どもの身なりがいつも同じようで着替えが少ない
2	入浴ができていないと思われる
3	食事を十分に取れていないと思われる
4	食事(給食含む)の取り方に(他の子とくらべて極端な)執着がある
5	食べる物、栄養価が極端に偏っている(例、炭水化物が極端に多い)
6	子どもだけで知り合いの家で食事をしてくることがある
7	お弁当を用意してもらえず持ってこない
8	体の発育・成長が通常よりも遅れている感じがする
9	精神的発達に問題がありそうだが適切な指導につながっていない
10	必要な持ち物が揃えられない
11	制服・着替えなどが用意できない
12	生理用品などを用意できない
13	幼児教育・保育施設に通うことができない
14	(小学生以上)学校に行くことができない
15	児童クラブに行くことができない
16	塾や習い事に通いたいに通うことができない
17	学校の部活に参加したいが参加できない
18	学校以外のスポーツクラブ、少年団等に参加したいが参加できない
19	所属の行事、課外体験、イベントごとに参加しない
20	放課後や土日に友達と出かけたり遊んだりすることがない
21	家族と土日に遊びに出かける体験が少ない
22	宿泊学習に参加することができない
23	修学旅行等に行くことができない
24	アルバイトをしている
25	アルバイトをしたいが、することができない
26	就職をしたいが、することができない
27	進学をしたいが、できない、又はすることにためらいを感じている
28	普段着や文房具その他学校などに必要な物を買いたい、買えない

②保護者や同居の家族等の様子(様相・状況・情報など)

1	保護者や同居の家族に障がいや疾病がある
2	保護者や同居の家族が外国人で日本語が十分に話せない
3	保護者や同居の家族が外国人で在留資格の関係から仕事ができない
4	保護者が子どもに無関心
5	保護者と子どもの所属先との関係が良くない
6	保護者や同居の家族が必要と思われるサービスを利用しない、又は拒む
7	子ども本人や保護者や同居の家族が、ケガや病気をしても医療機関にかかろうとしない
8	子どもが保護者や同居の家族のために、食事の用意、買い物、掃除などの家事をしなくてはならない
9	子どもが保護者や同居の家族の世話や身体的な介護等をしなければならない

10	子どもが保護者や同居の家族が利用するサービスや医療の場所まで送迎をしなければならない
11	保護者や同居の家族が外国人で日本語が十分に話せないので子どもが通訳をしなければならない
12	保護者や同居の家族(本人も含む)が電話、携帯、スマホ等の連絡手段を持っていない
13	世帯に必要な移動手段(自転車、自動車、バイクなど)がない

### ③住居や世帯の経済状況等の様子(様相・状況・情報など)

1	給食費、諸経費など必要な費用に滞納がある
2	住居が老朽化しているが直せない
3	住居内にゴミが異常に多くあり、捨てられておらず、散乱している
4	家庭内で、虐待・DV被害を受けている(ネグレクト・養育放棄を含む)
5	世帯の水道、ガス、電気等の料金が滞っている
6	世帯の水道、ガス、電気等の内、いずれかが滞納で利用できない
7	公共料金(税・健康保険料等)の滞納がある
8	児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等である
9	教育支援制度(準要保護世帯)を利用している
10	生活保護世帯である
11	世帯の貯蓄がほとんどない
12	保護者や同居の家族が働いておらず、年金や手当、その他の支援、仕送りなどで生活している
13	世帯が多額の借金を抱えている

### ④その他の様子(様相・状況・情報など)

1	友人関係がなく、いつも孤独な感じである
2	無気力・無反応・無表情などがみられる
3	スポーツや文化的な関心がなく、その体験も極端に少ない
4	こんな人になりたい、という夢やモデルとなる人がない
5	頑張ってもしかたがないと将来への希望をなくしている
6	新しいことを知ること、学ぶことに意欲がない
7	健康や保健衛生に関する知識が身につけていない
8	夜遅くになっても居場所がないので家に帰らない
9	保護者や同居の家族の世話をするのは当然であるといい、疑問を感じていない
10	本当は保護者や同居の家族の世話はしたくないが、ほかに方法を知らないので自分がするしかないと考えている
11	支援を受ける方法を知っているが、保護者や同居の家族自身が、家族以外の他人からの支援を拒むので、他者からの支援を受けられない
12	その他(右欄に内容をご記載ください) ▶

C. 上記Bの①から④までのように、子どもが「ヤングケアラー」に該当すると感じた子どもに対し、あなたは、あなたの職業・職場(職域)又はご自身の専門職としての立場から、どのような対応(行動)をしましたか。(次の項目の内、当てはまる番号の前に○印をつけてください。※複数回答可)

<input type="checkbox"/>	1 具体的には、何も支援をしていない
<input type="checkbox"/>	2 同僚にその状況を報告・相談した
<input type="checkbox"/>	3 上司(上長)にその状況を報告・相談した
<input type="checkbox"/>	4 子どもに直接生活状況を確認した
<input type="checkbox"/>	5 保護者に対して生活状況を確認した
<input type="checkbox"/>	6 保護者以外の他の世帯員に対して生活状況を確認した
<input type="checkbox"/>	7 保護者、他の世帯員以外の身近な人物に対して生活状況を確認した
<input type="checkbox"/>	8 市の担当部署(児童相談所を含む)等に生活状況を確認した
<input type="checkbox"/>	9 子どもが所属するサービス・施設等に生活状況を確認した
<input type="checkbox"/>	10 子ども自身に対して、あなたの職場(同組織内を含む)にある相談窓口(担当者)を紹介した
<input type="checkbox"/>	11 保護者に対して、あなたの職場(同組織内を含む)にある相談窓口(担当者)を紹介した
<input type="checkbox"/>	12 保護者以外の他の世帯員に対して、あなたの職場(同組織内を含む)にある相談窓口(担当者)を紹介した
<input type="checkbox"/>	13 保護者、他の世帯員以外の身近な人物に対して、あなたの職場(同組織内を含む)にある相談窓口(担当者)を紹介した
<input type="checkbox"/>	14 子ども自身に対して、市や外部機関の相談窓口(担当者)を紹介した
<input type="checkbox"/>	15 保護者に対して、市や外部機関の相談窓口(担当者)を紹介した
<input type="checkbox"/>	16 保護者以外の他の世帯員に対して、市や外部機関の相談窓口(担当者)を紹介した
<input type="checkbox"/>	17 保護者、他の世帯員以外の身近な人物に対して、市や外部機関の相談窓口(担当者)を紹介した
<input type="checkbox"/>	18 あなた自身が、子どもの様子について、あなたの職場(同組織内を含む)にある相談窓口(担当者)に相談した
<input type="checkbox"/>	19 あなたの上司(上長)が、子どもの様子について、あなたの職場(同組織内を含む)にある相談窓口(担当者)に相談した
<input type="checkbox"/>	20 あなた自身が、子どもの様子について、市や外部機関の相談窓口(担当者)に相談した
<input type="checkbox"/>	21 あなたの上司(上長)が、子どもの様子について、市や外部機関の相談窓口(担当者)に相談した
<input type="checkbox"/>	22 その他(右欄に内容をご記載ください) ▶

D. 上記Cについて、あなたは、なぜ、そのようにしたのですか(又は、しなかったのですか)。

E. 上記Dについて、その結果どのようになりましたか(又は、なりませんでしたか)。

※次の8の1、2は、すべての人がお答えください。

**8:「子どもの貧困」に関するインタビューについて以下の質問にお答えください。**

- |   |   |
|---|---|
| 1 | あなたが、過去の職場経験において、ご自身の業務として担当してきた子ども、又はあなたが支援の対象とする世帯に属する子どもから「ヤングケアラー」であると直接相談されたことはありますか。                              |
|   | はい ・ いいえ  |
| 2 | あなたが、現在、ご自身の業務として普段担当している子ども、あなたが支援の対象とする世帯に属する子どもから「ヤングケアラー」であると直接相談されたことはありますか。(現在に該当する期間は、令和4年4月1日から基準日(令和4年7月1日)まで) |
|   | はい ・ いいえ 「はい」と回答した方のみお答えください。▶それは何人位ですか。 人  |

※上記の8の2で「はい」と回答した人のみお答えください。それ以外の人は「9」までお進みください。

※以下、上記の8の2が複数人であった場合は、特定の1人に限定せずにお答えください。

- F. 上記8の2について、そのとき、その子どもはどのようなことを最も望んでいましたか。(子どもが抱いていた真のニーズがわかればご記載ください。)

- G. 上記8の2について、あなたが、子どもから「ヤングケアラー」にあることや、本人の希望・ニーズを聞いた後、あなたは、どのような対処をしましたか。

- H. 上記Gについて、あなたは、なぜ、そのようにしたのですか(又は、しなかったのですか)。

- I. 上記Hについて、その結果どのようになりましたか(又は、なりませんでしたか)。

※次の9は、すべての人がお答えください。

**9:「ヤングケアラー」に関する相談窓口について以下の質問にお答えください。**

- |   |   |
|---|---|
| 1 | あなたは、「ヤングケアラー」に関する身近な相談窓口を知っていますか。      |
|   | はい ・ いいえ 「はい」と回答した方のみお答えください。それはどこですか。▶ |

※次の10は、すべての人がお答えください。

**10:「ヤングケアラー」への支援対応策について以下の質問にお答えください。**

<p><b>1</b> あなたが「ヤングケアラー」に対する未然の予防策・事後の支援策として、有効であると考えられる対策はどのようなものですか？ 次の選択肢の中から、①未然防止策として、②事後支援策として有効であると考えられるものを、それぞれに5つずつ、あてはまる番号の前に1位から5位まで、順位をつけてご回答ください。</p>	
① 未然防止策	② 事後支援策
	1 早期発見のためのスクールソーシャルワーカーの教育委員会(又は学校)への設置
	2 早期発見のための学校教職員、専門職(子どもに関わる者以外の者も含む)への研修の実施
	3 問題を子ども自身が自覚するための児童・生徒への啓発(パンフレットの作成)
	4 子ども本人やその世帯員を支援する相談窓口の設置
	5 子ども本人やその世帯員を支援に結びつけるためのコーディネータの設置
	6 子ども本人やその世帯員に関係する機関が相互に連携協働し支援策を検討する合議体の設置
	7 子ども本人同士や、体験者等が互いに悩みを共有することができる場の設置(ピアサポート)
	8 子ども本人が、気軽に相談することのできる電話相談、SNS相談等、オンラインサロンの設置
	9 子ども本人を対象者とした家事支援等へのボランティアの派遣
	10 子ども本人を対象者とした家事支援等の訪問ヘルパー制度の創設
	11 子ども本人を対象者とした居場所の提供
	12 子ども本人を対象者とした学習支援の場の提供
	13 子ども本人を対象者とした生活支援、その他の社会体験支援の場の提供
	14 子ども本人へのアウトリーチによる定期的訪問見守り支援
	15 子ども本人の世帯への定期的な訪問見守りを兼ねた食料や日用品等の宅配支援
	16 子ども本人やその世帯員を対象としたフードバンク等による食料支援
	17 子ども本人やその世帯員を対象とした子ども(地域)食堂での食事の提供
	18 子ども(地域)食堂等で「ヤングケアラー」にある子ども早期発見し、相談機関につなぐ体制
	19 「ヤングケアラー」がいる世帯への給付金等の経済的支援の充実
	20 「ヤングケアラー」がいる世帯への公共料金等の負担軽減の充実
	21 給付型の就学、進学支援金・奨学金等の給付の充実
	22 文化的・社会的な経験を提供するため地域や企業等からの寄付による地域ファンド等の組成
	23 「ヤングケアラー」に対する支援策の広報周知の充実
	24 外国人の子ども本人やその世帯員の生活上の情報を伝える通訳ボランティアや日本語教育の充実
	25 その他(右欄に内容をご記載ください) ▶

※次の11の1、2は、すべての人がお答えください。

**11:「ヤングケアラー」に対してあなたが個人的にできること、その他について、以下の質問にお答えください。**

<p><b>1</b> 上記の5の項目以外で、あなたが、ご自身の職場・職域の立場から離れた場面で、「ヤングケアラー」に該当する子どもに対して、あなたご自身や、あなたの知り合いの方々、あなたのお住いの地域の方々の手で、個人的に子どもたちに支援できることは何かありませんか？ ご所属の組織や制度などにしばられない、ご自由な立場と発想で、思いついたご提案があれば教えてください。</p>
--

2 その他、「ヤングケアラー」についてあなたが普段から感じていること、思っていることがあれば、ご自由にご記載ください。

※次の12は相談したい事例がある人のみお答えください。

## 12:「子どもの貧困」、「ヤングケアラー」についてすぐに相談したい。

「子どもの貧困」、「ヤングケアラー」について、あなたがすぐに相談したいと思っている事例がある場合は、個人情報を伏せた形で、相談の概要をお教えてください。その内容に応じて、当方から対応可能な部署にお繋ぎいたします。その際は、大変、恐れ入りますが、以下の項目に沿って、ご所属、ご担当者名、ご連絡先(電話番号、メールアドレス等)をお知らせください。後日、当方よりご連絡いたします。  
なお、このアンケートでは、情報提供が難しいとお考えの方は、後ほど福祉推進課までご一報ください。

1 勤務先名(法人名・施設名)：
2 部署・所属(学年・クラス等の詳細)：
3 ご担当者名(役職)：
4 ご連絡先(電話番号)：
5 ご連絡先(Eメールアドレス)：
6 相談したい事例・ケースの概要をご記載ください。

※アンケートはこれでおしまいです。

大変お疲れさまでした。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

## 2) 内閣府「令和3年度 子供の貧困の状況と子どもの貧困対策の実施の状況」

### I 子供の貧困の状況

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第7条に基づき、子供の貧困の状況を公表するもの。

(参照条文)

第7条 政府は、毎年1回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

#### 1. 教育の支援

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 (厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	90.8% (平成25年4月1日現在)	93.7% (平成30年4月1日現在)	93.7% (令和3年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 (厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	5.3% (平成25年4月1日現在)	4.1% (平成30年4月1日現在)	3.6% (令和3年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 (厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	32.9% (平成25年4月1日現在)	36.0% (平成30年4月1日現在)	39.9% (令和3年4月1日現在)
児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後) (厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)	96.6% (平成25年5月1日現在)	95.8% (平成30年5月1日現在)	96.4% (令和2年5月1日現在)
児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後) (厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)	22.6% (平成25年5月1日現在)	30.8% (平成30年5月1日現在)	33.0% (令和2年5月1日現在)
ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等) (全国ひとり親世帯等調査)	72.3% (平成23年11月1日現在)	81.7% (平成28年11月1日現在)	81.7% (平成28年11月1日現在)
ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後) (全国ひとり親世帯等調査)	93.9% (平成23年11月1日現在)	95.9% (平成28年11月1日現在)	95.9% (平成28年11月1日現在)
ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後) (全国ひとり親世帯等調査)	41.6% (平成23年11月1日現在)	58.5% (平成28年11月1日現在)	58.5% (平成28年11月1日現在)
全世帯の子供の高等学校中退率 (児童生徒の期別行動・不登校等生徒指導上の課題類に関する調査)		1.4% (平成30年度)	1.1% (令和2年度)
全世帯の子供の高等学校中退者数 (児童生徒の期別行動・不登校等生徒指導上の課題類に関する調査)		48,594人 (平成30年度)	34,965人 (令和2年度)

1

### I 子供の貧困の状況

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合(小学校) (文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)		50.9% (平成30年度)	56.9% (令和2年度)
スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合(中学校) (文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)		58.4% (平成30年度)	61.7% (令和2年度)
スクールカウンセラーの配置率(小学校) (文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)	37.6% (平成24年度)	67.6% (平成30年度)	86.2% (令和2年度)
スクールカウンセラーの配置率(中学校) (文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)	82.4% (平成24年度)	89.0% (平成30年度)	91.8% (令和2年度)
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を 配布している市町村の割合)(※1) (文部科学省初等中等教育局格学支援・教材課調べ)		65.6% (平成29年度)	81.1% (令和3年度)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校) (文部科学省初等中等教育局格学支援・教材課調べ)		47.2% (平成30年度)	83.7% (令和3年度)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校) (文部科学省初等中等教育局格学支援・教材課調べ)		56.8% (平成30年度)	85.1% (令和3年度)
高等教育の修学支援新制度 の利用者数(※2) (独立行政法人日本学生支援機構調 べ、文部科学省調べ)	大学		23.0万人 (令和3年度)
	短期大学		1.6万人 (令和3年度)
	高等専門学校		0.3万人 (令和3年度)
	専門学校		7.0万人 (令和3年度)

(※1)大綱に掲げる「別途 子供の貧困に関する指標」においては、「入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している」と回答した市町村の割合から当該指標値を算出している。文部科学省においては、入学前支給の実施が進んでいる実態を踏まえ、令和元年度調査より、入学時の就学援助制度の周知状況を調べる調査項目に「就学時健康診断に関する周知」と「入学説明会に関する周知」を追加しており、令和2年度値には当該調査結果が反映されている。

(※2)「高等教育の修学支援新制度」については、令和2年4月に開始。

2

## I 子供の貧困の状況

### 2. 生活の安定に資するための支援

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
電気、ガス、水道料金の未払い経験(ひとり親世帯) (生活と支え合いに関する調査(特別集計))		電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)
電気、ガス、水道料金の未払い経験(子供がある全世帯) (生活と支え合いに関する調査(特別集計))		電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)
食料又は衣服が買えない経験(ひとり親世帯) (生活と支え合いに関する調査(特別集計))		食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)
食料又は衣服が買えない経験(子供がある全世帯) (生活と支え合いに関する調査(特別集計))		食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合 (ひとり親世帯) (生活と支え合いに関する調査(特別集計))		重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年)	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年)
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合 (等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位) (生活と支え合いに関する調査(特別集計))		重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年)	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年)

3

## I 子供の貧困の状況

### 3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
ひとり親家庭の親の就業率(母子世帯) (国勢調査)		80.8% (平成27年)	83.0% (令和2年)
ひとり親家庭の親の就業率(父子世帯) (国勢調査)		88.1% (平成27年)	87.8% (令和2年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 (母子世帯) (国勢調査)		44.4% (平成27年)	50.7% (令和2年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 (父子世帯) (国勢調査)		69.4% (平成27年)	71.4% (令和2年)

4

# I 子供の貧困の状況

## 4. 経済的支援

指標		前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
子供の貧困率	国民生活基礎調査	16.3% (平成24年)	13.9% (平成27年)	13.5% (平成30年)
	全国家計構造調査		7.9% (平成26年)	8.3% (令和元年)
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	54.6% (平成24年)	50.8% (平成27年)	48.1% (平成30年)
	全国家計構造調査		47.7% (平成26年)	57.0% (令和元年)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(母子世帯) (全国ひとり親世帯等調査)			42.9% (平成28年度)	42.9% (平成28年度)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(父子世帯) (全国ひとり親世帯等調査)			20.8% (平成28年度)	20.8% (平成28年度)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(母子世帯) (全国ひとり親世帯等調査(特別集計))			69.8% (平成28年度)	69.8% (平成28年度)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(父子世帯) (全国ひとり親世帯等調査(特別集計))			90.2% (平成28年度)	90.2% (平成28年度)

### 3) 茨城県「平成28年度～令和2年度 茨城県子どもの貧困対策に関する計画」概要

#### 茨城県子どもの貧困対策に関する計画概要

計画の位置づけ	○「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」第9条第1項に定める「都道府県計画」として策定
計画の基本方針	○子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する。 ○子どもの貧困問題は、複数の要因が絡み合っており発生するものであるため、各種施策を子どもの貧困対策に着目した上で、総合的に推進する（教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援）。
現状と課題	○平成24年の日本における子どもの貧困率は16.3%となっており、先進諸国の中でも、子どもの貧困の状況が深刻なものとなっている（平成22年調査においてOECD加盟国34か国中25位）。 ○本県の生活保護世帯や児童養護施設等の子どもの高等学校等進学率等は、本県全体に比べると低い状況にあり、生まれ育った環境による観点から子どもへの貧困の連鎖がみられる。 ○生活保護世帯、ひとり親世帯のどちらも増加傾向にある。また、平均就労収入が低い傾向にあるため、各種施策により支援していく必要がある。

#### 重点的に取り組む項目

項目	施策	主な事業
教育支援	○生活困窮世帯等への学習支援	・生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 ・ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業（H28新規/国補） ・児童養護施設等措置児童への学習支援（県単・国補） 等
	○学校教育による総合的な教育支援	・学びの広場サポートプラン事業（県単） ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置・派遣 ・地域未来塾を活用した学習支援 等
	○就学支援の充実	・高等学校等就学支援金の支給 ・無利子奨学金の支給（県単・国補） ・生活保護世帯の子ども等の高等学校進学に係る入学料等の支給 ・生活保護制度に基づく教育扶助の支給 等
	○多様な教育機会の確保	・国際ふれあい教育推進事業
生活支援	○保護者への生活支援	・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業 ・家庭生活支援員の派遣（母子家庭等日常生活支援事業） ・保育サービスの充実、多子世帯保育料軽減事業（H28拡充/県単）、幼稚園就園奨励費補助 ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備 ・妊娠からからの支援・相談体制の強化、保健指導の充実 ・生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金 等
	○子どもへの生活支援	・児童養護施設等入所児童へ身元保証人事業の活用 ・児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付（H28新規/国補） 等
	○生活支援体制の整備・充実	・里親支援専門相談員の配置 ・母子・父子自立支援員の活用 ・生活困窮者自立相談支援事業に基づく相談員等の質の確保 ・自立相談支援機関の活用によるネットワーク構築 等
就労支援	○保護者の就労機会の確保	・いばらき就職支援センター事業 ・就労活動促進費の支給 ・就労自立給付金の支給 ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 等
	○保護者の就労のための学び直しに関する支援	・高等職業訓練促進給付金等事業 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付（H28新規/国補） ・生活保護世帯の親が高等学校等に就学する場合の費用の支給 ・ひとり親家庭向け高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（H28新規/国補） 等
	○子どもへの就労支援	・大卒等就職面接会開催事業 ・県立高等学校就職支援キャラバン隊 ・キャリア・サポートプラン 等
経済的支援	○児童扶養手当の支給	・児童扶養手当の支給
	○福祉資金貸付金の貸付	・母子父子寡婦福祉資金の貸付
	○医療費の助成	・医療福祉制度（マル福祉制度）、小児慢性特定疾病医療費の助成（県単・国補）
	○養育費相談員による支援	・養育費相談員の配置

施策推進体制調査研究等

○県関係課、市町村、関係団体等との連携・協働による対応  
○効果的な施策の実施のための調査等  
○施策の実施状況、効果等の定期的な点検・評価

計画期間

○平成28年度から平成32年度まで（5年間）

#### 4) 厚生労働省・文部科学省「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」概要

##### プロジェクトチーム設置の背景

ヤングケアラーについては、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、ヤングケアラーを早期に発見した上で支援を行うことが重要である。

そこで、関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーの支援につなげるための方策について、厚生労働省及び文部科学省が連携し、検討を進めるため、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げた。

##### ■厚生労働省・文部科学省として今後取り組むべき施策について

- (1) 早期発見・把握
  - ア 学校においてヤングケアラーを把握する取組
  - イ 医療機関・福祉事業者の関わりがある場合に、ヤングケアラーを把握する取組
  - ウ 児童委員や子ども食堂など地域や民間の目でヤングケアラーを把握する取組
  - エ 地方自治体における現状把握の推進
- (2) 支援策の推進
  - ア ピアサポート等の悩み相談や、福祉サービスへのつなぎなど相談支援の推進
  - イ スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実や、NPO等と連携した学習支援の推進
  - ウ ヤングケアラーが子どもであることを踏まえた適切な福祉サービス等の運用の検討
  - エ 幼いきょうだいをケアするヤングケアラーへの支援
- (3) 社会的認知度の向上
  - ア 広く国民に対する広報・啓発の推進
  - イ 福祉や教育分野など関係者の理解促進
  - ウ 社会的認知度を高めるような当事者活動への支援

## 5) MUFG 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

### 「令和3年 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」概要

## ヤングケアラーの実態に関する調査研究について

令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

#### 調査の目的

「ヤングケアラーと思われる子ども」等の実態をより正確に把握し、今後の検討に活かす。

#### 調査の対象、方法等

##### 1 学校

令和2年12月21日から、以下の学校に対してアンケート調査を実施（④は令和3年1月26日から）。

- ① 中学校（回収数754、回収率75.4%）
  - ・ 全国の公立中学校から層化無作為抽出した1,000校（全体の約1割）
- ② 全日制高校（回収数249、回収率71.1%）
  - ・ 全国の公立全日制高校から層化無作為抽出した350校（全体の約1割）
- ③ 定時制高校（回収数27、回収率57.4%）
  - ・ 各都道府県より公立定時制高校1校抽出した47校
- ④ 通信制高校（回収数35、回収率74.5%）
  - ・ 各都道府県より公立通信制高校1校抽出した47校

##### 2 中高生

令和2年12月21日から、以下の中高生に対して Web調査を実施（④は令和3年1月26日から）。

- ① 中学2年生（回収数5,558人）
  - ・ 1①の中学校に在籍する中学2年生
- ② 全日制高校（回収数7,407人）
  - ・ 1②の全日制高校に在籍する高校2年生
- ③ 定時制高校（回収数366人）
  - ・ 1③の定時制高校に在籍する高校2年生相当
- ④ 通信制高校（回収数446人）
  - ・ 1④の公立通信制高校に在籍する生徒

注：定時制高校、通信制高校の調査結果はサンプル数が少ないため、参考値として掲載している

資料1-2

1

## 本調査におけるヤングケアラーの定義

本調査における「ヤングケアラー」とは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」をいう。

(ヤングケアラーのイメージ (例))

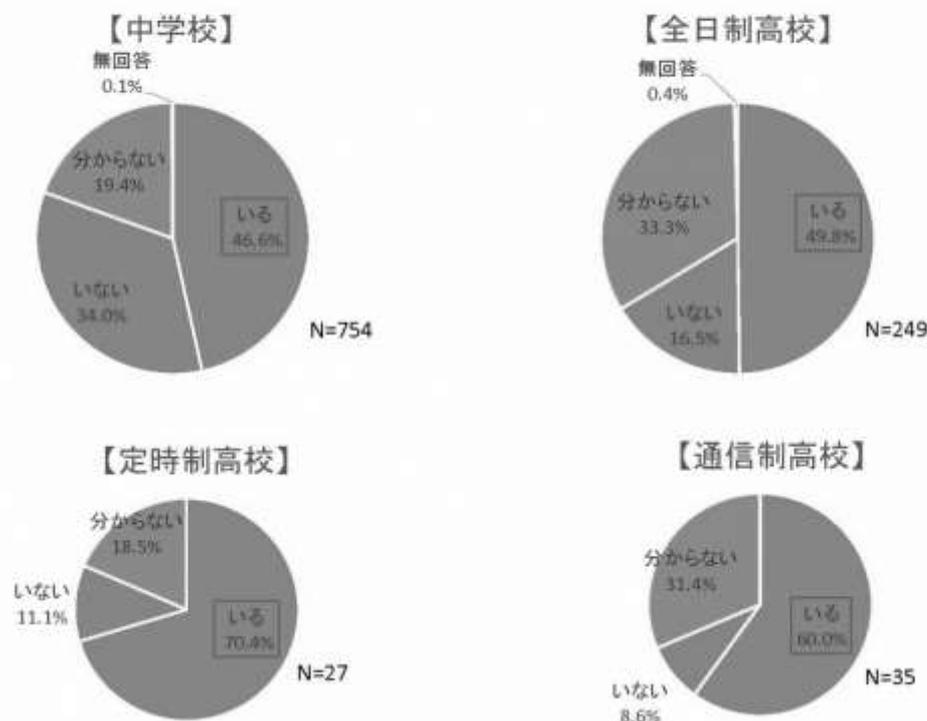
				
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている	家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている	目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている	日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている
				
家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている	アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気のある家族の看病をしている	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟「こんな人がヤングケアラーです」

2

## 学校調査結果①

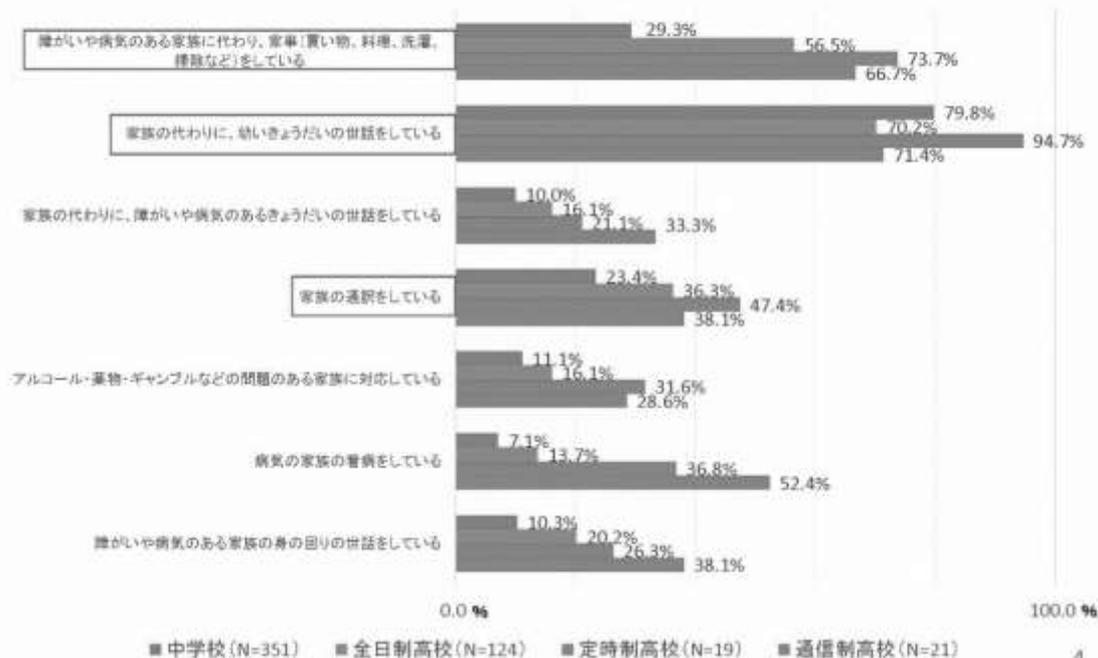
- 学校に対し、ヤングケアラーの定義（2ページ参照）に該当すると思われる子どもの有無について質問。
- いずれの学校種でも「いる」が最も高く、定時制高校で70.4%、通信制高校で60.0%であった。



3

## 学校調査結果②

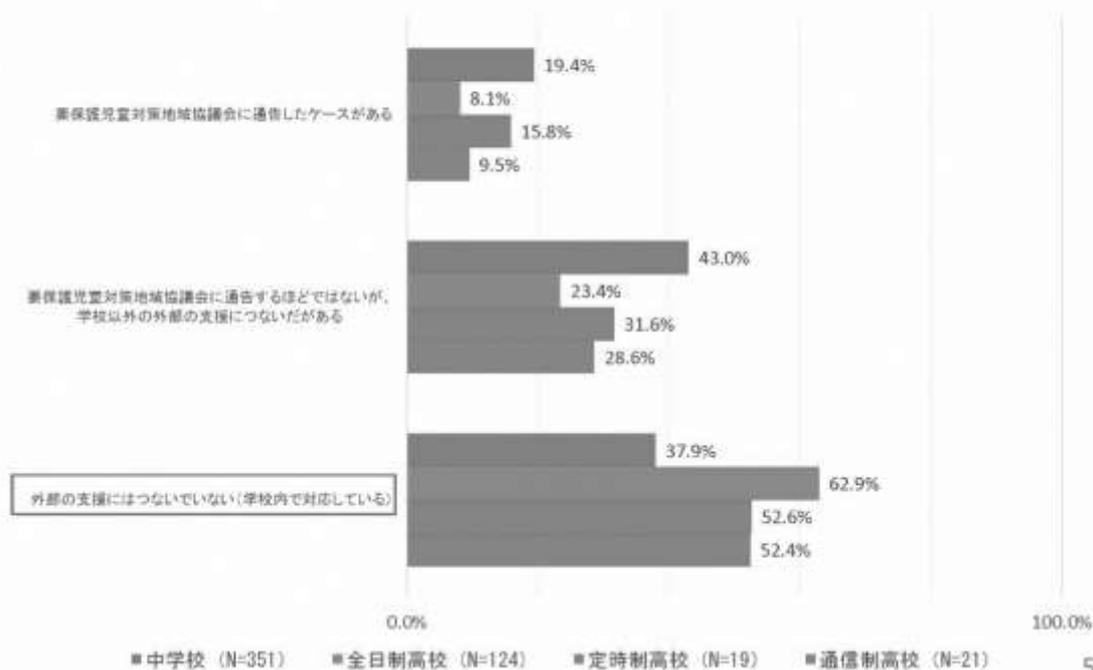
- ヤングケアラーと思われる子どもが「いる」と回答した学校に、子どもの状況について質問（複数回答）。
- いずれの学校種でも、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が最も高い。次いで「障がいや病気のある家族に代わり、家事（買い物、料理、洗濯、掃除など）をしている」が多い。
- 全日制高校では「家族の通訳をしている」が3～4割程度みられた。



4

## 学校調査結果③

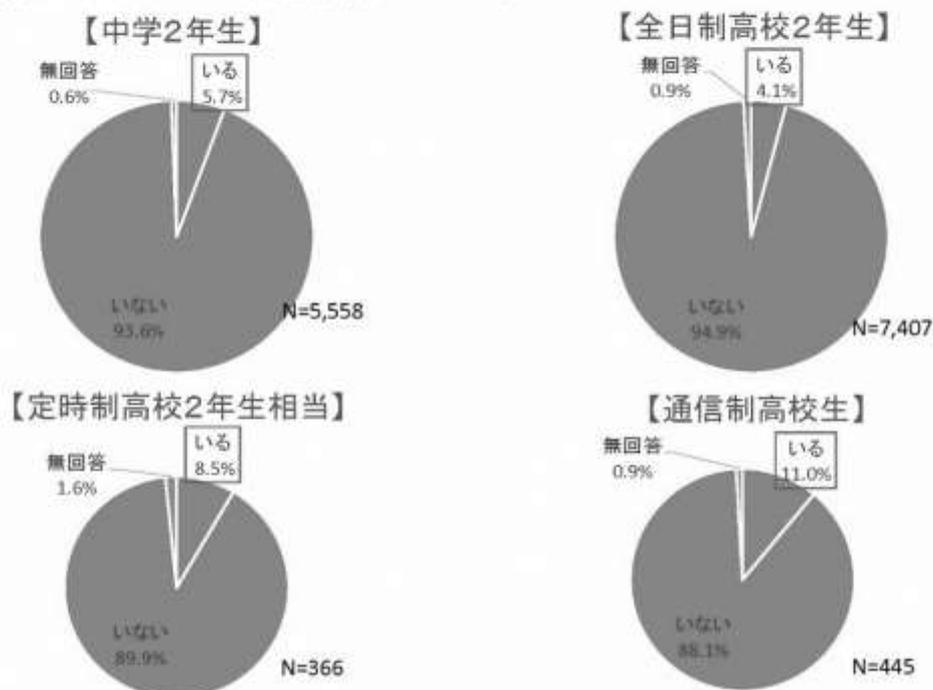
- ヤングケアラーと思われる子どもが「いる」と回答した学校に、当該子どもを学校以外の外部の支援につないだケースがあるか質問（複数回答）。
- 全日制高校では、「外部の支援にはつないでいない（学校内で対応している）」が6割程度。



5

## 中高生調査結果①

- 中高生に対し、世話をしている家族の有無について質問。
- 世話をしている家族が「いる」と回答したのは中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%、定時制高校2年生相当で8.5%、通信制高校生で11.0%。

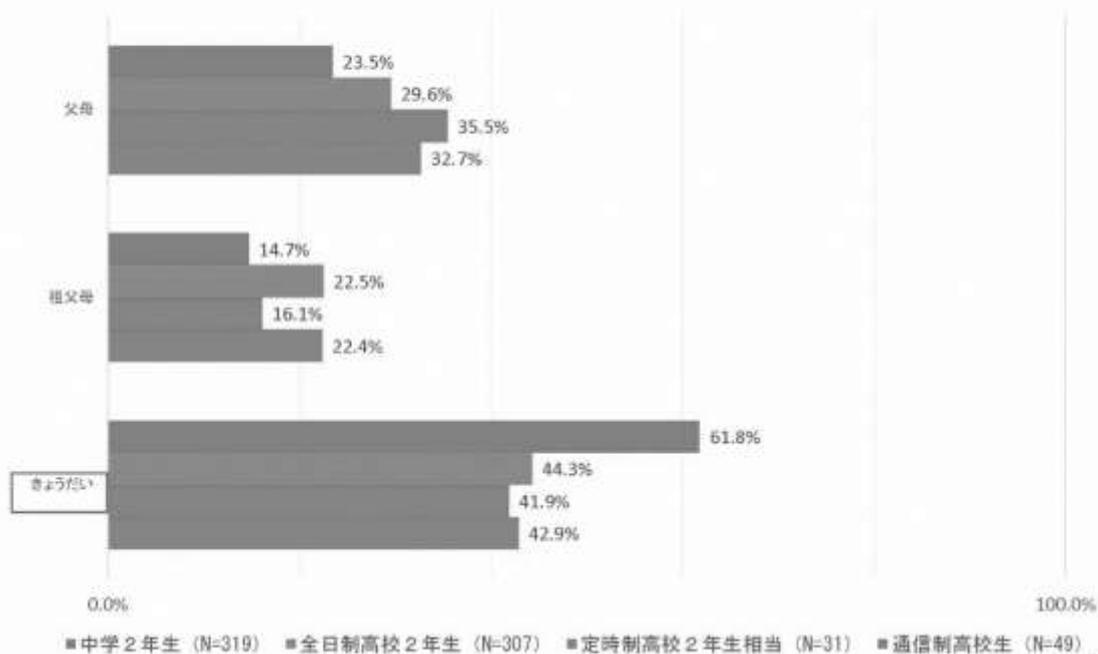


※ 通信制高校生は、年齢を区別した「18歳以下」と「18歳以上」の合計（年齢の区別に無回答であった1名は可算外）、18歳以上は1人（割合は0%と表示していません）、「現在まで継続して世話をしている」が「いる」に含まれる。

6

## 中高生調査結果②

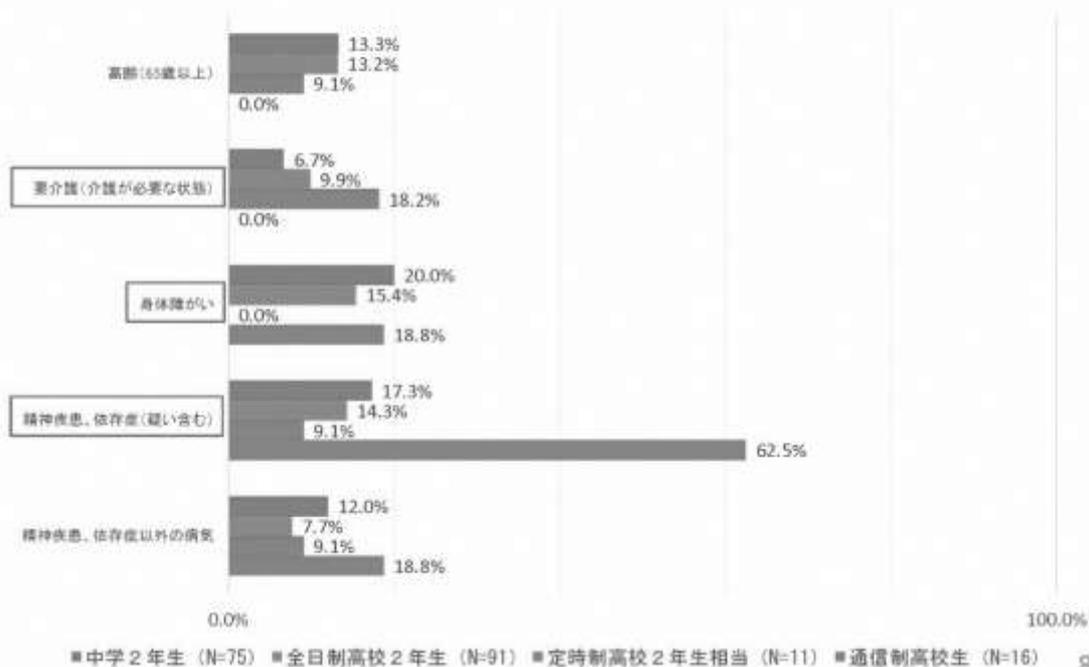
- 世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、世話を必要としている家族について質問（複数回答）。
- いずれの学校種でも「きょうだい」が最も高い。特に、中学2年生は「きょうだい」の割合が他に比べ多い。



7

## 中高生調査結果③

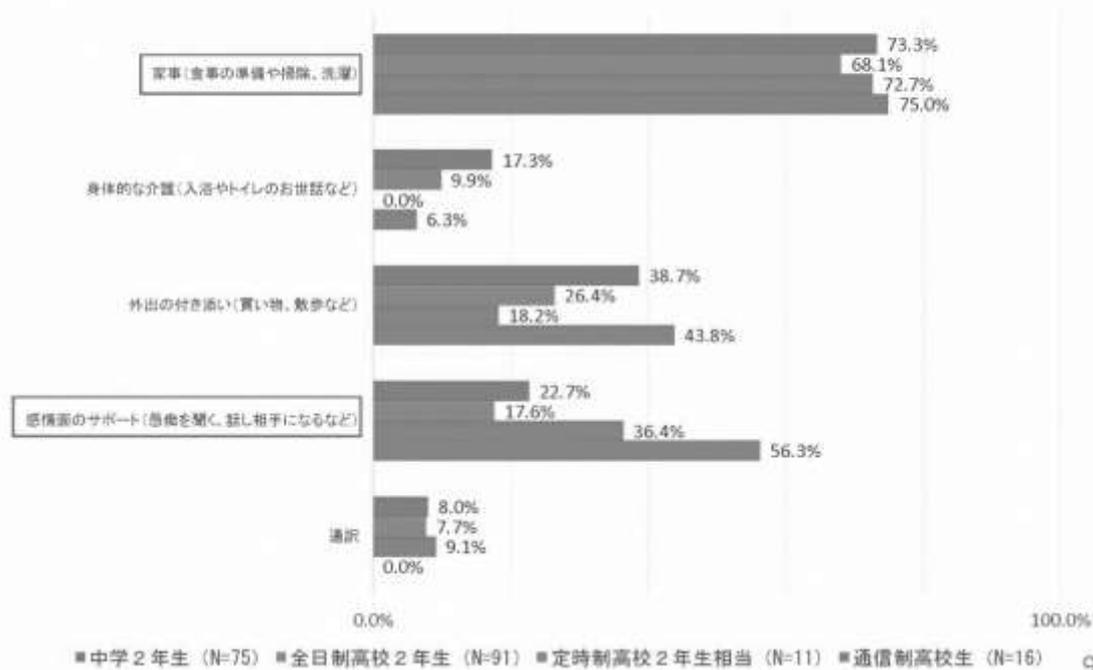
- 世話を必要としている家族として「父母」と回答した中高生に、父母の状況を質問（複数回答）。
- 中学2年生、全日制高校2年生は「身体障がい」が最も高い。



8

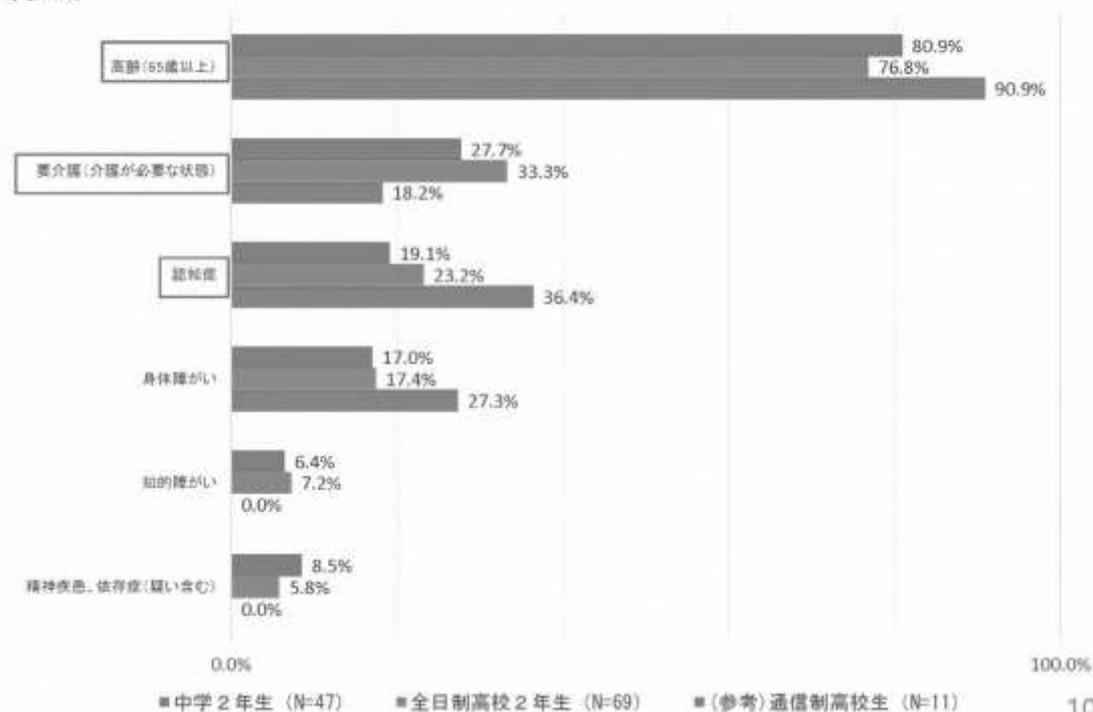
## 中学生調査結果④

- 世話を必要としている家族として「父母」と回答した中学生に、世話の内容について質問（複数回答）。
- いずれの学校種においても、「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」が最も高い。



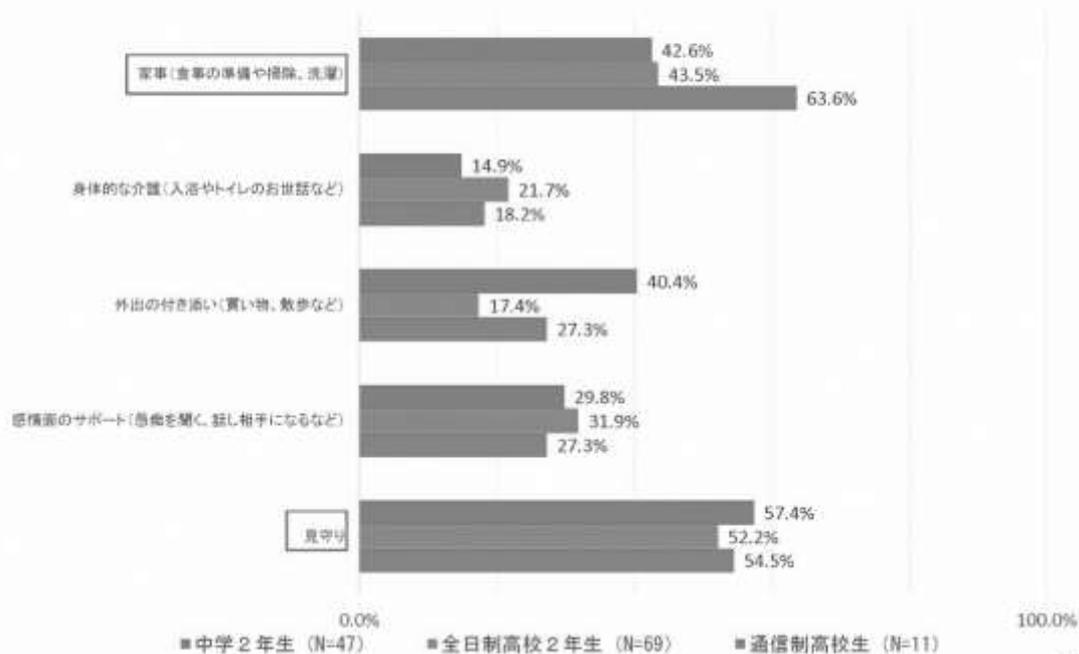
## 中学生調査結果⑤

- 世話を必要としている家族として「祖父母」と回答した中学生に、祖父母の状況を質問（複数回答）。
- いずれの学校種でも「高齢（65歳以上）」が最も高く、「要介護（介護が必要な状態）」、「認知症」も多い。



## 中高生調査結果⑥

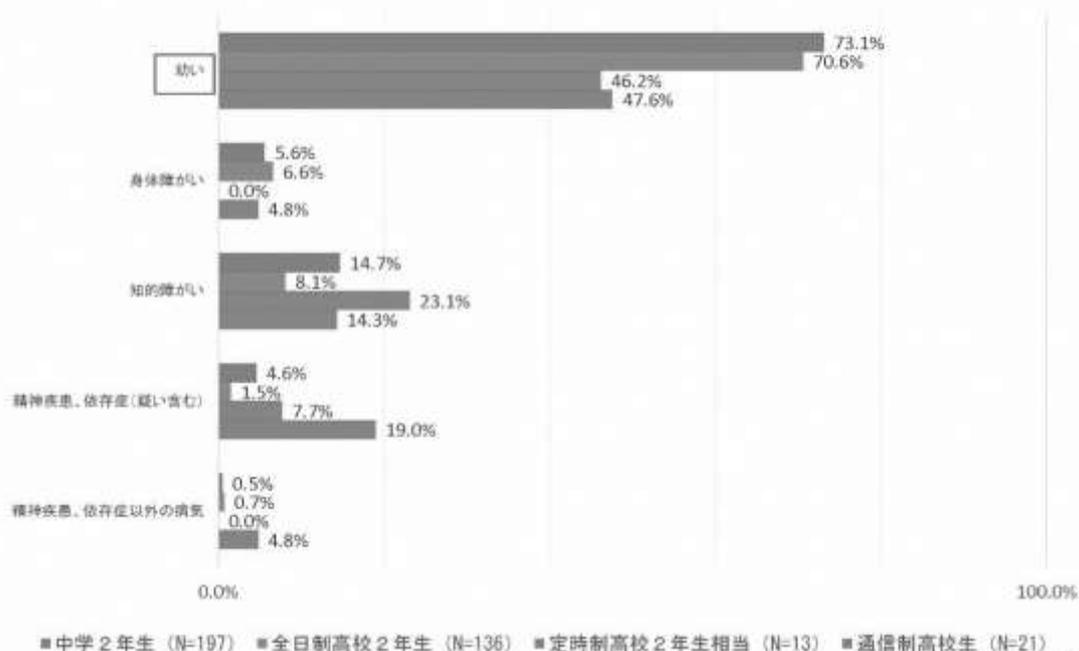
- 世話を必要としている家族として「祖父母」と回答した中高生に、世話の内容を質問（複数回答）。
- 中学2年生、全日制高校2年生は「見守り」が最も高い。



11

## 中高生調査結果⑦

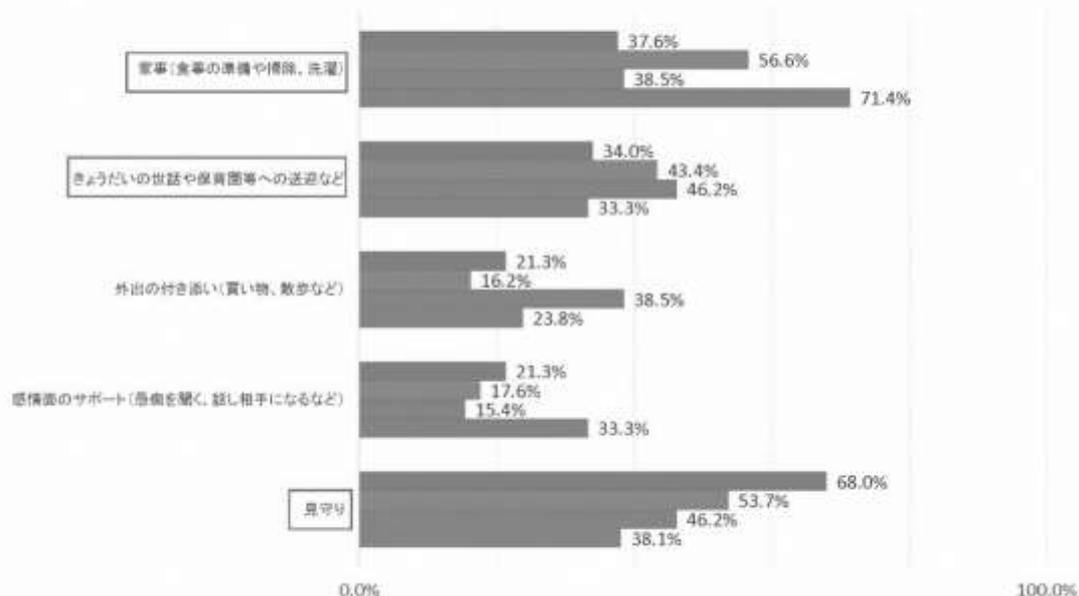
- 世話を必要としている家族として「きょうだい」と回答した中高生に、きょうだいの状況を質問（複数回答）。
- いずれの学校種でも「幼い」が最も高い。次いで「知的障がい」の割合は1～2割程度。



12

## 中高生調査結果⑧

- 世話を必要としている家族として「きょうだい」と回答した中高生に、世話の内容について質問（複数回答）。
- 中学2年生、定時制高校2年生相当は「見守り」が最も高い。

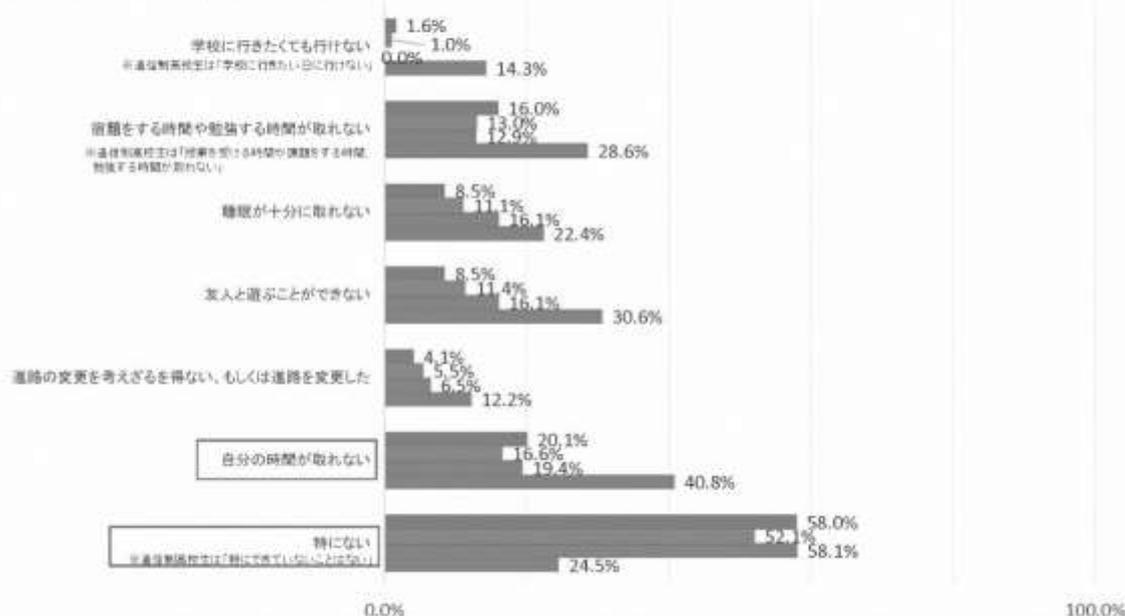


■ 中学2年生 (N=197) ■ 全日制高校2年生 (N=136) ■ 定時制高校2年生相当 (N=13) ■ 通信制高校生 (N=21)

13

## 中高生調査結果⑬

- 世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、世話をしているために、やりたいけれどできないことについて質問。
- 中学2年生、全日制高校2年生では「特にない」が最も高くなっているが、その他では、「自分の時間が取れない」が最も高くなっている。



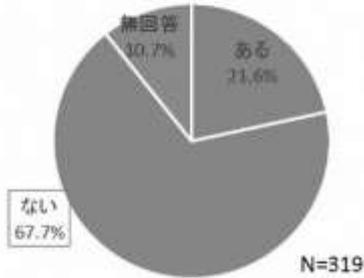
■ 中学2年生 (N=319) ■ 全日制高校2年生 (N=307) ■ 定時制高校2年生相当 (N=31) ■ 通信制高校生 (N=49)

18

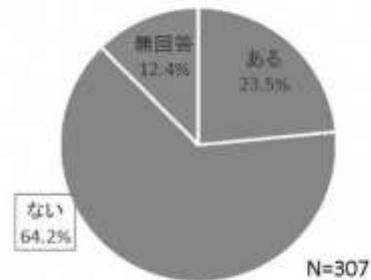
## 中学生調査結果⑭

- 世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、世話について相談した経験の有無について質問。
- いずれの学校種でも、相談した経験が「ある」が2～3割、「ない」が5～6割。

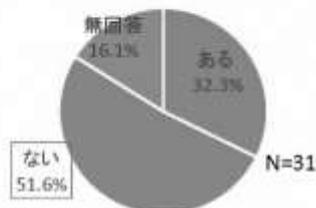
【中学2年生】



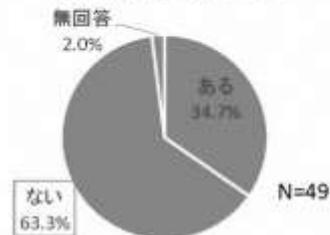
【全日制高校2年生】



【定時制高校2年生相当】



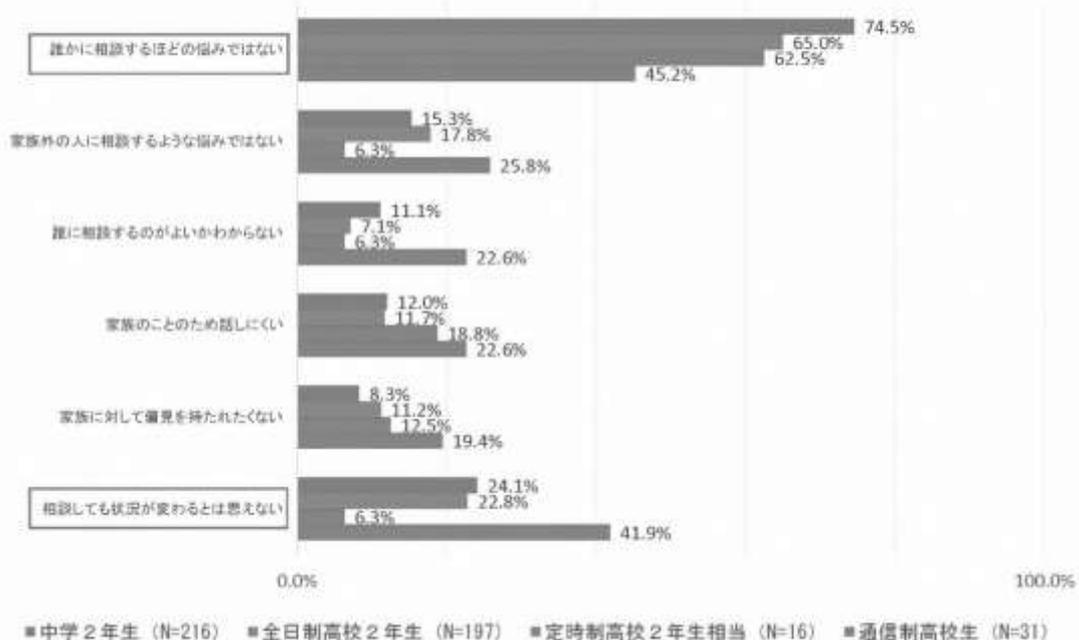
【通信制高校生】



19

## 中学生調査結果⑯

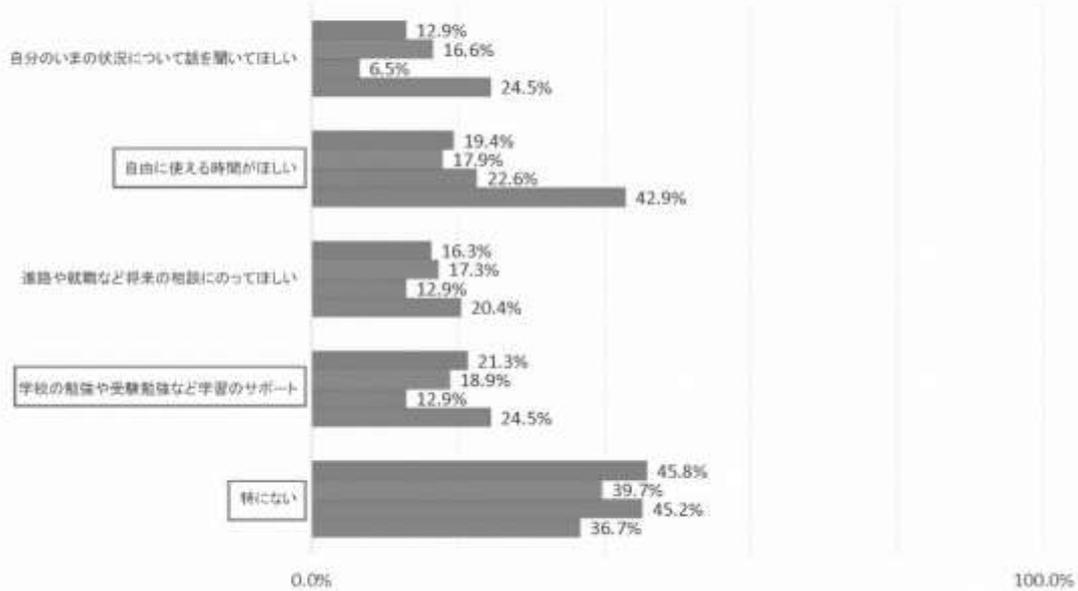
- 世話について相談した経験が「ない」と回答した中高生に、その理由について質問。
- 「誰かに相談するほどの悩みではない」が最も高く、次いで、「相談しても状況が変わるとは思わない」が高い。



21

## 中高生調査結果⑰

- 世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援について質問（複数回答）。
- 通信制高校生を除き、「特にない」が約4割で最も高い。それ以外では「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」、「自由に使える時間がほしい」が高い。

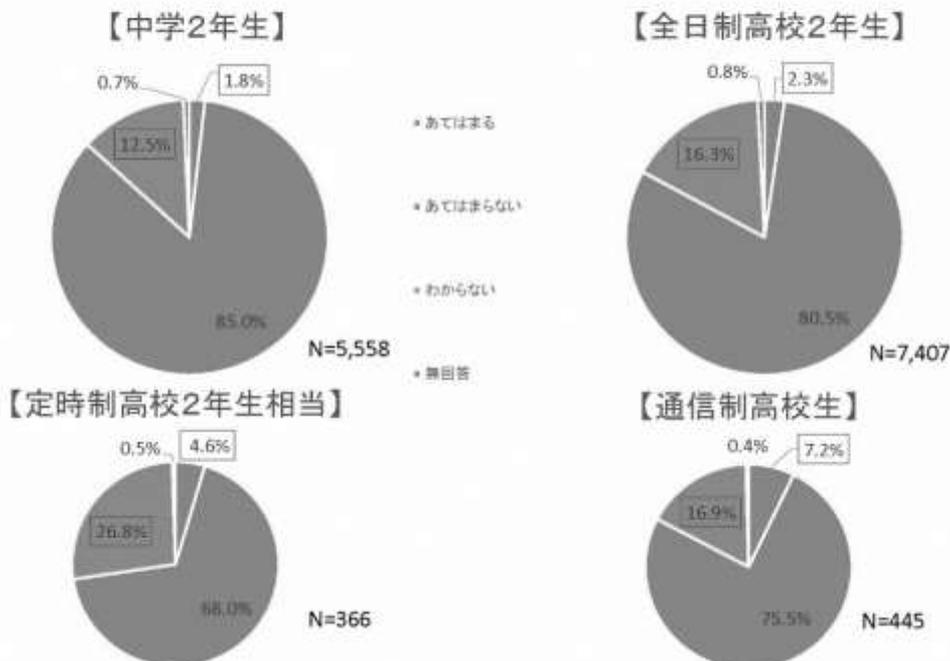


■ 中学2年生 (N=319) ■ 全日制高校2年生 (N=307) ■ 定時制高校2年生相当 (N=31) ■ 通信制高校生 (N=49)  
 ※ 通信制高校生は「18歳以下」と「19歳以上」の合計。

22

## 中高生調査結果⑱

- 中高生に対し、自分がヤングケアラーにあてはまると思うかについて質問。
- 中学2年生、全日制高校2年生では「あてはまる」が約2%、定時制高校2年生相当は4.6%、通信制高校生は7.2%。
- いずれの学校種でも「わからない」が1～2割。

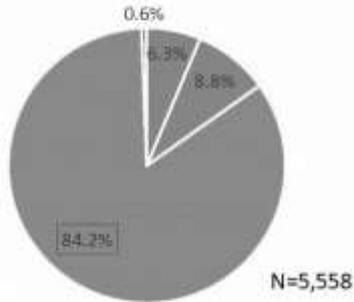


23

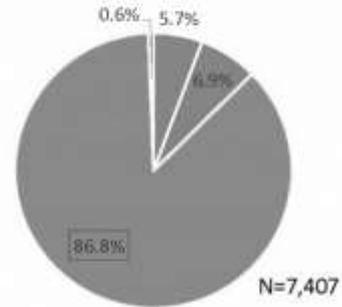
## 中高生調査結果⑱

- 中高生に対し、ヤングケアラーの認知度について質問。
- いずれの学校種でも「聞いたことはない」が8割以上を占め、「聞いたことがあり、内容も知っている」、「聞いたことはあるが、よく知らない」がどちらも1割未満。

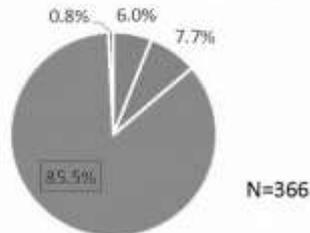
【中学2年生】



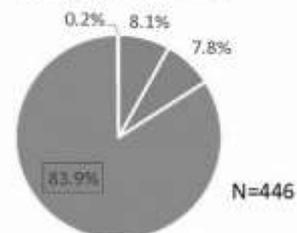
【全日制高校2年生】



【定時制高校2年生相当】



【通信制高校生】



## 6) 茨城県福祉部福祉政策課

### 「令和4年 茨城県ヤングケアラー実態調査報告書」概要版

#### 茨城県ケアラー・ヤングケアラー実態調査結果の概要

1. 調査目的	ケアラー・ヤングケアラーと支援機関双方の課題やニーズを把握し、必要な支援策を検討するために本調査を実施。
2. 実施時期	・ヤングケアラー実態調査: 令和4年4月～7月    ・ケアラー実態調査: 令和4年5月～7月
3. 調査対象	以下のとおり

<ヤングケアラー実態調査>			<ケアラー実態調査>		
<b>(1) 児童・生徒</b>			<b>(4) 当事者</b>		
対象	対象人数	調査方法	対象	対象数	調査方法
小学6年生(全体の約1割の人数を抽出)	約2,400人	書面	高齢者のケアラー (〔6〕アの利用者)	273人	書面
中学生 全学年(全数)	約77,000人	WEB	障害者のケアラー (〔6〕イの利用者)	903人	書面
高校生 全学年(全数)	約76,000人	WEB			
<b>(2) 学校</b>			<b>(5) ケアラー当事者団体</b>		
対象	対象校数	調査方法	対象	対象数	調査方法
小学校 ※各市町村から1校を抽出 (義務教育学校後期課程含む)	44校	WEB	家族の会等	15か所	WEB
中学校(全校) (義務教育学校後期課程含む)	239校	WEB			
中等教育学校(全校)	6校	WEB			
高等学校(全校)	125校	WEB			
<b>(3) 要保護児童対策地域協議会</b>			<b>(6) 支援機関</b>		
対象	対象数	調査方法	対象	対象数	調査方法
市町村要保護児童対策地域協議会	44か所	WEB	ア 地域包括支援センター	91か所	WEB
			イ 障害者相談支援事業所	301か所	WEB
			ウ 民生委員児童委員協議会	140か所	WEB

#### (1) 児童・生徒を対象としたヤングケアラー実態調査 (①世話をしている家族の有無等、②認知度)

- 世話をしている家族がいると回答した児童・生徒の割合は、小学6年生が9.6% (6.5%)、中学生が4.5% (5.7%)、全日制高校生が3.6% (4.1%)、定時制高校生9.4% (8.5%)、通信制高校生12.3% (11.0%)となった。※( )内は国調査の数値。
- 世話をしている家族は、いずれも「きょうだい」の割合が最も高く、次いで「父母」、「祖父母」となっている。
- 中高生全体のヤングケアラーの認知度は、2～3割にとどまっている。

##### ①-1 世話をしている家族の有無 (注)

	調査数 (n)	いる	(国調査) いる	いない	無回答
小学6年生	1904	9.6	(6.5)	88.6	1.8
中学生	14212	4.5	(5.7)	92.3	3.2
全日制高校生	15100	3.6	(4.1)	94.1	2.3
定時制高校生	902	9.4	(8.5)	88.0	2.5
通信制高校生	114	12.3	(11.0)	82.5	5.3

##### ② ヤングケアラーの認知度 (注)

	調査数 (n)	聞いたことがあり 内容も知っている	聞いたことはある が、よく知らない	聞いたことはない	無回答
中学生	14212	21.9	19.0	58.6	0.4
全日制高校生	15100	24.1	17.0	58.2	0.7
定時制高校生	902	20.2	15.7	63.0	1.1
通信制高校生	114	36.0	14.0	46.5	3.5

##### ①-2 世話をしている家族【小学6年生】(複数回答) (注)

	調査数 (n)	母親	父親	祖母	祖父	きょうだい	その他	無回答
小学6年生	183	21.3	14.8	13.1	9.8	62.8	7.1	6.6

##### ①-3 世話をしている家族【中高生】(複数回答) (注)

	調査数 (n)	父母	祖父母	きょうだい	その他	無回答
中学生	940	22.8	14.8	53.1	8.3	13.1
全日制高校生	538	23.8	19.3	42.2	8.4	16.5
定時制高校生	85	29.4	14.1	47.1	10.6	12.9
通信制高校生	14	28.6	7.1	57.1	7.1	7.1

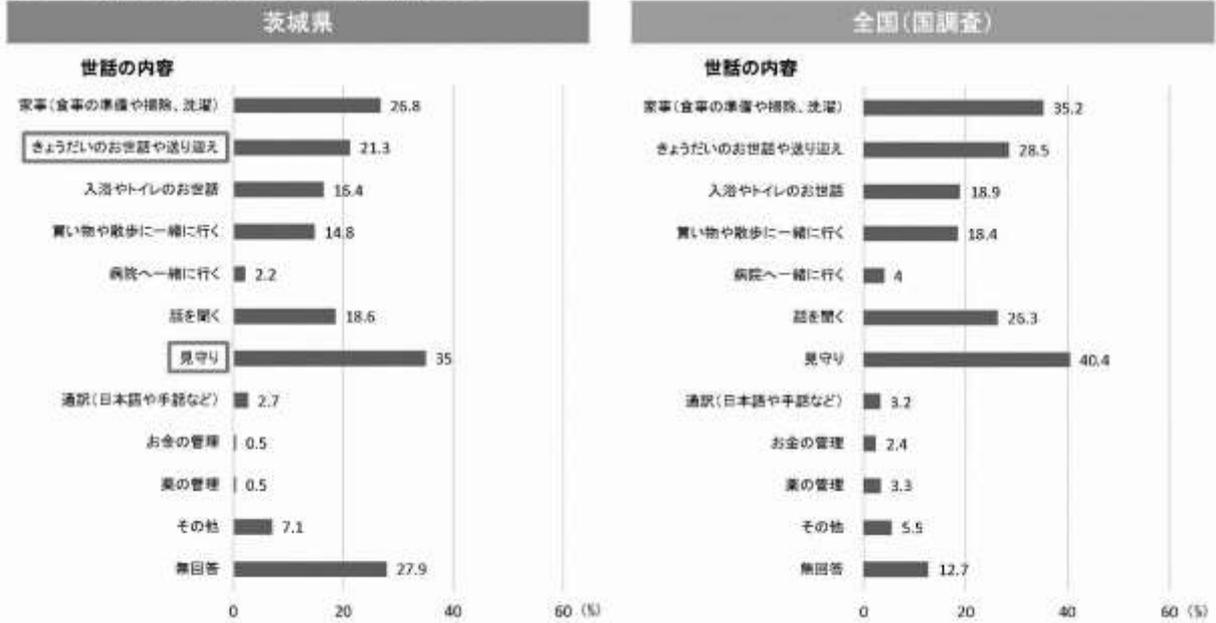
##### ※国調査に関する留意事項

本書における「国調査」とは、厚生労働省が令和2年度から令和3年度にかけて実施したヤングケアラー実態調査を指す。  
本県の調査とは調査対象が異なり、中学生、全日制高校生及び定時制高校生は2年生を、通信制高校生は全学年を対象としている。

(1) 児童・生徒を対象としたヤングケアラー実態調査 (③ 家族の世話の内容)

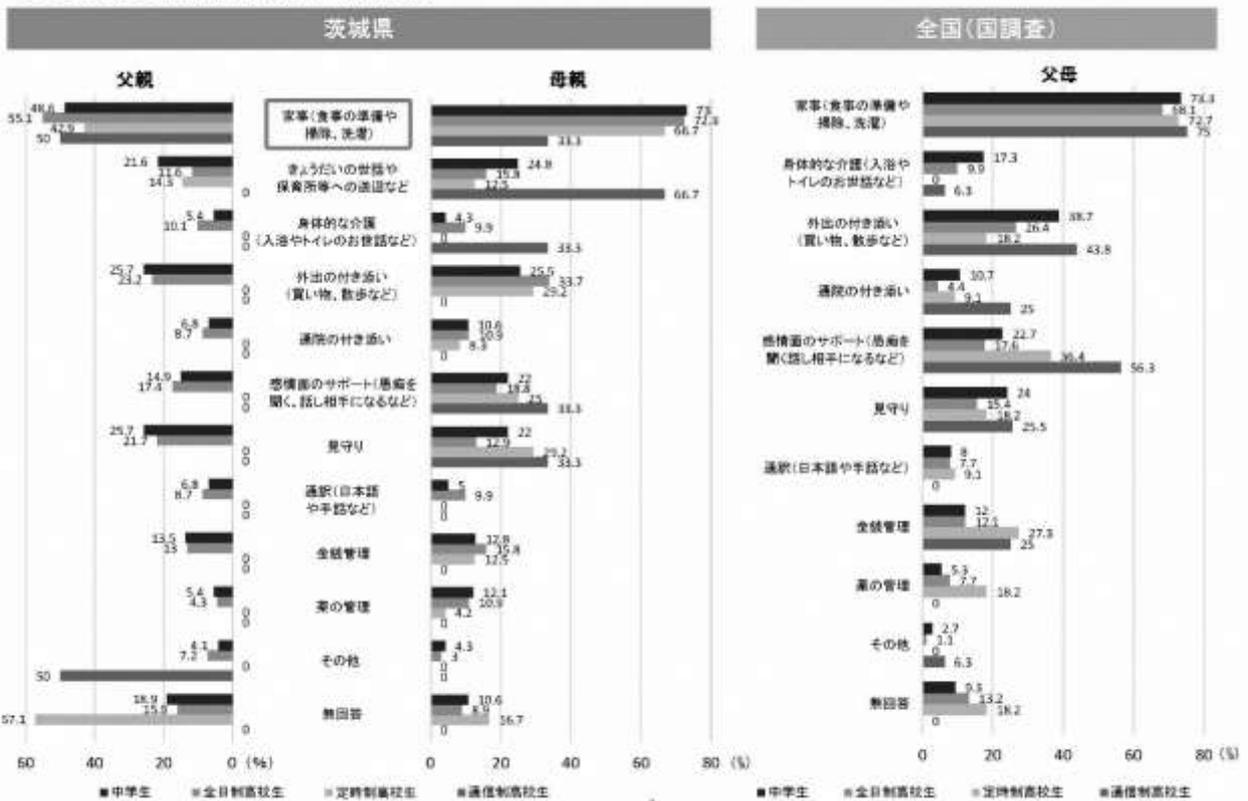
○ 小学6年生、中学生とも全般的に「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」の割合が高いが、小学6年生では、「見守り」や「きょうだいのお世話や送り迎え」の割合が高く、中学生では、父母への世話は「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」、祖父母、きょうだいへの世話は「見守り」の割合が高くなっており、国調査と同様の傾向がみられる。

③-1 家族の世話の内容【小学6年生】（複数回答）



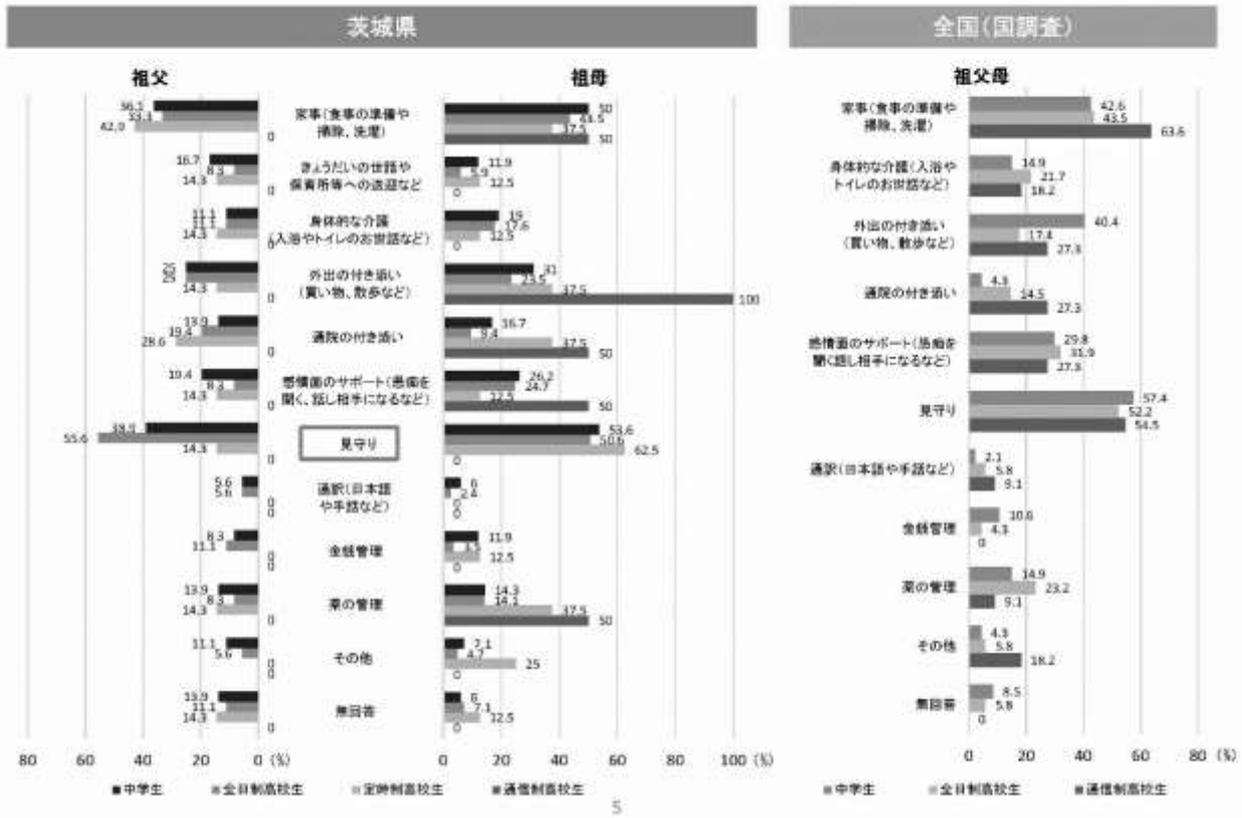
3

③-2 父母の世話の内容【中学生】（複数回答）

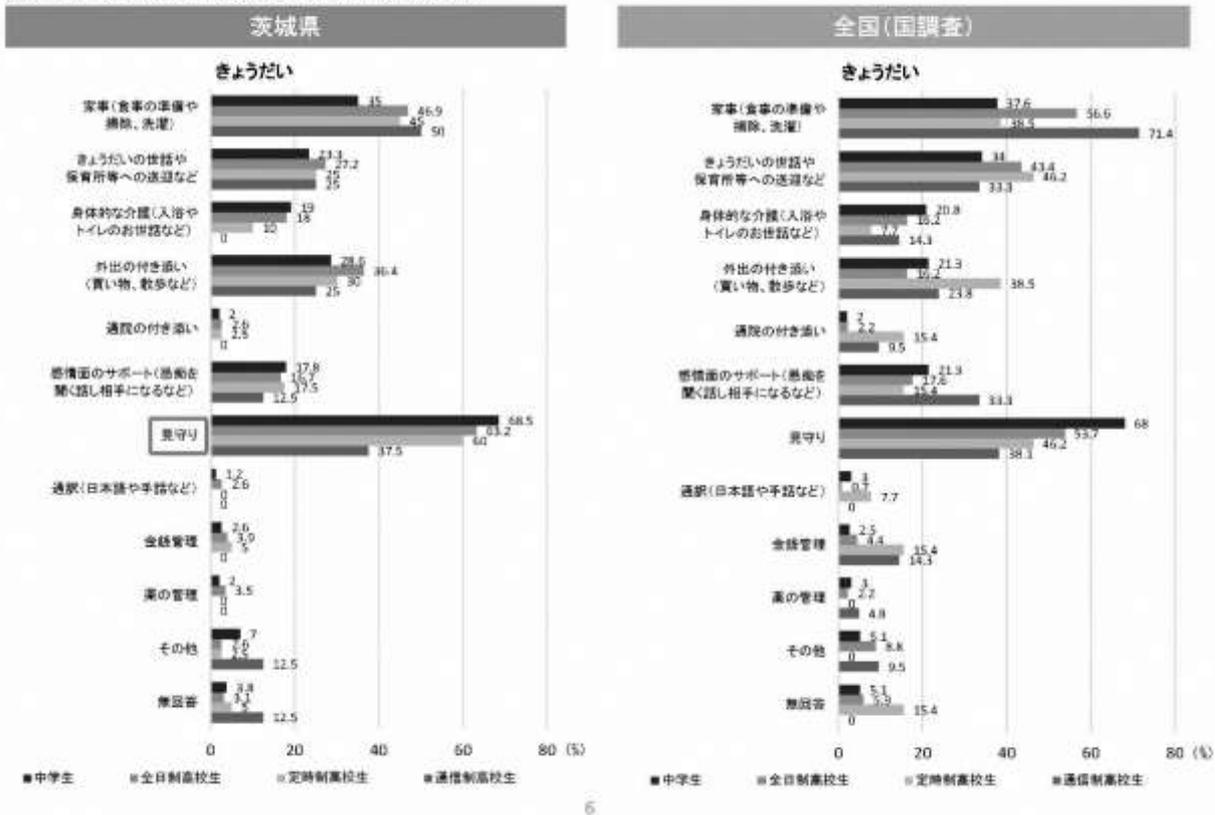


4

③-3 祖父母の世話の内容【中学生】（複数回答）



③-4 きょうだいの世話の内容【中学生】（複数回答）

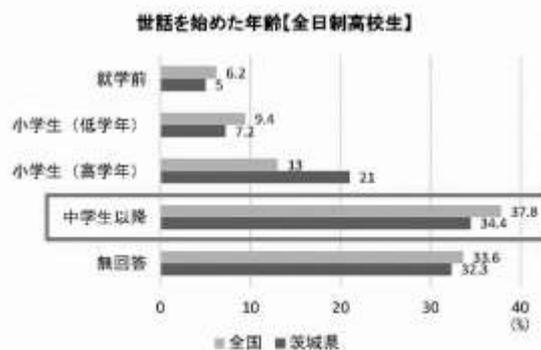
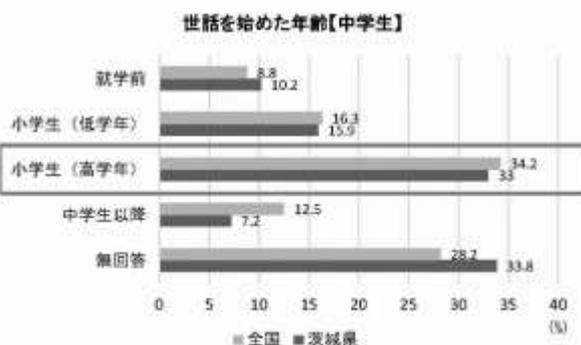
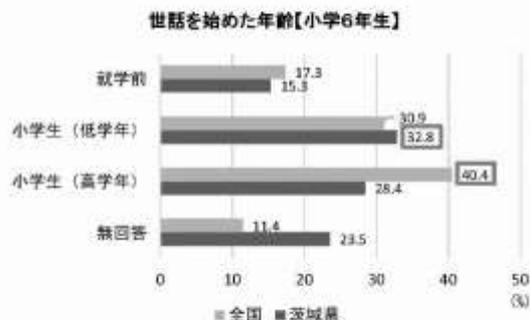


(1) 児童・生徒を対象としたヤングケアラー実態調査 (④世話を始めた年齢)

○ 世話を始めた年齢は、小学6年生について、国調査では「小学生(高学年)」の割合が最も高いが、本県では、「小学生(低学年)」が最も高く、中学生については、国調査と同様に、「小学生(高学年)」が最も高く、全日制高校生については、「中学生以降」が最も高い。

④世話を始めた年齢

	調査数(名)	就学前	小学生(低学年)	小学生(高学年)	中学生以降	無回答
小学6年生	183	15.3	32.8	28.4	-	23.5
中学生	640	10.2	15.9	33.0	7.2	33.8
全日制高校生	538	5.0	7.2	21.0	34.4	32.3
定時制高校生	85	4.7	8.2	25.9	28.2	32.9
通信制高校生	14	0	7.1	14.3	42.9	35.7



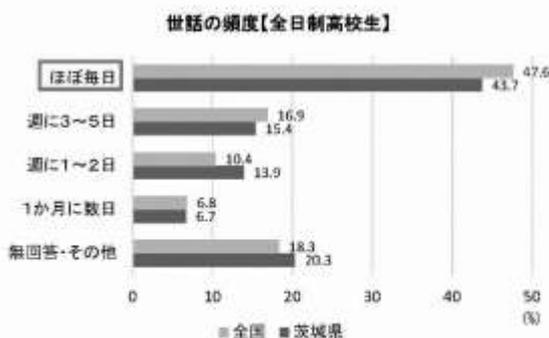
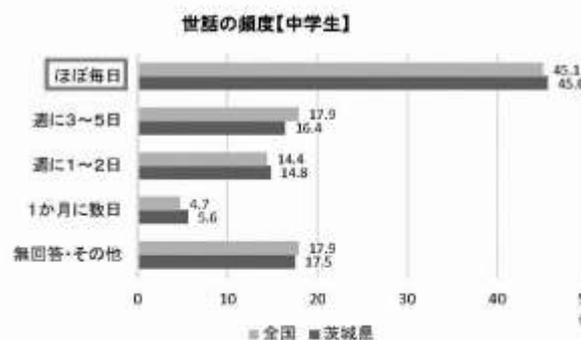
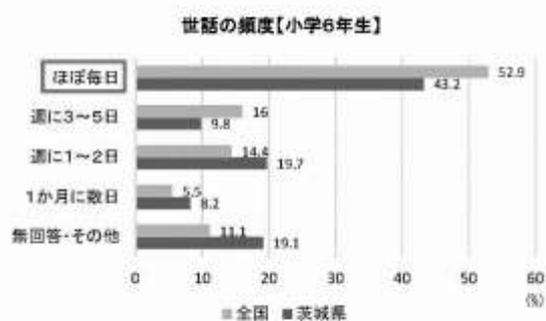
7

(1) 児童・生徒を対象としたヤングケアラー実態調査 (⑤世話の頻度)

○ 世話の頻度は、いずれも国調査と同様に「ほぼ毎日」の割合が最も高いが、小学6年生と全日制高校生では全国より低い。

⑤世話の頻度

	調査数(名)	ほぼ毎日	週に3~5日	週に1~2日	1か月に数日	無回答・その他
小学6年生	183	43.2	9.8	19.7	8.2	19.1
中学生	640	45.6	16.4	14.8	5.6	17.5
全日制高校生	538	43.7	15.4	13.9	6.7	20.3
定時制高校生	85	45.9	12.9	15.3	7.1	18.8
通信制高校生	14	71.4	21.4	0	0	7.1



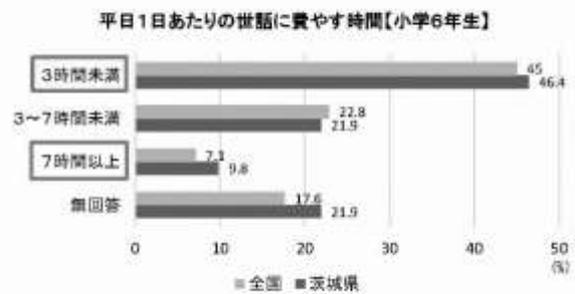
8

(1)児童・生徒を対象としたヤングケアラー実態調査（⑥世話の時間）

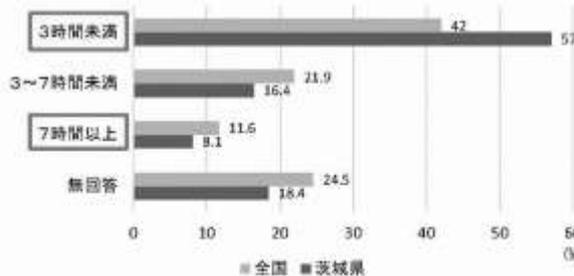
○ 平日1日あたりの世話に費やす時間は、いずれも国調査と同様に「3時間未満」が最も高いが、「7時間以上」も1割弱いる。

⑥平日1日あたりの世話に費やす時間 (注)

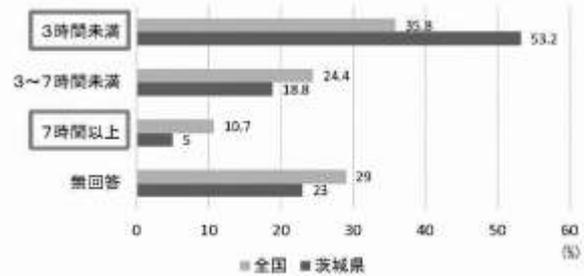
	調査数 (n)	3時間未満	3～7時間未満	7時間以上	無回答
小学6年生	183	46.4	21.9	9.8	21.9
中学生	640	57.0	16.4	8.1	18.4
全日制高校生	538	53.2	18.8	5.0	23.0
定時制高校生	85	48.2	21.2	8.2	22.4
通信制高校生	14	57.1	14.2	7.1	21.4



平日1日あたりの世話に費やす時間【中学生】



平日1日あたりの世話に費やす時間【全日制高校生】



9

(1)児童・生徒を対象としたヤングケアラー実態調査（⑦世話による制約）

○ 世話のためにやりたいけどできていないことは、国調査と同様に、「特になし」が最も高いが、次いで「自分の時間が取れない」が高く、そのほか「友人と遊ぶことができない」、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」、「睡眠が十分に取れない」、「学校に行きたくても行けない」、「進路の変更を考えざるを得ない、もしくは進路を変更した」などの回答もあった。

⑦-1 世話のために、やりたいけどできていないこと（複数回答） (注)

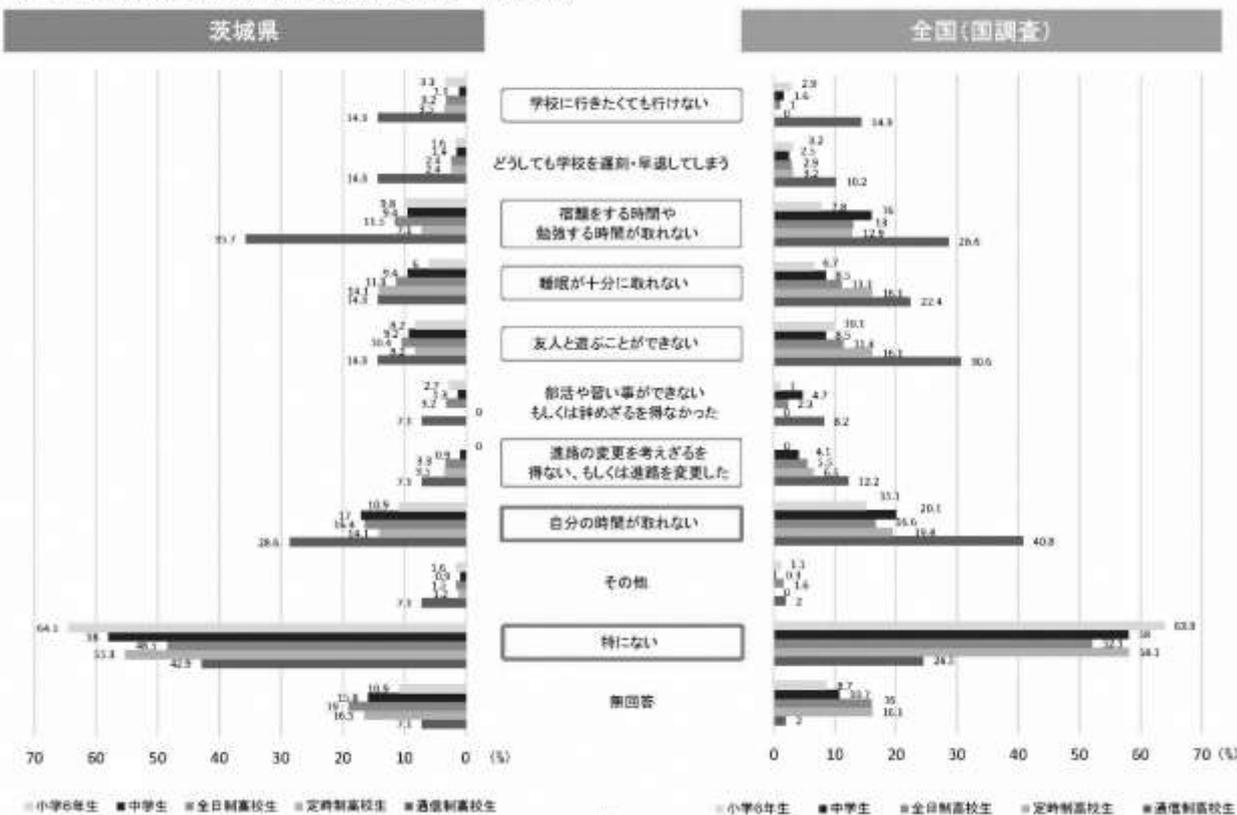
	調査数 (n)	学校に行きたくても行けない※1	どうしても学校を遅刻・早退してしまう	宿題をする時間や勉強する時間が取れない	睡眠が十分に取れない	友人と遊ぶことができない	部活や習い事ができない、もしくは辞めざるを得なかった	進路の変更を考えざるを得ない、もしくは進路を変更した	自分の時間が取れない	その他	特になし	無回答
小学6年生	183	3.3	1.6	9.8	6.0	8.2	2.7	-	10.9	1.6	64.5	10.9
中学生	640	1.1	1.4	9.4	9.4	9.2	1.3	0.9	17.0	0.9	58.0	15.8
全日制高校生	538	3.2	2.4	11.5	11.3	10.4	3.2	3.3	16.4	1.5	48.5	19.0
定時制高校生	85	3.5	2.4	7.1	14.1	8.2	0	3.5	14.1	1.2	55.3	16.5
通信制高校生	14	14.3	14.3	35.7	14.3	14.3	7.1	7.1	28.6	7.1	42.9	7.1

※1 通信制高校生の場合には、当該選択肢を「学校に行きたい日に行けない」とした。

※2 小学6年生の場合には、当該選択肢を設けていない。

10

⑦-2 世話のために、やりたいけどできていないこと（複数回答）



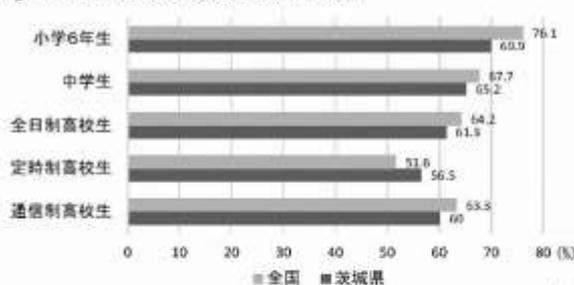
(1) 児童・生徒を対象としたヤングケアラー実態調査（⑧・⑨ 相談の状況）

- 世話について相談した経緯は、国調査と同様に「ない」が5～7割、「ある」は2～3割にとどまっている。
- 世話について相談したことがない理由は、国調査と同様に「誰かに相談するほどの悩みではない」が最も高いが、次いで「相談しても状況が変わるとは思わない」や「家族外の人に相談するような悩みではない」が高く、「家族のここのため話しにくい」との回答もあった。

⑧-1 世話について相談した経緯

	調査数 (n)	ある	ない	無回答
小学6年生	183	17.5	69.9	12.6
中学生	640	21.3	65.2	13.6
全日制高校生	538	21.6	61.3	17.1
定時制高校生	85	29.4	56.5	14.1
通信制高校生	14	28.6	64.3	7.1

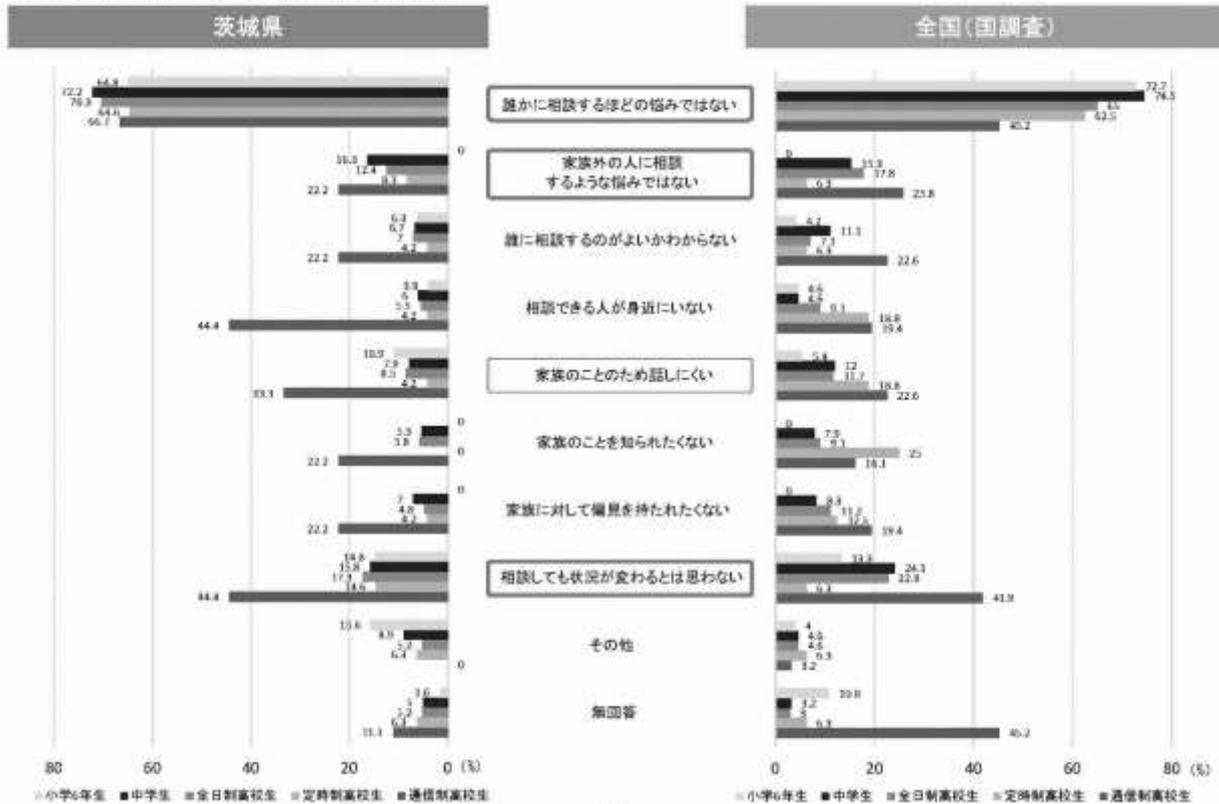
⑧-2 世話について相談したことがない割合



⑨ 世話について相談したことがない理由（複数回答）

	調査数 (n)	誰かに相談するほどの 悩みではない	家族外の人に相談する ような悩みではない	誰かに相談するのが よいかかわからない	相談できる人が 身近にいない	家族のここのため 話しにくい	家族のこと 知られたくない	家族に対して意見を 持たれたくない	相談しても状況が 変わると思わない	その他	無回答
小学6年生	128	64.8	-	6.3	3.9	10.9	-	-	14.8	15.6	1.6
中学生	417	72.2	16.3	6.7	6.0	7.9	5.3	7.0	15.8	8.9	5.0
全日制高校生	330	70.3	12.4	7.0	5.5	8.5	5.8	4.8	17.3	5.2	5.2
定時制高校生	48	64.6	8.3	4.2	4.2	4.2	0	4.2	14.6	6.3	6.3
通信制高校生	9	66.7	22.2	22.2	44.4	33.3	22.2	22.2	44.4	0	11.1

⑩世話について相談したことがない理由（複数回答）



(1) 児童・生徒を対象としたヤングケアラー実態調査（⑩求める支援）

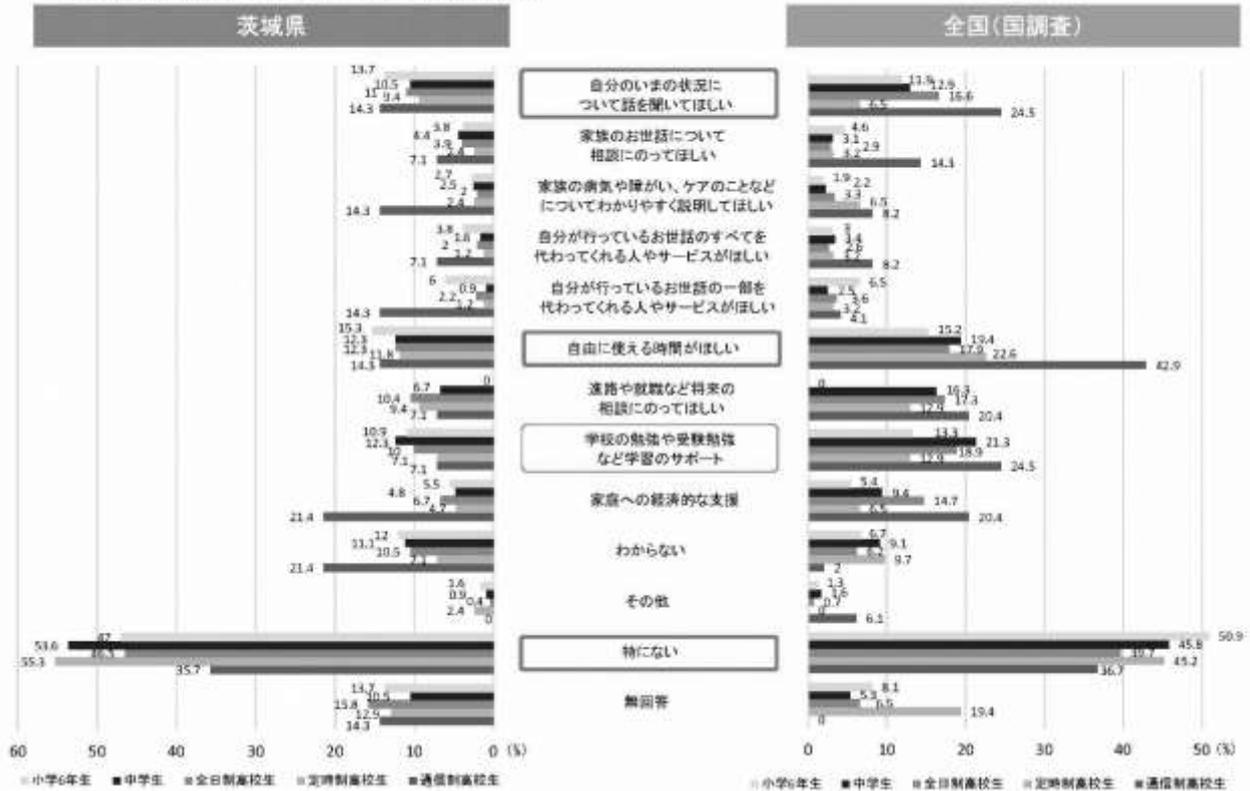
○ 学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援については、国調査と同様に、いずれも「特になし」が約8割となっているが、そのほか「自由に使える時間がほしい」、「自分のいまの状況について話を聞いてほしい」が高く、「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」も一定の回答がみられる。

⑩学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援（複数回答）

(%)

	調査数（人）	自分のいまの状況について話を聞いてほしい	家族のお世話について相談したい	家族の病気や障がい、ケアのことなどについてわかりやすく説明してほしい	自分が行っているお世話のすべてを代わりにしてくれる人やサービスがほしい	自分が行っているお世話の一部を代わりにしてくれる人やサービスがほしい	自由に使える時間がほしい	進路や就職など将来の相談にのってほしい	学校の勉強や受験勉強など学習のサポート	家庭への経済的な支援	わからない	その他	特になし	無回答
小学6年生	183	13.7	3.8	2.7	3.8	6.0	15.3	-	10.9	5.5	12.0	1.6	47.0	13.7
中学生	640	10.5	4.4	2.5	1.6	0.9	12.3	6.7	12.3	4.8	11.1	0.9	53.6	10.5
全日制高校生	538	11.0	3.9	2.0	2.0	2.2	12.3	10.4	10.0	6.7	10.6	0.4	46.5	15.8
定時制高校生	85	9.4	2.4	2.4	1.2	1.2	11.8	9.4	7.1	4.7	7.1	2.4	55.3	12.9
通信制高校生	14	14.3	7.1	14.3	7.1	14.3	14.3	7.1	7.1	21.4	21.4	0	35.7	14.3

⑪学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援（複数回答）

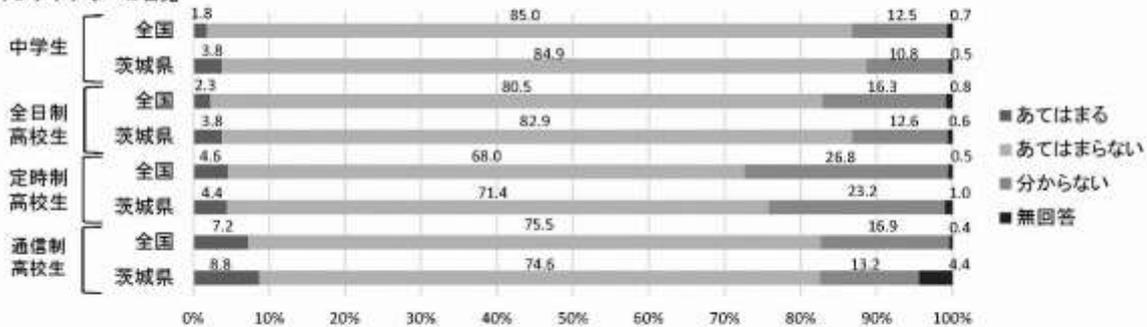


15

(1)児童・生徒を対象としたヤングケアラー実態調査（⑪～⑮ ヤングケアラーの自覚）

○ ヤングケアラーの定義を示し、ヤングケアラーにあてはまるか聞いたところ、あてはまると答えた人は定時制高校生を除き、国調査より高いが、一方で、分からないとの回答は国より低かった。

⑪ヤングケアラーの自覚



○ 世話をしている家族がいると回答した人のうち、ヤングケアラーにあてはまると回答した人は、あてはまらないと回答した人より、世話の頻度が高く、世話の時間が長い傾向があり、世話の負担感が大きいことが伺える。  
分からないと回答した人も同様の傾向があることから、ヤングケアラーの自覚がない可能性が考えられる。

⑫ヤングケアラーの自己認識 × 世話の頻度

ヤングケアラーの自己認識	調査数（n）	世話の頻度 (%)				
		ほぼ毎日	週に3～5日	週に1～2日	1ヶ月に数日	無回答
あてはまる	262	54.2	21.0	14.5	5.3	5.0
あてはまらない	538	40.3	14.1	16.0	6.3	23.2
わからない	443	48.5	16.0	13.1	6.5	15.8

⑬ヤングケアラーの自己認識 × 世話に費やす時間

ヤングケアラーの自己認識	調査数（n）	世話に費やす時間 (%)			
		3時間未満	3～7時間	7時間以上	無回答
あてはまる	262	60.7	24.0	8.8	6.5
あてはまらない	538	53.7	16.5	4.9	24.9
わからない	443	56.7	17.0	8.3	18.1

16

○ ヤングケアラーにあてはまると回答した人は、あてはまらないと回答した人より、「世話による制約」や「学校や大人に助けてほしいこと」など、多くの項目で割合が高い。

分らないと回答した人も同様の傾向があることから、ヤングケアラーの自覚がない可能性が考えられる。

⑭ヤングケアラーの自己認識 × 世話による制約（複数回答）

(%)

		調査数(n)	学校に行きたくても行けない	どうしても学校を退席、早退してしまう	宿題をする時間や勉強する時間が取れない	睡眠が十分に取れない	友人と遊ぶことができない	部活や習い事ができない、もしくは辞めざるを得なかった	進路の変更を考慮できなかった	自分の時間が取れない	その他	特になし	無回答
ヤングケアラーの自己認識	あてはまる	262	5.7	3.8	20.2	15.6	19.1	5.7	5.7	29.4	1.9	42.0	4.6
	あてはまらない	538	1.3	0.7	5.8	5.4	4.6	0.7	0.6	8.7	0.7	61.7	21.6
	わからない	443	1.8	2.9	11.1	14.4	11.1	1.6	2.5	20.1	1.6	54.4	12.9

⑮ヤングケアラーの自己認識 × 学校や大人に助けてほしいこと（複数回答）

(%)

		調査数(n)	自分のいまの状況について話を聞いてほしい	家族のお世話について相談してほしい	家族の雰囲気や障がい、ケアのことなどについてわかりやすく説明してほしい	自分が行っているお世話のすべてを代わりにしてくれる人やサービスがほしい	自分が行っているお世話の1部を代わりにしてくれる人やサービスがほしい	自由に使える時間がほしい	得本の相談にのってほしい	進路や就職など	学校の勉強や受験勉強など学習のサポート	家族への経済的な支援	わからない	その他	特になし	無回答
ヤングケアラーの自己認識	あてはまる	262	18.3	8.8	7.3	5.3	4.2	20.6	11.5	14.5	11.8	11.8	0.8	40.5	5.3	
	あてはまらない	538	6.7	2.0	0.6	0.6	0.6	6.7	6.1	9.9	3.2	8.7	0.6	57.6	14.5	
	わからない	443	11.5	4.1	2.3	1.4	1.6	14.9	10.2	10.8	5.9	13.1	1.4	51.2	9.5	

(2) 学校を対象としたヤングケアラー実態調査（①ヤングケアラーの認知度、②～④状況等）

- ヤングケアラーの概念の認知は、すべての学校種で100%に近く、認知度は高い。一方で、意識して対応している学校は、小学校、中学校、全日制高校で約半数と、対応が分かれている。
- ヤングケアラーと思われる子どもの有無については、小学校、中等教育学校を除き、いずれも「いる」が最も高い。また、小学校では「いない」の割合が、中学校、高等学校に比べ高い。
- ヤングケアラーと思われる子どもが「いる」と回答した学校の子どもの状況については、いずれも「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が最も高い。高校では「家計を支えるために、アルバイト等をしている」も高く、また、小学校、中学校、全日制・定時制高校において、「家族の通訳をしている」も2割～5割程度みられた。
- 外部の支援につないだケースの有無は、いずれも「外部の支援につないでいない」が最も高い。

①ヤングケアラーの概念の認知

認知している (%)

	調査数(n)	言葉を知らない	言葉は聞いたことがあるが、具体的には知らない	言葉は知っているが、学校としては特別な対応をしていない	言葉を知っており、学校として意識して対応している	無回答
小学校	39	0.0	0.0	53.8	43.6	2.6
中学校	166	0.6	1.8	47.0	50.6	-
中等教育学校	4	0.0	0.0	100.0	0.0	-
全日制高校	75	0.0	1.3	50.7	48.0	-
定時制高校	7	0.0	0.0	28.6	71.4	-
通信制高校	5	0.0	0.0	80.0	20.0	-
複数課程併設高校	5	0.0	0.0	40.0	60.0	-

②ヤングケアラーと思われる子どもの有無 (%)

	調査数(n)	いる	いない	わからない
小学校	39	23.1	51.3	25.6
中学校	166	46.4	33.1	20.5
中等教育学校	4	0.0	75.0	25.0
全日制高校	75	48.0	21.3	30.7
定時制高校	7	85.7	14.3	0.0
通信制高校	5	40.0	20.0	40.0
複数課程併設高校	5	80.0	20.0	0.0

※複数課程併設高校は、全日制・定時制併設高校と定時制・通信制併設高校の合計。以下同じ。

③「ヤングケアラー」と思われる子どもの状況（複数回答）

(%)

	小学校 (n=9)	中学校 (n=77)	全日制高校 (n=36)	定時制高校 (n=6)	通信制高校 (n=2)	複数課程 併設高校 (n=4)
障がいや病気のある家族に代わり、家事をしている	0.0	27.3	36.1	66.7	0.0	25.0
家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている	66.7	77.9	66.7	100.0	100.0	100.0
家族の代わりに、障がいや病気のあるきょうだいの世話をしている	11.1	5.2	11.1	16.7	0.0	25.0
目の離せない家族の見守りや声掛けをしている	0.0	15.6	13.9	0.0	0.0	25.0
家族の選択をしている	33.3	23.4	36.1	50.0	0.0	25.0
家計を支えるために、アルバイト等をしている	-	2.6	44.4	83.3	100.0	25.0
アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している	0.0	1.3	2.8	16.7	0.0	25.0
病気の家族の看病をしている	0.0	10.4	19.4	16.7	0.0	0.0
障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている	0.0	14.3	19.4	0.0	50.0	25.0
障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	11.1	6.5	2.8	0.0	0.0	0.0

④外部の支援につないだケースの有無（複数回答）

(%)

	小学校 (n=9)	中学校 (n=77)	全日制高校 (n=36)	定時制高校 (n=6)	通信制高校 (n=2)	複数課程 併設高校 (n=3)
要対応に通告したケースがある	0.0	9.1	2.8	0.0	0.0	0.0
要対応に通告するほどではないが、学校以外の外部の支援につないだケースがある	44.4	36.4	13.9	33.3	0.0	25.0
外部の支援につないでいない	44.4	54.5	83.3	83.3	100.0	75.0

19

(2)学校を対象としたヤングケアラー実態調査（⑤必要な支援）

- 支援のために必要だと思うことは、「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」、「教職員がヤングケアラーについて知ること」といった普及啓発と、「子どもが教員に相談しやすい関係をつくること」、「SSWやSCなどの専門職の配置が充実すること」、「学校がヤングケアラーの支援について相談できる機関があること」といった相談体制が必要と考えている学校が多い。

⑤支援のために必要だと思うこと（複数回答）

(%)

	小学校 (n=39)	中学校 (n=166)	中等教育 学校(n=4)	全日制高校 (n=75)	定時制高校 (n=7)	通信制高校 (n=5)	複数課程 併設高校 (n=5)
子ども自身がヤングケアラーについて知ること	92.3	76.5	100.0	92.0	85.7	60.0	80.0
教職員がヤングケアラーについて知ること	94.9	88.6	100.0	90.7	71.4	80.0	100.0
学校にヤングケアラーが何人いるか把握すること	71.8	62.7	100.0	57.3	14.3	20.0	40.0
SSWやSCなどの専門職の配置が充実すること	56.4	66.3	75.0	50.7	28.6	20.0	60.0
子どもが教員に相談しやすい関係をつくること	94.9	84.3	75.0	82.7	71.4	100.0	80.0
ヤングケアラーについて検討する組織を校内につくること	23.1	29.5	25.0	21.3	14.3	0.0	20.0
学校にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口があること	53.8	50.0	25.0	40.0	14.3	40.0	40.0
学校がヤングケアラーの支援について相談できる機関があること	56.4	53.6	50.0	50.7	71.4	40.0	20.0
ヤングケアラーを支援するNPOなどの団体が増えること	25.6	42.8	0.0	26.7	71.4	0.0	40.0
福祉と教育の連携を高めること	28.2	19.9	0.0	12.0	0.0	0.0	20.0
その他	2.6	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特になし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

20

(2)学校を対象としたヤングケアラー実態調査 (⑥具体的な対応事例)

○ ヤングケアラーと思われる生徒への対応において、学校以外の外部支援につないだ事例について、ヒアリング調査を実施した。

⑥具体的な対応事例

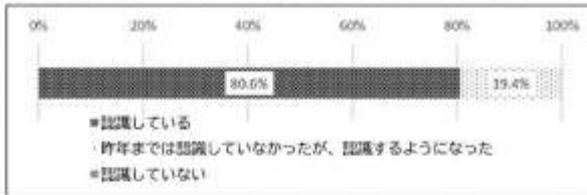
	事例1 (ひとり親のケース)	事例2 (祖父母と暮らすケース)
事例の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学3年女子。</li> <li>・ 母と5人きょうだい(兄、本人、弟2人(幼児)、妹1人(乳児))の家族。</li> <li>・ 母が外出する時、本人は早退し、幼いきょうだいの子守をしている。</li> <li>・ 本人は、家事や食事作りのほか、乳児にミルクを飲ませたり、風呂に入れることもある。</li> <li>・ 本人は学校を休みはじめ、勉強もついていけず、友人とも疎遠になっている。高校に行きたいと言っているが、学校の授業についていけなくなっている。</li> <li>・ 精神的に不安定で、ピアス、髪を染める、リストカットなどもあり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学2年女子。</li> <li>・ 高齢の祖母と中学生の姉、本人の3人家族。</li> <li>・ 近隣に住む「おば」が、時々訪問し、姉妹の面倒を見てくれている。</li> <li>・ 姉妹はしっかりした子ども達で、特に欠席はない。</li> <li>・ 家では姉妹で助け合い家事をしているが、祖母は高齢のため、学校への提出書類等の対応が困難で、保護者の承諾が必要な書類等の提出が遅れがち。</li> <li>・ 身だしなみが整っていない。</li> </ul>
発見・支援までの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が不登校気味になり、面談や家庭訪問を行うことによりヤングケアラーと判断した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校において姉からの聞き取りを行った際に判明した。</li> </ul>
SSW、SCの関わり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SSWは月1回家庭訪問をしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導部委員会において毎週SSWに参加してもらい、情報交換をしている。</li> </ul>
困りごとを抱える生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担任が毎日声掛けするなど、気にかけている。</li> <li>・ 本人は教室で授業を受けるのが負担となっているため、校内に設けられているフリースペースに登校している。フリースペースはリラックスできるため、本人はそこには来られている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市のケース会議において、市の福祉担当課、学校、教育委員会が情報共有し、市が福祉的支援に動いている。</li> <li>・ 姉は中学卒業後、寮がある高校に進学。弁護士なども関わり、祖母の施設入所を勧めている。</li> <li>・ 学校としては、生徒の様子を見て、声をかけしたり、「おば」へ電話連絡し、進路関係の情報提供などを行っている。</li> </ul>
配慮していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導部会で毎週、現状を情報共有している。</li> <li>・ 市の福祉担当課と情報共有している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周りに気付かれないようさりげなく声掛けをしている。</li> <li>・ 担任や養護教諭など複数人で見守りをしている。</li> </ul>
支援にあたって必要なこと、難しい点、課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は家庭訪問や面談を行い、本人が学校に来られるよう家庭に働きかけているが、保護者の理解が得られていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校だけでは支援が難しい。学校から支援を求めた上、市や教育委員会と連携し、福祉的な支援が必要。</li> <li>・ 本ケースはたまたま本人から相談があり、把握できたが、子ども達から家庭の状況を言うことは少なく、家庭内の状況把握が難しい。コロナの影響等もあり家庭訪問が難しくなり、一層把握が難しくなっている。</li> </ul>

	事例3 (きょうだいの多いケース)	事例4 (家族が病気のケース)
事例の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学3年女子。</li> <li>・ 父、母と5〜6人きょうだい(高校生の姉、本人、幼稚園や乳児)の家族</li> <li>・ 子どもが多く、母親の育児や家事負担が大変であるため、姉と本人が家事や幼いきょうだいの世話を手伝っている。</li> <li>・ 本人は5月半ばから不登校。担任が家庭訪問し、本人と会えた際には、学校に行きたい、テストを受けたいなどの訴えがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学3年女子。</li> <li>・ 父、母、姉、兄、本人の5人家族。</li> <li>・ 母親の通院の付き添いや入退手続きなどの世話をしていた。</li> <li>・ 母親は精神的に不安定で、通院、入院を繰り返していたが、現在は保護され、家庭にはいない。</li> <li>・ 食事は、両親が準備してくれないため、自分(兄姉)で何とかしている。</li> <li>・ 現在は学校には来れていない。</li> </ul>
発見・支援までの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 姉が在学中、姉の話から担任が家庭環境を把握していたため、本人が入学した際も話を引き継いでいた。</li> <li>・ 市の福祉担当課につなぎ、福祉的支援をメインに支援している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校低学年まで市の子育て担当課の支援を受けていたが、その後解消されている。</li> <li>・ 中学2年時に母親が入院した際は、入院の手続きを本人が行ったようだ。</li> <li>・ 中学2年時に母親が入院したのをきっかけに学校を欠席しがちになり、ヤングケアラーと認知し、市の子育て担当課に再度つないだ。</li> </ul>
SSW、SCの関わり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SSWは今後関わってもらう予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 父親、本人が希望しないため、未実施。</li> <li>・ 市の教育相談員とはつながっていた。</li> </ul>
困りごとを抱える生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担任が家庭訪問を継続している。</li> <li>・ 学校は生徒指導主事が調整担当となり、市の福祉担当課をはじめとして他機関と連携支援に取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の子育て担当課と連携し、定期的に家庭訪問を実施している。</li> <li>・ 家庭へ定期的に電話連絡をしている。</li> <li>・ 必要に応じ、父親との面談を実施している。</li> </ul>
配慮していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人は自宅学習している様子であるため、家庭訪問をして、学校の様子を伝えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生存確認を行っている。</li> <li>・ 家庭とのつながりと連絡が途切れないようにしている。</li> </ul>
支援にあたって必要なこと、難しい点、課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校だけでは家庭内の状況を把握しきれない。外部機関に把握をお願いしたい。</li> <li>・ SSWの派遣の回数を増やしてもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者の理解・協力が得られないため、状況の把握・具体の支援が難しい。</li> <li>・ ネグレクトの傾向がみられるので、虚構も視野に入れて対応しなければいけない。</li> </ul>

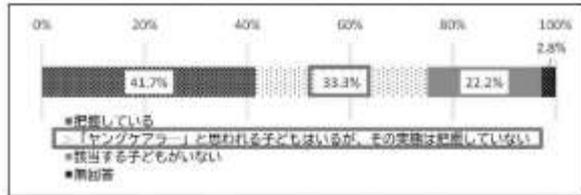
(3) 要保護児童対策地域協議会を対象としたヤングケアラー実態調査 (①ヤングケアラーの認知度、②③実態の把握)

- ヤングケアラーという概念の認知は、「認識している」、「昨年までは認識していなかったが、認識するようになった」の合計が100%であり、認知は高い。
- ヤングケアラーと思われる子どもの実態把握は、「把握している」が41.7%であるが、「『ヤングケアラー』と思われる子どもはいるが、その実態は把握していない」が33.3%みられた。
- ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握していない理由は、「家庭内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」が91.7%、「ヤングケアラーである子ども自身やその家族が『ヤングケアラー』という問題を認識していない」が50%と高いが、次いで「学校などでの様子を迅速に確認、把握することが難しい」、「介護や障害等の課題に関して、各関係機関や団体などの情報共有が不足している」との回答も25%あった。

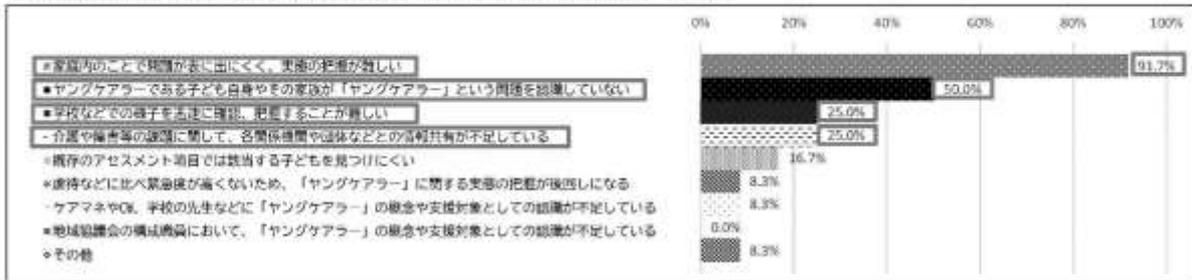
①ヤングケアラーの概念の認知 (n=36)



②ヤングケアラーと思われる子どもの実態の把握 (n=36)



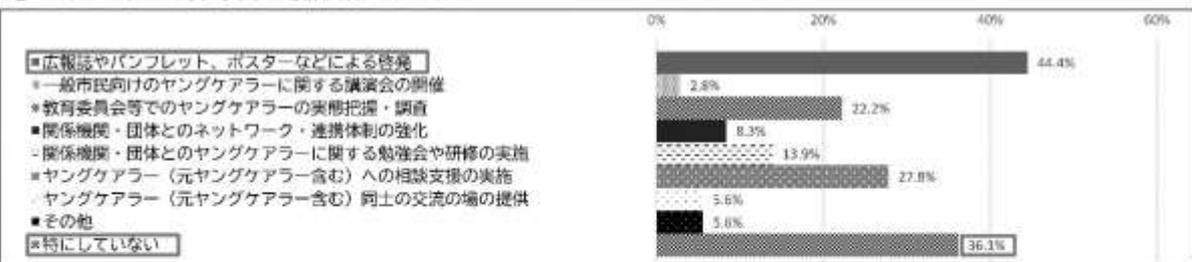
③ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握していない理由 (複数回答) (n=12)



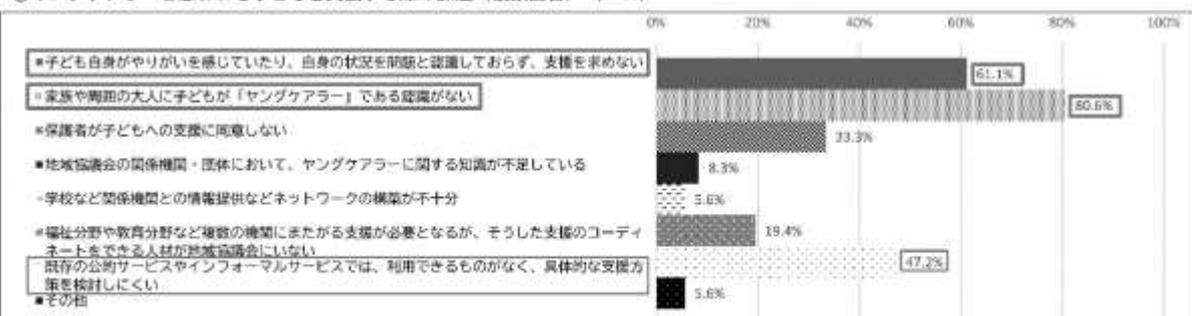
(3) 要保護児童対策地域協議会を対象としたヤングケアラー実態調査 (④取組、⑤課題)

- ヤングケアラーに対する取組は、「広報誌やパンフレット、ポスターなどによる啓発」が最も高く44.4%であるが、「特にしていない」という回答も36.1%あった。
- 支援する際の課題は、「家族や周囲の大人に子どもが『ヤングケアラー』である認識がない」が最も高く80.6%、次いで「子ども自身がやがいを感じていたり、自身の状況を前向きと認識しておらず、支援を求めない」が61.1%だが、「既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方法を検討しにくい」も47.2%みられた。

④ヤングケアラーに対する取組 (複数回答) (n=36)



⑤ヤングケアラーと思われる子どもを支援する際の課題 (複数回答) (n=36)





## 報告書制作担当者名

所 属	役 職	氏 名
古河市役所 福祉部 福祉推進課	課 長	池 澤 健 嗣
古河市役所 福祉部 福祉推進課	係 長	森 田 暁 人
古河市役所 福祉部 福祉推進課	主 事	勝 菜 美 子
(株)都市計画センター	業務総括	山 田 幸 雄
(株)都市計画センター	計画部長	勅使河原貴志
(株)都市計画センター	主 任	太田 真奈美

## 子どもの貧困・ヤングケアラーに関する アンケート調査報告書

古河市 福祉部 福祉推進課

〒306-0221 茨城県古河市駒羽根 1501 番地  
(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-5771 FAX 0280-92-7564

URL <https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp>